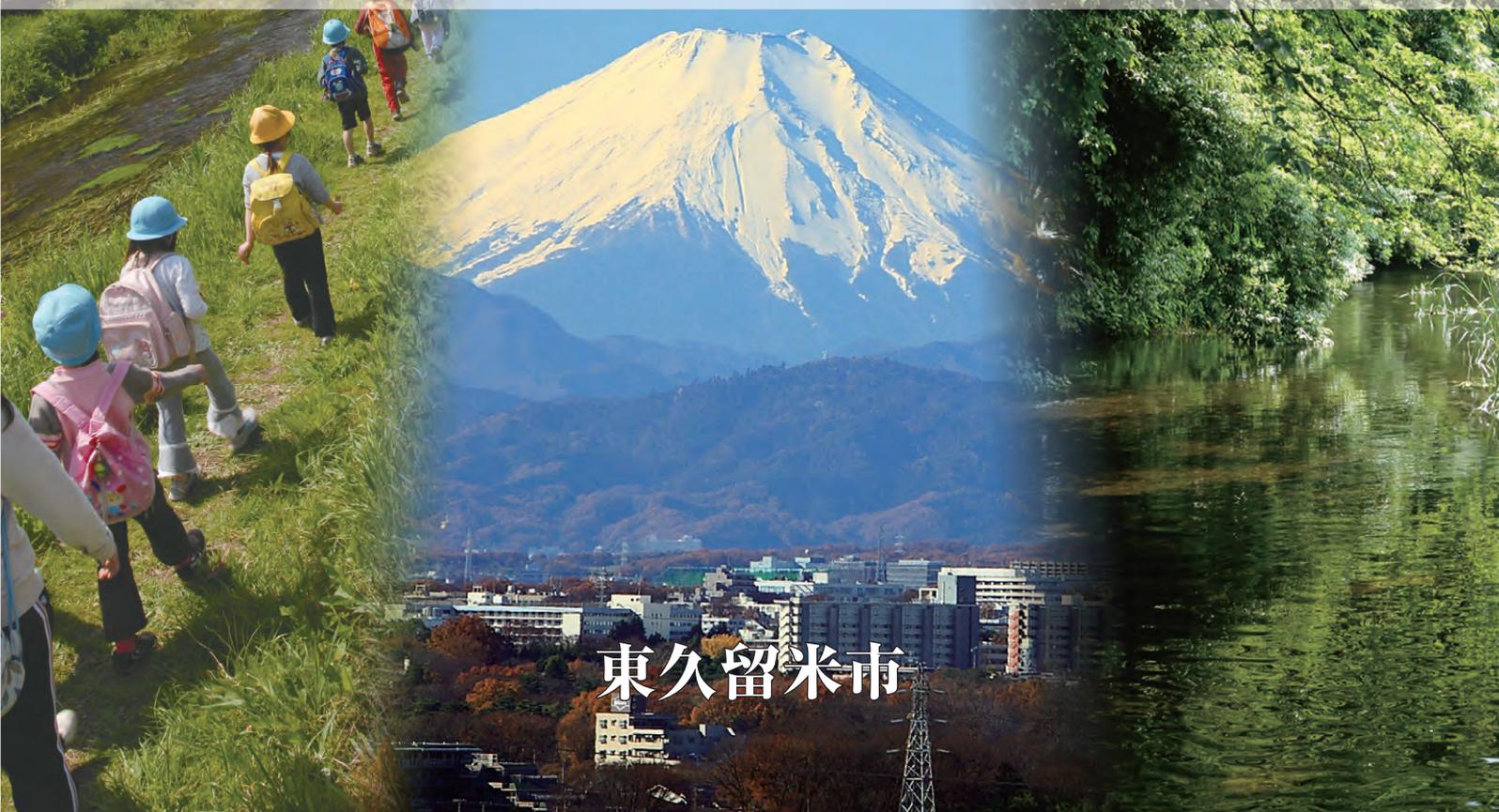


東久留米市第4次長期総合計画

“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米

基本構想・基本計画



東久留米市

第4次長期総合計画の策定にあたって

東久留米市は、高度経済成長期にあった昭和40年代、人口・産業の大都市集中を受けて、ひばりが丘、上の原、滝山の各地域に大規模団地が建設され、本格的な人口急増が始まり、併せて、都市・交通インフラの整備も進められてきました。

こうして、都市圏における住宅都市として発展してきた東久留米市は、東京で唯一、平成の名水百選に選ばれた落合川と南沢湧水群（平成20年6月）などの多くの豊かな自然が残され、自然との調和、融和が図られた質の高い住環境を形成しています。（平成22年12月17日には、秋篠宮殿下をお迎えし、本市の湧水を題材とした「湧水保全フォーラム全国大会 in ひがしくるめ」が開催されました。）



さて、21世紀も10年が過ぎました。少子高齢社会が進行し、人口減少社会が到来するとともに、社会・経済の先行きは不透明感を高め、地球規模での環境問題など、かつて、期待に胸を膨らませた時代とは幾分様相が異なっています。一方、国においては、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすることを目的に、地方自治法等の一部改正が予定され、基礎的自治体の能力・規模に応じた権限と財源の移譲、国と地方の二重行政の解消などの議論、協議が重ねられています。国のこのような動きは、基礎的自治体がより一層の自主性と自律性を高めることを要請されたものと真摯に受け止めています。

私は、こうした不透明、不確実な時代にあっても、将来の環境や次世代の利益を損なわせることのないまちづくりを自治の主役であるすべての市民とともに実践し、新しい時代の将来都市像『“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米』をめざします。

終わりに、本長期総合計画の策定にあたりまして、市民フォーラムや意見交換会、パブリックコメントなど、さまざまな場面で貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆さま、長期総合計画基本構想審議会委員の方々々に心より感謝を申し上げます。

平成23年3月
東久留米市長

馬場一彦

市民憲章

さわやかな空気と、水と緑に恵まれた東久留米。そこには古くから、武蔵野の自然と人間の営みがありました。

わたくしたちは、この先人の歩みを大切にし、未来へつながるふるさととしてここに新しい文化を育て、よりよいまちをつくるため、市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

自然を生かし、清潔で調和のとれたまちをつくります。

お互いを重んじ、心をくばり、誰もが明るく暮らせるまちをつくります。

子どもたちがいきいきと育ち、おとしよりも生きがいのあるまちをつくります。

自由を愛し、勇気をもって秩序あるまちをつくります。

知恵をだしあい、進んでまちづくりに参加し、住みよい東久留米をつくります。



市章

「東久留米」の「ひ」の字をメカニックにデザインし、円という静止の状態から外へ飛躍しようというイメージを表現し、新しく発展していく東久留米市を象徴しています。昭和45年10月1日に制定されました。



市の木「イチョウ」

市の木「イチョウ」は、優雅で、緑濃く、公害に強いなど、都会的な樹木です。特に秋の黄葉はみごとで、その落葉の景観はすばらしく、本市のシンボルとしてふさわしいものです。



市の花「ツツジ」

市の花「ツツジ」は、植樹もしやすい家庭的な花で、「万葉集」にも詠まれるほど古くから愛されています。一輪一輪のつつましい美しさ、群生の華麗さは市民に親しまれる要素として十分なものがあります。



市の鳥「オナガ」

市の鳥「オナガ」は、スズメ目カラス科の鳥で、四季を通じて本市に生息しています。オナガどうしは仲がよく、力を合わせて事に当たるという習性があり、市の鳥としてふさわしいといえます。

目次

基本構想

基本構想改定の趣旨	1
第4次長期総合計画の体系と基本構想の役割	1
目標年次	1
1. まちの将来像	2
2. まちづくりの基本理念	2
3. 基本構想実現のために	3
4. 基本構想体系図	4
5. まちづくりの基本目標	5
6. 基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）	8
7. 人口と土地利用に関する方針	11

基本計画

基本計画策定の趣旨	13
基本計画の期間	13
施策の体系	14
基本計画の見方	16

計画を推進していくために

1 市民と行政の協働によるまちづくり	20
1-1 市民協働の推進	20
1-2 市民と行政の情報共有	21
2 互いに尊重しあえる意識の醸成	22
2-1 平和と基本的人権の尊重	22
2-2 男女共同参画の推進	23
3 行財政改革の推進	24
3-1 計画的・効率的な行政運営	24
3-2 財政基盤の構築	25
3-3 人材の育成と活用	26

にぎわいと活力あふれるまち

1 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上	28
1-1 都市農業の活性化	28
1-2 商工業の活性化	30
1-3 消費生活の向上	32
2 地域力向上への支援	34
2-1 コミュニティ活動への支援	34
2-2 地域間交流の推進	36

住みやすさを感じるまち

1	生活の安全・安心の向上	40
1-1	災害対策の充実	40
1-2	防犯対策の充実	42
1-3	交通安全の推進	44
2	生活の快適性を支えるまちづくり	46
2-1	道路の整備	46
2-2	都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導	48
2-3	交通環境の充実	50
2-4	公共下水道の整備	52

健康で幸せにすごせるまち

1	高齢者福祉の推進	56
1-1	地域福祉基盤の育成・強化	56
1-2	交流の場と安全の確保	58
1-3	自立生活への支援	60
1-4	介護保険制度の運営	62
2	障害者福祉の推進	64
2-1	日常生活への支援	64
2-2	日中活動への支援	66
2-3	障害児への療育支援	68
3	健やかな生活を支える保健医療の推進	70
3-1	保健医療体制の充実	70
3-2	健康づくりの推進	72
3-3	医療保険制度の運営	74
3-4	生活の安定と自立に向けた支援	76

子どもの未来と文化をはぐくむまち

1	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	80
1-1	保育サービスの充実	80
1-2	親と子の健康の確保及び増進	82
1-3	子育て家庭の負担軽減	84
1-4	家庭・地域における子育て力の向上	86
1-5	支えが必要な子どもと家庭への取り組み	88
2	活力ある学校づくり	90
2-1	健やかな心と体の育成	90
2-2	確かな学力の育成	92
2-3	信頼される教育の推進	94
2-4	安全・安心な学校づくり	96

3	生涯学習の推進	98
3-1	生涯学習活動の充実	98
3-2	図書館サービスの充実	100
3-3	文化財の保護・活用	102
3-4	市民スポーツの振興	104

地球環境にやさしいまち

1	水と緑にふれあうまちづくり	108
1-1	水辺環境の保全と活用	108
1-2	緑の保全と活用	110
2	環境負荷低減の推進	112
2-1	総合的環境施策の推進	112
2-2	資源循環型社会の推進	114

資料編

	東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例	118
	東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿	119
	諮問書	120
	答申書	120
	答申にあたって	121
	東久留米市長期総合計画基本構想審議会審議経過	122
	市民参加事業の状況	123
	主な市民参加事業の実施概要	124
	東久留米市第4次長期総合計画策定委員会設置要綱	128
	用語集	131

文中で「※」の付いている言葉は用語集に説明を掲載しています。

基本構想

基本構想改定の趣旨

昭和44年に改正された地方自治法により、市町村は、その地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることが義務付けられました。この背景には、高度経済成長期にあり、人口・産業の大都市集中を受けて、一連の全国総合開発計画^{*}のなかでも最も開発志向の強い計画であったと言われる新全国総合開発計画^{*}の策定がありました。その頃、純農村であった東久留米市には東京都区部の過密化激化の余波を受け、大規模団地が建設され、人口急増による早急なインフラ^{*}整備が課題となりました。こうした状況を踏まえ市は、右肩上がりの経済成長を背景に、昭和47年、「快適で健康な緑と太陽に恵まれた住宅都市」をまちの将来像に掲げ、第1次長期総合計画を策定しました。

その後、第2次、第3次長期総合計画を策定し、両基本構想において等しく掲げた将来都市像である「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」の実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

そして、昨年、第3次基本構想の目標年次満了を迎え、第4次長期総合計画のスタートの年となる本年、地方分権改革^{*}の流れにより、市町村に基本構想を策定することを義務付けていた地方自治法条文の廃止が予定されています。これにより、市町村は、名実ともに自立した都市経営の要請を受けることとなりますが、本市における基本構想とは、今後においても最大限尊重されるべきものであるとしたうえで、市民憲章の精神に則った住民自治の実現を図るため、新しい基本構想を策定することとします。

第4次長期総合計画の体系と基本構想の役割

第4次長期総合計画は、基本構想・基本計画から構成され、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。

基本構想は、東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。

基本計画は、基本構想を実現するための施策の大綱に基づいて、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

目標年次

本基本構想の目標年次は、平成32（2020）年とします。

1. まちの将来像

東久留米市の将来像を、

「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」

として掲げます。

いつの時代においても、わたくしたちには変えてはならないもの、変わらずに守りはぐくんでいかなければならないものがあります。それは、東久留米の象徴であり、誇りでもある湧水や河川に代表される「水」と雑木林や緑地に代表される「緑」、そして「人と人とのつながり」です。

わたくしたちは、この豊かな自然を守りながら、ふれあい、支えあい、助けあい、そこから生み出されるにぎわいと活力により、本基本構想におけるまちの将来像「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」をめざします。

2. まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現するために、人を大切に、みんなが輝き、互いに支えあうまちづくりの基本理念を、

「みんなが主役のまちづくり」

とします。

まちづくりの主役であるわたくしたち、市民一人ひとりが自立し、支えあいながら、さまざまな場面で主体的に力を発揮します。

わたくしたちは、子どもたちの将来に負担を残さないよう、持続可能^{*}な市の発展の一翼を担って「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

3. 基本構想実現のために

「自然 つながり 活力あるまち」東久留米」の実現に必要な施策全体に共通する基本的な考え方を示し、まちづくりの基本目標・基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）へとつなげていきます。

■ 市民と行政の協働によるまちづくり

本基本構想のまちづくりの基本理念にもあるとおり、まちづくりの主役は言うまでもなく市民です。市民活動団体などと行政がそれぞれの特長を活かしながら協働^{*}し、多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みに努めます。協働体制を強化していくためにも、市民と行政との信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的な情報の共有化を図ります。

■ 互いに尊重しあえる意識の醸成

平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことです。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくります。

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会^{*}の実現を図ります。

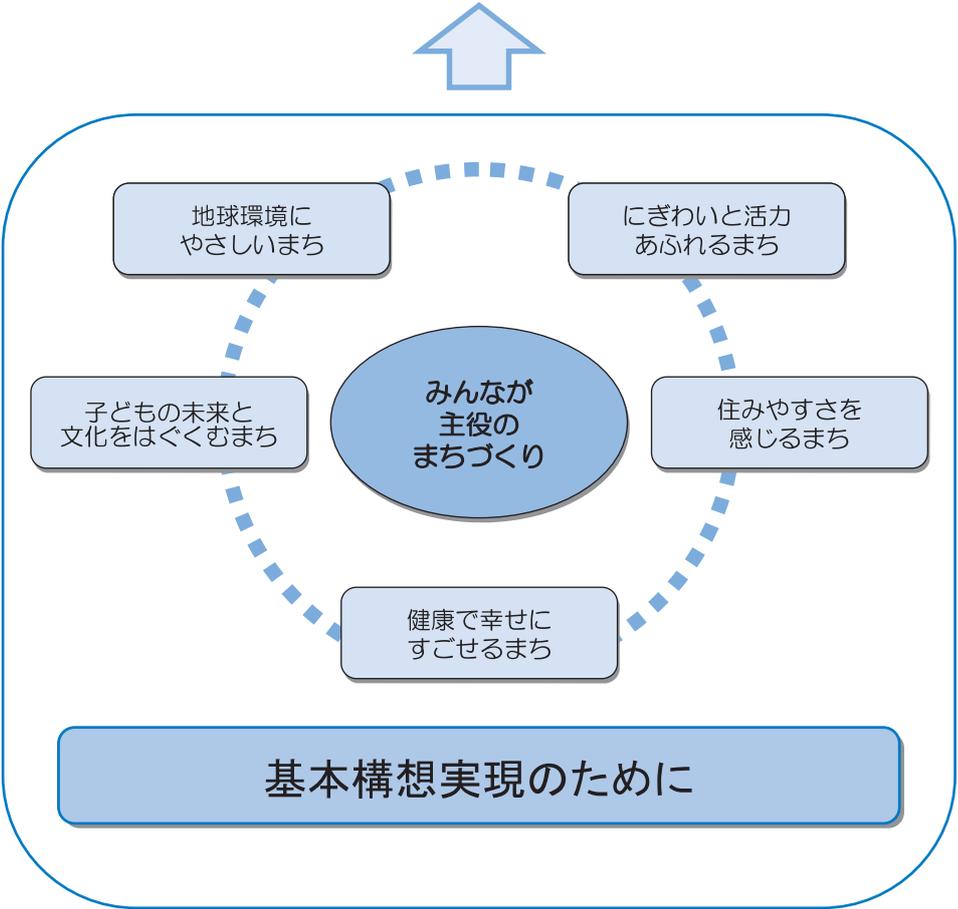
■ 行財政改革の推進

将来に負担を残さぬよう、公と民の役割の範囲を的確に見定め、市民の目線に立ち、優先度の高い施策、事業に行政資源を集中させることにより、効果的で効率的な都市経営を推進していかなくてはなりません。そのために、施策や事務事業、行政の執行体制、受益と負担の適正化などについて、不断の見直しを行い、行財政改革を推進します。

地方分権改革^{*}が進められるなか、引き続き、地方自治の担い手である職員の意識改革と行政能力・経営能力の向上に努め、より一層市民の負託に応え、信頼される職員となることをめざします。

4. 基本構想体系図

“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米



5. まちづくりの基本目標

「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」を実現するために、「みんなが主役のまちづくり」の基本理念に立って、5つの「まちづくりの基本目標」を定めます。

にぎわいと活力あふれるまち

まちのにぎわいと活力をはぐくむためには、市民一人ひとりのいきいきとした活動を源に、身近なつながりをはじめとして、人と人、人と地域、そして地域と地域で交流や連携することが重要です。若者から高齢者まで、だれもが多様な活動に参加することができ、さまざまな分野で地域の担い手として活躍することができる環境づくりが求められます。

地域産業は、東久留米で働き、暮らす人々の生活にうるおいを与え、にぎわいと活力を生み出す重要な役割を担っています。また、都市が安定して発展していくためにも、地域経済の活性化は不可欠です。商工業の活性化や都市農業の振興を通じ、生産と消費などのつながりや人々の交流が盛んになることが必要です。

快適な消費生活をおくるためにも、消費者が安心を得るための取り組みが求められます。

市民はもちろんのこと、訪れるだれもが出会いとふれあいの輪を広げ、にぎわいと活力あふれるまちをめざします。

住みやすさを感じるまち

都市の基盤づくりでは、すべての人が利便性を感じ、安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザイン^{*}に配慮した生活環境のバリアフリー化^{*}を進めるなど、人へのやさしさが求められます。また、多様な世代が東久留米に将来の生活を描くことができ、愛着を持って住み続けたいと望む魅力ある都市空間を創ることが必要です。

地震や風水害などの自然災害に対する備えや、防犯に対する市民の関心が高くなっています。将来にわたって安心して住み続けるためには、生活を脅かす災害や犯罪に強いまちづくりが求められます。突然見舞われる不測の事態に対する備えや、市民一人ひとりが自らの生命と財産は自らで守るという意識を持ちつつ、地域においては、互いに助け合い、支えあうという共助の取り組みも欠かせません。

市民だれもが快適に、安心して暮らし続けることができる、住みやすさを感じるまちをめざします。

健康で幸せにすごせるまち

急速な高齢化や平均寿命の伸長、食生活の乱れ、不規則な生活の広がりなどを背景として、国民全体の疾病構造の中心は、感染症から生活習慣病^{*}へと大きく変化しています。いきいきと充実した生活をおくるための基本は健康です。市民一人ひとりが日頃から、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが大切です。また、市民の健康を支えるための正しい情報の提供や、地域で支えあって生活習慣を改善していく仕組みづくりが必要です。

すでに迎えた超高齢社会^{*}において、保健、医療、福祉の連携により、生涯を通じ、健やかで安定した生活が求められます。高齢者や障害者にとってやさしく、暮らしやすいまちづくりは、すべての市民にとって生活しやすいまちにつながります。

市民だれもが、住みなれた家庭や地域で、人とのふれあいを深めながら、健康で幸せにすごせるまちをめざします。

子どもの未来と文化をはぐくむまち

仕事と子育ての両立は依然として大きな課題とされています。一方で、少子化や核家族化が進み、孤立した子育て環境による母親の育児不安・ストレスが社会問題になっています。その一因として、家庭や地域が従来持っていた、子育てにかかる問題解決や相互支援の仕組みが弱体化していることが挙げられます。子どもが健やかに生まれ育つことができる環境を、保健、医療、福祉の連携のもと、地域全体ではぐくんでいくことが必要です。

次代を担う子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身につけ、学ぶことの楽しさを知り、豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長することができる学校づくりをめざします。

市民だれもが、自由に学び、スポーツに親しむ機会を持ち、東久留米の歴史や文化を伝承し、かつ薫りを感じながら、生涯にわたって豊かな人生をおくることのできるまちをめざします。

地球環境にやさしいまち

わたくしたち人類が抱える大きな課題の一つとして地球温暖化をはじめとする環境問題があります。

環境に与える負荷を軽減するためには、省エネルギーの徹底、資源の有効活用、ごみを出さない工夫など、市民一人ひとりに「環境にやさしい生き方」が求められています。

東久留米は、環境省の「平成の名水百選^{*}」に選ばれた「落合川と南沢湧水群」や「東京の名湧水57選^{*}」に選ばれた「南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前」をはじめとする多数の湧水や、それらを源とする河川などの水辺資源、雑木林などの緑が織り成す風景に恵まれ、都内にありながら、静かなやすらぎを感じられるまちです。こうした水と緑に代表されるかけがえのない環境資源を次世代に引き継いでいかなければなりません。

循環型社会^{*}の推進や、恵み豊かな環境を守りはぐくむことを通じ、地球環境にやさしいまちをめざします。

6. 基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）

5つの「まちづくりの基本目標」を達成するための諸施策は、次の基本的な考え方に基づいて展開されます。また、基本計画の骨格ともいうべき方針を示したものです。

基本目標 にぎわいと活力あふれるまち

■ 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

まちににぎわいや活力が生まれるよう、地域と連携して身近な商工業の活性化を支援するとともに、市内の資源を生かした新たな産業などの創出を図ります。

農業をリードする新たな担い手の育成を支援するとともに、農産物のPR強化や市民が日常的にふれあい、理解を深めることで地産地消^{*}を推進し、都市農業の振興を図ります。

消費者の安全・安心を確保するために、消費生活に関する相談や情報提供を行います。

■ 地域力向上への支援

地域の構成員である市民一人ひとりが、地域における課題を認識し、地域、市民活動団体、企業、行政、あるいは個人といった、さまざまな主体と協働^{*}しながら解決していく、地域力の醸成に向けた支援を推進します。

自治会など、既存のコミュニティ組織の活性化と、新たにコミュニティ活動へ参加しようとする意識の醸成を図るため、各種事業の実施や関連情報の積極的な提供に努めます。

群馬県高崎市榛名地域との間でこれまで培ってきた、市民の交流活動を支援します。

基本目標 住みやすさを感じるまち

■ 生活の安全・安心の向上

だれもが将来にわたって安全に、安心して暮らせるよう、災害対策の充実や防犯対策の向上に努め、万が一、災害に遭った場合でも、生活が続けられるための備えを進めます。

市民一人ひとりのもしもの備えに対する意識のさらなる醸成を図ることはもとより、消防・防犯の関連機関や市民組織との連携強化を進めます。

交通事故を未然に防止し、歩行者にやさしい交通安全諸施策を推進します。

■ 生活の快適性を支えるまちづくり

人にやさしく、利便性と快適性を兼ね備えた都市環境をつくるため、自然環境や周辺環境と調和した市街地整備を進めるとともに、日常生活及び広域的視点に立った、道路交通体系の整備、下水道、公園をはじめとする都市機能の充実を図ります。

土地利用に関する方針に基づき、きめ細やかで計画的なまちづくりの推進に努めます。

基本目標 健康で幸せにすごせるまち

高齢者福祉の推進

だれもが住み慣れた地域で元気に生きがいを持って生活が続けられるよう、民間福祉機関や団体、地域などとの協働*により、地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、社会参加と交流の促進を図ります。

介護予防サービス*の充実を図ることはもとより、支援を必要としている人やその家族の安心を支えるための多様な支援が行われるよう、地域包括ケアの充実を図ります。

障害者福祉の推進

ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進めます。

関連機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進めます。

健やかな生活を支える保健医療の推進

だれもが健康でいきいきとした生活を続けられるよう、各種健診や健康増進のための保健事業を促進し、市民が自ら行う健康づくりを積極的に支援するとともに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療サービスの充実に努めます。

医療保険制度、生活保護などの適正な運営に努め、市民生活の安定と自立の促進を図ります。

基本目標 子どもの未来と文化をはぐくむまち

子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図ります。

活力ある学校づくり

次代を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と教養、技能を身につけられるよう、きめ細かい指導を行い、基礎学力と体力の向上をめざした学習指導の工夫・改善、教員の資質・能力の向上を通じて、活力ある学校をつくります。

保護者、学校、地域が互いの信頼のもとに連携し、子どもたちの成長を支援します。

生涯学習の推進

だれもが生涯を通じて主体的に学び、スポーツや文化・芸術に親しみ、日常生活において、ゆとりや豊かさを実感できるよう、生涯学習活動の充実に努めます。

市民の生涯学習活動を支えるさまざまな資料や情報の蓄積に努めるとともに、高度化、多様化する利用者ニーズに的確に対応し、学習の成果を地域活動で生かせる環境や交流の機会の充実に努めます。

基本目標 地球環境にやさしいまち

水と緑にふれあうまちづくり

東久留米の貴重な財産である、湧水をはじめとする水辺資源や雑木林などの自然環境を、市民一人ひとりの理解と協力のもとに次世代に引き継いでいきます。

「水と緑」の保全と活用方法などについて、市民参加によるネットワークづくりなど、さまざまな工夫を加え、自然と気軽にふれあえる空間の確保や機会の提供に努めます。

環境負荷低減の推進

市民一人ひとりが身近な環境にとどまらず、地球規模に至る環境への理解を深め、環境にやさしいまちづくりに参画しようとする意識を醸成するため、関連する情報や学習の機会の提供に努めます。

環境に与える負荷を低減し、環境にやさしい地域社会を築くため、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を明確にしたうえで、三者一体となった資源循環のシステム構築を推進します。

7. 人口と土地利用に関する方針

「自然 つながり 活力あるまち 東久留米」の実現に向けた施策展開の基本的条件として、人口及び土地利用についての方針を次のように設定します。

(1) 将来人口

第4次長期総合計画では、目標年次の平成32（2020）年における本市の人口を、概ね11万6千人と想定します。

平成17年の国勢調査*の人口を基準として、コーホート要因法*を用いた将来推計を行ったところ、本市の人口は平成27年までは若干の増加が見込まれますが、平成27年以降は減少に転じる見通しとなりました。

市の人口推移（推計結果）



資料：『第4次長期総合計画基礎調査報告書』（平成20年）

(2) 土地利用

土地は限られた資源であるとともに、都市空間を形成する最も基本的な要素です。

住みたいまち、住み続けたいまち、訪れたいまち、働きたいまちの実現をめざし、古くから受け継がれた、東久留米の貴重な財産である自然環境と景観との調和を図りつつも、以下に示す「質の高い住環境の形成」、「農地の保全」、「活力を生み利便性を高める都市づくり」に努め、都市として必要な機能がバランスよく配置されるよう、市域全体を通して計画的な土地利用を推進します。

特に、今次計画期間中に大規模団地の建替えなどにより、広大な余剰地の発生が見込まれます。また、同期間直後に生産緑地地区^{*}の指定期間が満了することなども含め、都市農業を取り巻く環境が変化することも予想されます。

今後の土地利用については、地権者の権利を尊重することはもとより、市民の参画を得ながら、都市計画マスタープラン^{*}などの計画策定を踏まえ、今後の用途変換を含めて柔軟に対処し、まちの将来像に相応しい土地利用を誘導します。

1) 質の高い住環境の形成

市民だれもが快適に、安全に、そして安心して暮らし続けることができるよう、高齢社会への対応や子育てに適した住環境の整備に努めます。また、交通事故予防対策を講じるとともに、地震、火災、風水害などに備え、市民生活に密着した道路や公園などの防災都市基盤の整備を図ります。

2) 農地の保全

農地は市民の食を支える新鮮な農作物を供給するばかりではなく、「緑」といううるおいとやすらぎを与え、雨水の浸透、大気浄化、災害時における避難場所など、多面的な機能をもっています。また、市内の農作物を地域で消費する地産地消^{*}は、農と食を支え、食育^{*}の推進に寄与します。これらの重要な役割を担う農地の保全に努めます。

3) 活力を生み利便性を高める都市づくり

持続可能^{*}な都市として発展していくために、市域全体、さらには広域的な視点からみた、人と人との交流の輪を広げながら、環境、経済、資源などの循環性を高め、活力をもたらす都市機能の充実を図ります。

整備された都市計画道路^{*}の沿道においては、事業所や店舗などの立地誘導を図り、その後背地は住宅地としたメリハリのある、利便性の高い土地利用を進めます。

基本計画

基本計画策定の趣旨

本基本計画は、「自然 つながり 活力あるまち」東久留米」をまちの将来像とする基本構想を推進・実現するための施策の大綱に基づいて、基本的な施策を体系的に取りまとめたものです。

従前、基本計画のもとに3年を単位として各年度の事業規模や財源などを明確にした実施計画を策定していましたが、著しく変貌する社会・経済情勢や国・都の政策に柔軟に対応していくためにも、実施計画は策定しないものとします。

なお、本基本計画中、各分野における個別計画において向こう5年間に取り組むとした事業のほか、都市経営の視点から戦略的に取り組むべき事業を予定計画事業として掲載しています。各基本的な事業における現状と課題を踏まえた基本的な方向性への取り組みに加え、予定計画事業の実施により、本基本計画の実効性を確保するものとします。

基本計画の期間

本基本計画の期間は、基本構想の目標年次である平成32（2020）年までの10年間のうち前期5年間にあたる平成23（2011）年度から平成27（2015）年度とします。

なお、後期5年間の計画については、法令の改正、社会環境や市民ニーズの変化に加え、前期基本計画の進捗状況などを勘案するなかで見直しを行うものとします。

施策の体系

計画を推進していくために

1 市民と行政の協働によるまちづくり

- 1-1 市民協働の推進
- 1-2 市民と行政の情報共有

2 互いに尊重しあえる意識の醸成

- 2-1 平和と基本的人権の尊重
- 2-2 男女共同参画の推進

3 行財政改革の推進

- 3-1 計画的・効率的な行政運営
- 3-2 財政基盤の構築
- 3-3 人材の育成と活用

にぎわいと活力あふれるまち

1 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

- 1-1 都市農業の活性化
- 1-2 商工業の活性化
- 1-3 消費生活の向上

2 地域力向上への支援

- 2-1 コミュニティ活動への支援
- 2-2 地域間交流の推進

住みやすさを感じるまち

1 生活の安全・安心の向上

- 1-1 災害対策の充実
- 1-2 防犯対策の充実
- 1-3 交通安全の推進

2 生活の快適性を支えるまちづくり

- 2-1 道路の整備
- 2-2 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導
- 2-3 交通環境の充実
- 2-4 公共下水道の整備

健康で幸せにすごせるまち

1 高齢者福祉の推進

- 1-1 地域福祉基盤の育成・強化
- 1-2 交流の場と安全の確保
- 1-3 自立生活への支援
- 1-4 介護保険制度の運営

2 障害者福祉の推進

- 2-1 日常生活への支援
- 2-2 日中活動への支援
- 2-3 障害児への療育支援

3 健やかな生活を支える保健医療の推進

- 3-1 保健医療体制の充実
- 3-2 健康づくりの推進
- 3-3 医療保険制度の運営
- 3-4 生活の安定と自立に向けた支援

子どもの未来と文化をはぐくむまち

1 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

- 1-1 保育サービスの充実
- 1-2 親と子の健康の確保及び増進
- 1-3 子育て家庭の負担軽減
- 1-4 家庭・地域における子育て力の向上
- 1-5 支えが必要な子どもと家庭への取り組み

2 活力ある学校づくり

- 2-1 健やかな心と体の育成
- 2-2 確かな学力の育成
- 2-3 信頼される教育の推進
- 2-4 安全・安心な学校づくり

3 生涯学習の推進

- 3-1 生涯学習活動の充実
- 3-2 図書館サービスの充実
- 3-3 文化財の保護・活用
- 3-4 市民スポーツの振興

地球環境にやさしいまち

1 水と緑にふれあうまちづくり

- 1-1 水辺環境の保全と活用
- 1-2 緑の保全と活用

2 環境負荷低減の推進

- 2-1 総合的環境施策の推進
- 2-2 資源循環型社会の推進

基本計画の見方

基本計画のページは以下のような構成となっています。

施策体系図

基本的な事業が位置付けられる施策の体系を簡略化して示しています。

現状と課題

基本的な事業に関する、市の現状と課題を掲載しています。

基本構想
基本的な施策
新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

基本計画
基本的な事業
都市農業の活性化

【施策の体系】

にぎわいと活力あふれるまち

1 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

2 地域力向上への支援

1-1 都市農業の活性化

1-2 商工業の活性化

1-3 消費生活の向上

現状と課題

近年、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が指摘されています。また、相続などに伴い農地を維持できなくなる農家もあり、経営規模の縮小や農地面積の減少が起っています。

一方、生産者の顔が見える安全・安心な農産物を求める消費者や、農業に関心を持つ市民が増加しています。平成22年市民意識調査では市内で取れる農産物の利用意向も高くなっています。農産物の直売所について感じることは、「新鮮である」(28.2%)、「値段が安い」(20.3%)と評価する割合が高くなっています。

また、市の農業・農地へ今後期待することとしては、「学校給食・直売等への新鮮で安全・安心な野菜の供給」(37.9%)「農薬を使わない、環境に配慮した農業」(20.5%)といった意見の割合が高く、市内で取れた野菜を消費するなど、新鮮で安全な野菜を購入したいという消費者の意向が表れています。学校給食においても、地域の農産物を給食に取り入れる動きが広がっています。このようなニーズに応えるため、地産地消[®]の推進に向けた取り組みが求められます。

また、農業に関心を持ち、農家の指示によって農作業を手伝う援農ボランティア[®]制度や市民農園[®]・体験型農園の利用を希望する市民が増えています。市民農園では、各農園が自主的に管理運営を行う自主運営方式により、農業者が生産を指導する機会を設けており、市民の利用意向も高く、利用者相互の関係を深めるコミュニティ醸成の場にもなっています。これらの制度や仕組みを通じて、農家と市民との交流の機会を今後とも創出していくことが重要です。

にぎわいと活力あふれるまち

28

市内農産物の庭先販売について 感じていること

感じる点	人数 (人)
新鮮である	177
値段が安い	127
おいしい	89
生産(者)が見えてよい	56
安全だと感じる	45
品数・量が少ない	33
農家との付き合いができる	24
開いている日が少ない	23
開いている日が多い	20
無人販売で農家の顔が見えない	20
値段が高い	11
品質が良い	7
その他	15

これからの東久留米市の 農業・農地に期待すること

期待すること	人数 (人)
学校給食・直売等への新鮮で安心安全な野菜の供給	165
農業を使わない、環境に配慮した農業	89
うらおいのある環境をつくりだすための農地	79
子どもの農業体験などができる農地	50
市民農園としての農地	33
防災空間としての農地	16
その他	3

資料：「東久留米市農業振興計画策定のための市民意識調査」(平成 22 年)

■ 基本的な方向性

- 農地の減少に歯止めをかけるため、生産緑地地区[®]を含めた農地の保全に向けた取り組みに努めるとともに、農業振興計画(平成23年度～27年度)に基づき、農業の活性化施策を展開します。
- 高齢化している農家の労働力の補充をするため、援農ボランティア[®]制度の推進や農作業受委託[®]に関する検討を進めます。
- 地場産農産物を活用した地域ブランド[®]商品開発と、その延長線上に期待される新たな産業の創出のための事業展開を行います。
- 市内の新鮮で安全・安心な農産物の地産地消[®]を推進するため、直売所販売のPRと、学校給食における地場産野菜の活用を図ります。さらに、広く市外への情報提供や販売の場の拡充に努めます。
- 市民農園[®]・体験型農園や親子農業体験を通して、農業にふれあう場を確保し、農業者と市民との交流の機会を拡げます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市農業振興計画	平成 23 年度～平成 27 年度

■ 予定計画事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域産業推進協議会の運営	推進				

基本構想

基本計画

資料編

にぎわいと活力あふれるまち

29

統計、写真等
現状と課題に関する統計データや写真を掲載しています。

基本的な方向性
基本的な事業における現状と課題を踏まえた今後の方向性を掲載しています。

関連する個別計画等
基本的な事業に関連する市の個別計画等を掲載しています。

予定計画事業
関連する個別計画において向こう5年間に取り組むとした事業のほか、都市経営の視点から戦略的に取り組むべき事業を抽出し掲載しています。

※「計画を推進していくために」はこのページ構成と異なります。

基本目標

計画を推進していくために

基本的な施策

- 市民と行政の協働によるまちづくり
- 互いに尊重しあえる意識の醸成
- 行財政改革の推進

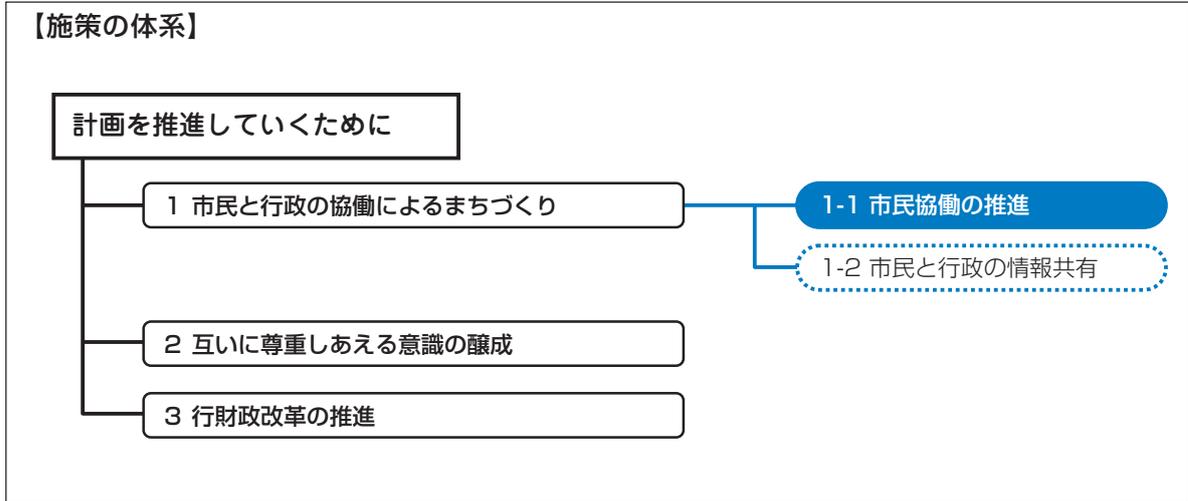


基本的な施策

市民と行政の協働によるまちづくり

基本的な事業

市民協働の推進



今日の地域社会においては、都市化の進展などによって市民ニーズの多様化、高度化が進んでいます。公平・平等のサービス提供を旨とする行政の役割や活動領域にはおのずと限界があるなかで、高齢者の援護、児童・青少年の健全育成、防災、防犯などへの対応は、市民自身の、各地域の実情にあった主体的な行動が何より大切になってきています。

本市では、市民が主体的にそうした課題に向き合っていけるようなきっかけづくりや、地域の団体が課題解決に向け連携できるような仕組みづくりを協働*のまちづくりの基本に位置付けました。今後も、市民活動団体を中心とした広義のNPO*、企業なども含めた地域ぐるみの連携と、行政との適切な役割分担と心の通い合った関係に基づき、協働のまちづくりによる公共・公益の実現をめざします。

また、現在、国において検討が進められている、自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方、自治体の自由度の拡大などについて、その動向を見据え、東久留米市における自治基本条例*（仮称）などの検討を進めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
協働の指針	平成19年4月から

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域改革への対応	自治基本条例（仮称）などの調査・検討・制定				

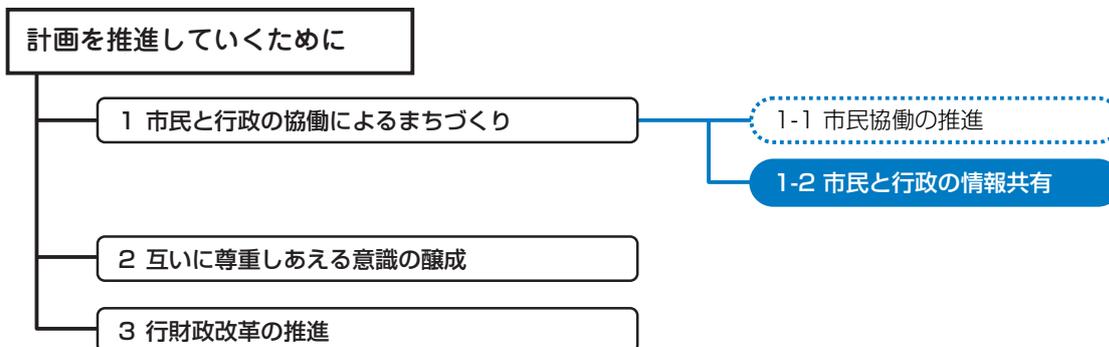
基本的な施策

市民と行政の協働によるまちづくり

基本的な事業

市民と行政の情報共有

【施策の体系】



市民が市政に主体的に参加でき、「みんなが主役のまちづくり」を実現するうえで、行政は、市民による自治を支援する役割、情報提供・開示、説明責任を担っており、より一層の行政の透明性の確保を図ることで、市民と行政の情報の共有化を進める必要があります。情報公開制度^{*}の適正な運営を図り、だれもがいつでも市政の情報を入手できるような体制づくりとともに、広報ひがしくめや市のホームページなどを活用して、市民にわかりやすい情報提供を積極的に進めます。特に、高齢者や障害者、外国人、子どもたちの情報格差^{*}を無くすため、情報のバリアフリー化^{*}、アクセシビリティ^{*}の向上に努めます。

市民とともにまちづくりを進めていくためには、広く市民に対して意見を聴取する機会を設けることが必要です。本市では、さまざまな機会に市民アンケートやパブリックコメント^{*}を実施し、市の取り組みに対する意見や満足度などの把握に努めています。今後も、市民への説明責任を果たし、市民と行政の信頼関係を深めることにより、公正で透明性のある市政を推進します。

予定計画事業

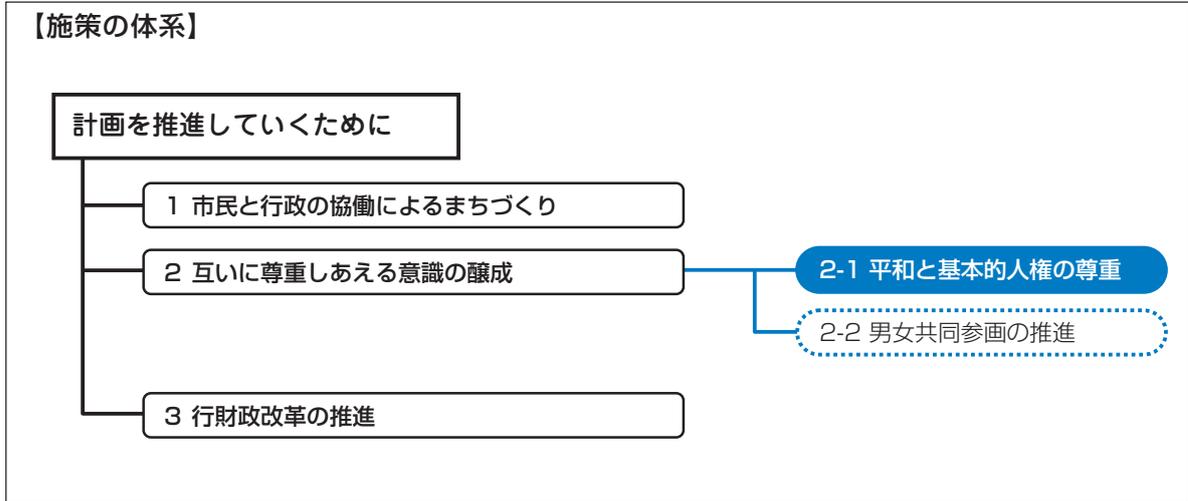
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民対話の機会づくり	推進				

基本的な施策

互いに尊重しあえる意識の醸成

基本的な事業

平和と基本的人権の尊重



平和で、すべての市民が個人として尊重されるまちの実現は市政の基本です。本市は昭和59年に「東久留米市平和都市宣言」をし、恒久平和の実現を願って、平和意識の醸成に向けた市民参加型の施策を実施してきました。

終戦から65年が過ぎ、市民の多くは戦争を直接体験していない世代となりましたが、世界の各地では、今もなお紛争が絶えることがありません。戦争の記憶を風化させることなく、世代から世代へと受け継ぎ、平和の尊さや意義を確認し、「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、市民の平和に対する意識の醸成を図ります。

本市ではすべての人が互いに人権を尊重し、認め合うことができるよう、人権教育、啓発活動を進めています。基本的人権はすべての人が生まれながらに持っている権利です。性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わりなく、だれもが自分らしく生きられる社会の構築が必要です。しかしながら、人権問題は、いまだ社会のなかにさまざまな形で存在しています。今後も、国や都と連携しながら、人権教育や啓発活動を積極的に推進します。

現在、全国的に児童虐待^{*}、配偶者からの暴力に関する相談件数が急増しています。また、隠れた被害者が多いと思われる高齢者の虐待事例も増加の傾向にあります。本市では、市民の協力と地域福祉関係者との連携のもと、これらの早期発見と迅速な対応に努めるとともに、虐待、暴力は重大な人権侵害と捉え、これを許さない地域社会の構築をめざします。

国際化の進展により、身近な地域で生活する外国人が増え、お互いの文化、習慣、価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくことが求められています。市内に居住、通勤、通学する外国人との交流や相互理解を深めるとともに、外国人が安心して市民生活を送れるためのまちづくりを進めます。

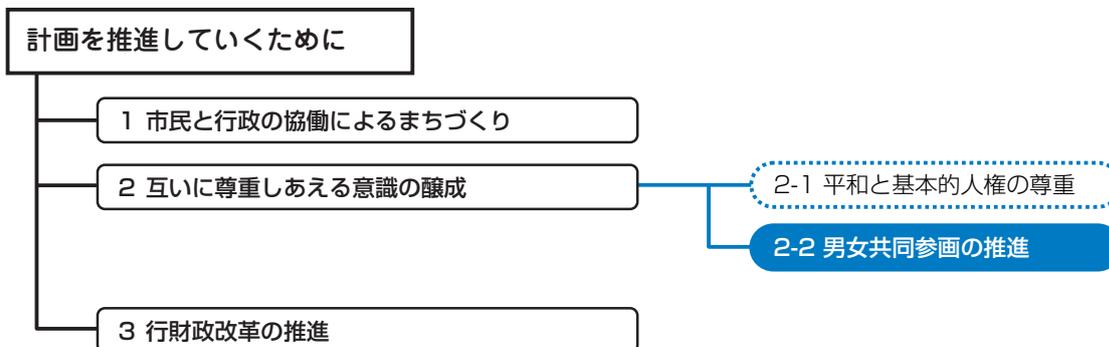
関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン	平成23年度～平成28年度
東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	平成23年度～平成28年度

互いに尊重しあえる意識の醸成

男女共同参画の推進

【施策の体系】



我が国における男女共同参画社会^{*}の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会における取り組みとも連動しながら進められてきました。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、少子高齢化^{*}の進展、国内経済活動の成熟化などの社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題とされています。本市では、平成12年10月に「東久留米市男女共同参画都市宣言」を行い、具体的な施策に取り組んできました。今後もその理念及び男女共同参画社会基本法に基づき、従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性と女性が互いに尊重しあい、仕事や個人の生活、地域での活動を両立できるような、より多様性に富んだ社会の実現のため、市民、事業者、行政の協働^{*}による取り組みを推進します。

男性と女性がともに、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家事や育児、地域との関わりなどがあってこそ、生きがい、喜びは生まれてきます。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{*}は、市民一人ひとりが充実した生活を送れる社会の実現のために必要なものであり、本市では、市民や事業者に対し、柔軟で多様な働き方を可能にするための支援を行っています。

関連する個別計画等

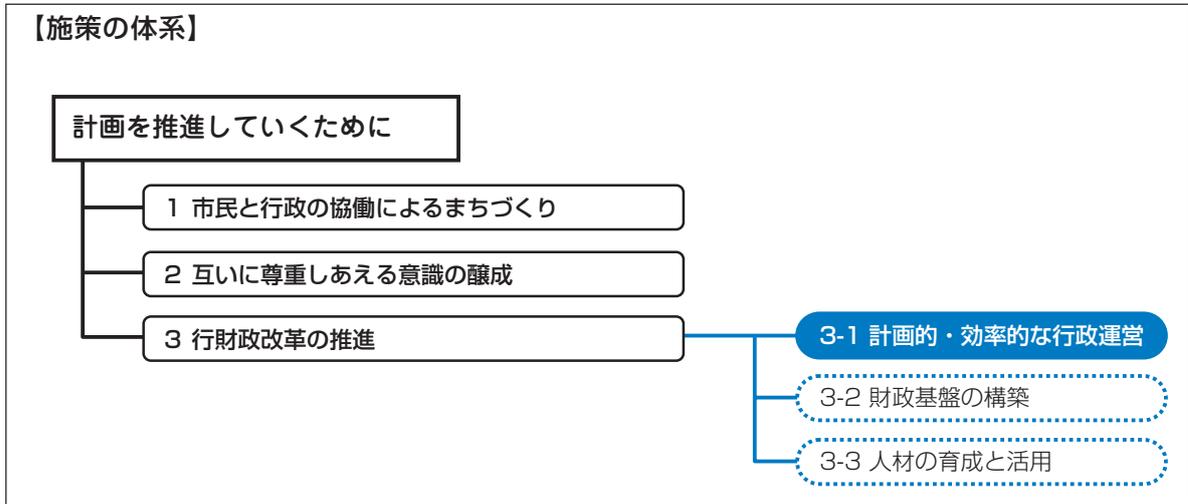
計画名等	計画等期間
男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン	平成23年度～平成28年度
東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	平成23年度～平成28年度

基本的な施策

行財政改革の推進

基本的な事業

計画的・効率的な行政運営



市民サービスの維持・向上を図り、計画的・効率的な行政運営を進めていくためには、選択と集中により、限りある財源、職員などの資源の最適配分に努めるとともに、市民に対しては、行政活動を総覧できるよう情報提供の充実に努めます。政策の実現に向けた各施策、事務事業の優先度を押し量るには総合的な情報開示が必要なことから、行政評価制度*のより効率的な活用を図ります。また、行政資源の最適配分に向けては、市民、市議会、行政が、その選択のプロセスや情報を共有しながら合意形成に努めるとともに、行政と民間の守備範囲を明確にするため、行政が担うべき役割の重点化を進め、より効率的な行政サービスの提供へとつなげていきます。

公共サービスの民営化、外部化を推進するなかで、引き続き、最小の職員数で最大の効果を挙げる職員体制をめざし、自治体としての体質強化を図ります。また、地方分権下における受け皿として、市に移譲される事務を含め、広域的な地域連携による対応を検討します。

今後の情報化推進にあたっては、新しい情報通信技術の活用により、情報システムの最適化を進めるとともに、情報セキュリティ*の徹底、市民の利便性の向上を図ります。

市民の生活を支える公共施設の老朽化が進むなか、施設の長寿命化、省エネルギー化をめざし、維持補修や改修などの保全を適切に進めていきます。

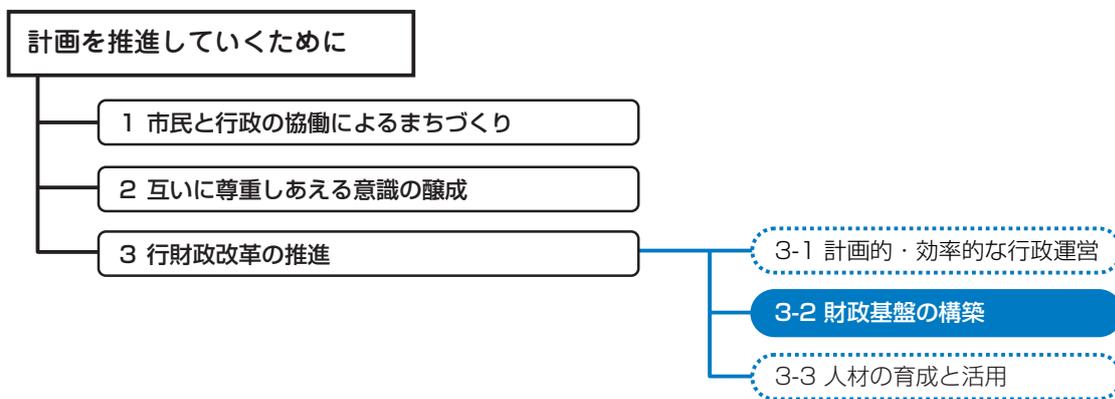
関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第4次行財政改革基本方針・ 行財政改革アクションプラン	平成23年度～平成27年度
東久留米市第4期定員管理計画	平成23年度～平成27年度

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行財政改革の推進	推進				
公共施設の維持管理	検討・実施				

【施策の体系】



本市が、将来にわたって自主・自立した行財政運営を行い、質の高い行政サービスを提供していくためには、歳出の抑制と合わせ、安定した歳入の確保により歳入歳出のバランスを保つとともに、行財政改革の取り組みをさらに強化し、財政基盤を強固にしていくことが不可欠です。

本市の税収構造は、法人関連税収が少なく、個人市民税に依存していることから、担税世代の減少にともなって税収減が予想されるなか、安定的な税収の確保が求められています。今後、少子高齢化^{*}の進展を背景とした社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化による改修費などの増加が見込まれるため、財政の硬直化がさらに進むと予測されます。そのため、より一層安定した財政基盤づくりに取り組みます。

恒常的な財源の確保策として、公共サービスを利用する人とならない人との負担の公平性と、自主財源^{*}を確保するため、受益と負担の適正化に取り組むとともに、一般会計^{*}から独立採算制を原則とする特別会計^{*}への財源補てんのあり方について、絶えず検討していきます。

また、平成21年度に取りまとめられた「新たな産業のあり方に関する調査報告書」を受け、企業情報の収集やニーズ把握などに努め、新たな産業を誘導し、法人市民税をはじめとする市税などの増収を図ります。

地方債^{*}の活用にあたっては、将来に過度な負担を残さない運用に努めます。

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新たな企業等誘導	検討・協議				

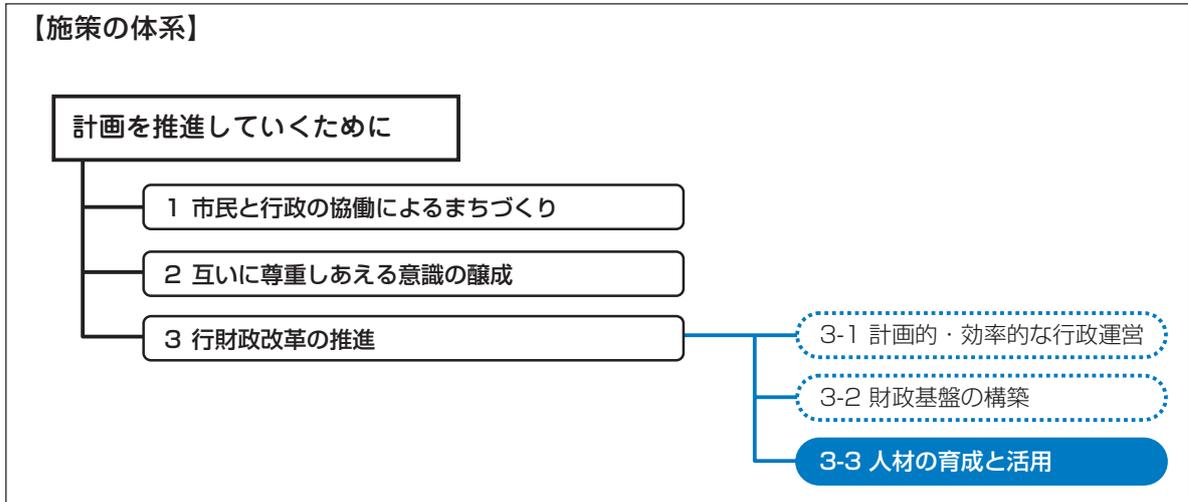
基本的な施策

行財政改革の推進

基本的な事業

人材の育成と活用

【施策の体系】



市民ニーズがますます多様化し、地方分権の推進や社会状況が変化するなかで、地域の特性や市民ニーズを的確に把握し、専門的な知識をもって、さまざまな地域の課題解決と地域貢献に取り組む行政職員（人材）が求められています。職員一人ひとりが公務を担うプロとしての意識を持ち、市民視点と経営センスを併せ持った職員を育成していくことが重要な課題となっています。

また、市民サービスを提供する能力だけでなく、市民と協働^{*}してまちづくりを進めていくコミュニケーション能力や意見の合意形成を図るコーディネート能力、相互理解をサポートするファシリテーション^{*}能力もそれぞれの立場や経験に応じて身につけていくことが必要です。

限られた人材を有効に活用して、次代の人材を育て健全な行政運営ができる環境を継続していくために、東京都市町村職員研修所などをはじめ、市独自で実施する研修や外部の研修機関・職場内研修を通じて、職務遂行能力の育成や、職務に応じた実践能力、専門能力の強化を図り、職員の資質向上に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市職員人材育成基本方針	平成21年3月から

基本目標

にぎわいと活力あふれるまち

基本的な施策

- 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上
- 地域力向上への支援

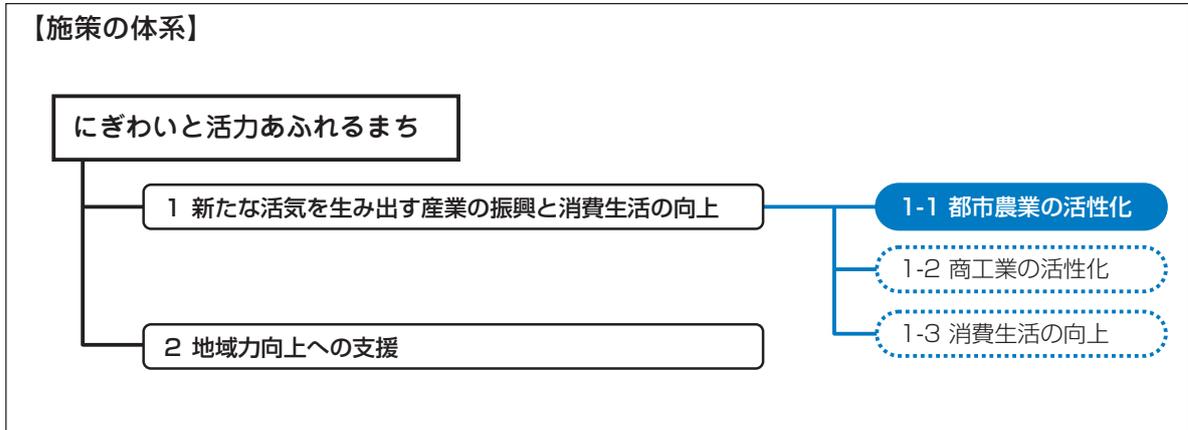


基本的な施策

新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

基本的な事業

都市農業の活性化



現状と課題

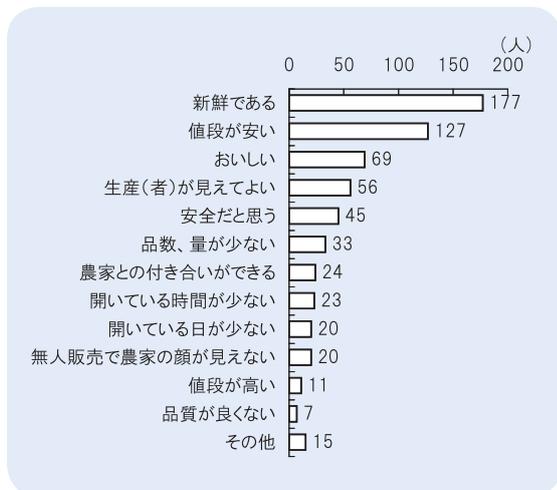
近年、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が指摘されています。また、相続などに伴い農地を維持できなくなる農家もあり、経営規模の縮小や農地面積の減少が起きている。

一方、生産者の顔が見える安全・安心な農産物を求める消費者や、農業に関心を持つ市民が増加しています。平成22年市民意識調査では市内で取れる農産物の利用意向も高くなっています。農産物の直売所について感じることは、「新鮮である」（28.2%）、「値段が安い」（20.3%）と評価する割合が高くなっています。

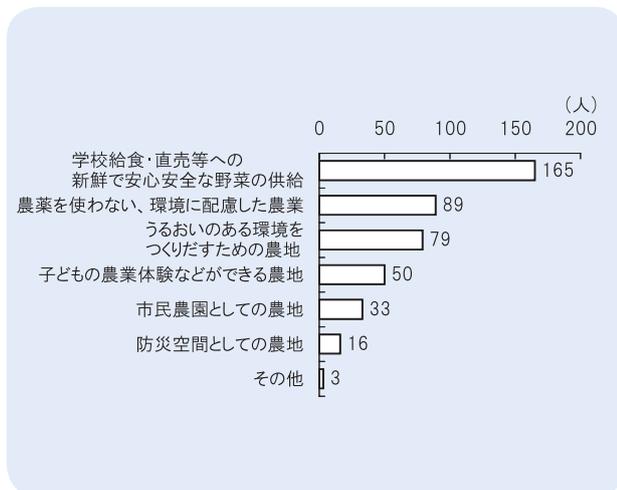
また、市の農業・農地へ今後期待することとしては、「学校給食・直売等への新鮮で安全・安心な野菜の供給」（37.9%）「農業を使わない、環境に配慮した農業」（20.5%）といった意見の割合が高く、市内で取れた野菜を消費するなど、新鮮で安全な野菜を購入したいという消費者の意向が表れています。学校給食においても、地域の農産物を給食に取り入れる動きが広がっています。このようなニーズに応えるため、地産地消^{*}の推進に向けた取り組みが求められます。

また、農業に関心を持ち、農家の指示によって農作業を手伝う援農ボランティア^{**}制度や市民農園^{**}・体験型農園の利用を希望する市民が増えています。市民農園では、各農園が自主的に管理運営を行う自主運営方式により、農業者が生産を指導する機会を設けており、市民の利用意向も高く、利用者相互の関係を深めるコミュニティ醸成の場にもなっています。これらの制度や仕組みを通じて、農家と市民との交流の機会を今後とも創出していくことが重要です。

市内農産物の庭先販売について 感じていること



これからの東久留米市の 農業・農地に期待すること



資料：『東久留米市農業振興計画策定のための市民意識調査』（平成 22 年）

基本的な方向性

- 農地の減少に歯止めをかけるため、生産緑地地区[※]を含めた農地の保全に向けた取り組みに努めるとともに、農業振興計画（平成23年度～27年度）に基づき、農業の活性化施策を展開します。
- 高齢化している農家の労働力の補完をするため、援農ボランティア[※]制度の推進や農作業受委託[※]に関する検討を進めます。
- 地場産農産物を活用した地域ブランド[※]商品開発と、その延長線上に期待される新たな産業の創出のための事業展開を行います。
- 市内の新鮮で安全・安心な農産物の地産地消[※]を推進するため、直売所販売のPRと、学校給食における地場産野菜の活用を図ります。さらに、広く市外への情報提供や販売の場の拡充に努めます。
- 市民農園[※]・体験型農園や親子農業体験を通して、農業にふれあう場を確保し、農業者と市民との交流の機会を拡げます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市農業振興計画	平成 23 年度～平成 27 年度

予定計画事業

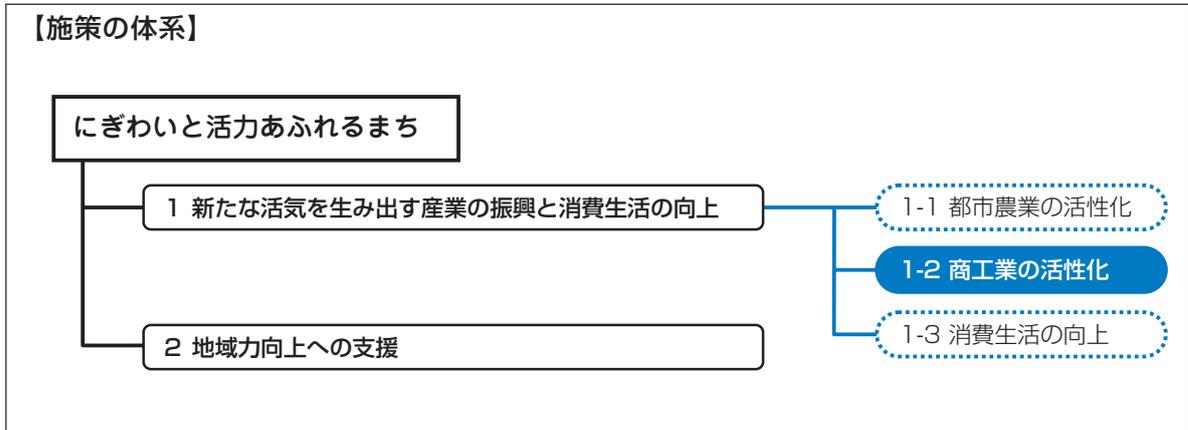
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域産業推進協議会の運営	推進				

基本的な施策

新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

基本的な事業

商工業の活性化



現状と課題

商工業の活性化は、税収の確保はもとより、昼間人口の増加に伴う地域経済の活性化促進や、男女共同参画社会^{*}の実現、高齢化の進展に向けた就労機会の拡大など、地域の発展においても不可欠な要素です。

市内の商業活性化のためには、各事業者が既存の商圈、業態にとらわれず、消費者の新たな需要や、潜在的な地域の需要を発掘していくことが必要です。経営改善に努力する商店などに対し、行政が支援を継続的に実施していくことも求められます。とりわけ商店街は、市民の日常生活の利便性を支える拠点であり、買い物客が集まり、にぎわいを生み出す場所でもあります。商店街の特徴を活かし、地域に密着した取り組みにより、地域の交流やコミュニティ活動の拠点となることなどが期待されます。

本市に活動・生産拠点を置いている地元企業について、経営の安定・向上に向けた取り組みの継続が重要です。さらに、行政とのより親密な関係を構築し、一体感を感じてもらえるような環境づくりに注力していくとともに、新たな産業の育成・支援などに向けた仕組みづくりが求められます。

市内の商工業を担う勤労者、とりわけ中小企業勤労者が健康で豊かな生活を営めるよう、大企業との福利厚生格差を是正し、充実した勤労生活が送れるような支援施策が必要です。

一方で、依然厳しい雇用情勢を踏まえ、就労を希望しているすべての人が就労できるよう、企業の雇用ニーズの把握に努め、情報提供を始めとする雇用安定対策と就業機会の拡充に取り組むことが重要です。

また、市内には恵まれた自然環境や多くの文化遺産があり、それらを活用した経済活動を活性化させる新たな観光産業の振興が期待されます。

事業所数、従業者数、年間製造品出荷額の推移

	事業所数			従業者数（人）			年間製造品出荷額（千万円）		
	平成 17年	平成 20年	増減率 H17→ H20	平成 17年	平成 20年	増減率 H17→ H20	平成 17年	平成 20年	増減率 H17→ H20
東京都	21,296	19,287	-10.4%	382,831	362,825	-5.5%	1,080,820	1,020,386	-5.9%
区部	17,294	15,425	-12.1%	236,110	216,436	-9.1%	492,841	465,226	-5.9%
市部	3,544	3,442	-3.0%	137,774	137,478	-0.2%	547,945	507,658	-7.9%
東久留米市	62	59	-5.1%	3,724	3,892	4.3%	7,940	9,431	15.8%

資料：経済産業省『工業統計調査』（各年）

基本的な方向性

- 経営改善に努力する商店主に代表される中小企業などへの支援を継続的に実施します。
- 商店街の振興のため、消費者のニーズを踏まえた商店街づくり、地域の特色を生かした商店街づくりなど、地域に密着した取り組みを支援します。
- 市内全体の工業振興を図るため、市内工業の核となる中小企業の活力維持のための取り組みを検討します。
- 雇用の安定と労働環境の向上を図るため、国や都と連携しながら、雇用機会の確保と安定に努めるとともに、勤労者の労働条件の向上を促進し、勤労者福祉の増進を図ります。
- まちの特色を生かした市内の観光資源を活用し、さまざまな交流とふれあいを生み出すとともに、にぎわいと活力あるまちづくりを推進します。

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域産業推進協議会の運営	推進				

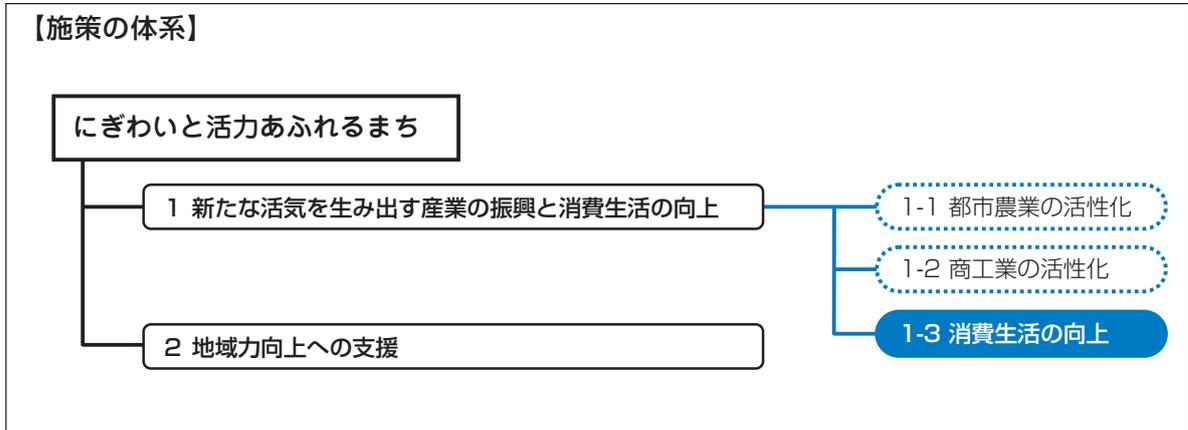
基本的な施策

新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

基本的な事業

消費生活の向上

【施策の体系】



現状と課題

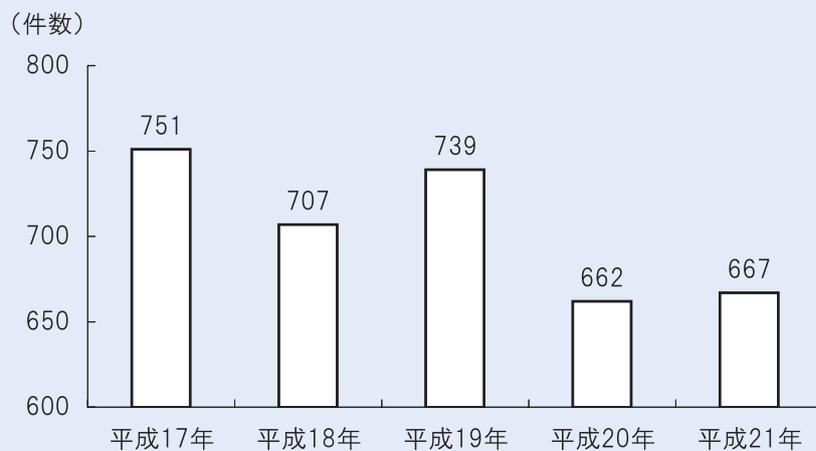
消費者を取り巻く環境は、食品や商品の安全性、環境への配慮の高まりなどを背景に急速に変化しています。消費生活の多様化や複雑化に伴って、さまざまな消費者トラブルが多発しており、消費者の安全・安心の確保が課題となっています。

国では、平成21年に消費者行政の舵取り役を担う消費者庁を設置し、消費者の権利や安心を守るため、消費者行政の一元化や地方消費者行政の強化に取り組んでいます。

本市では、消費者被害を防ぐため、相談窓口として消費者センターを設置し、相談にあたっています。今後も、複雑化する消費者被害に対応する相談体制の強化が求められています。

また、消費者団体とも連携して消費者意識の啓発に努める一方、消費者被害を未然に発見し、適切な対応を図るためのネットワークを構築することが求められています。

消費生活相談件数



資料：東久留米市消費者センター

基本的な方向性

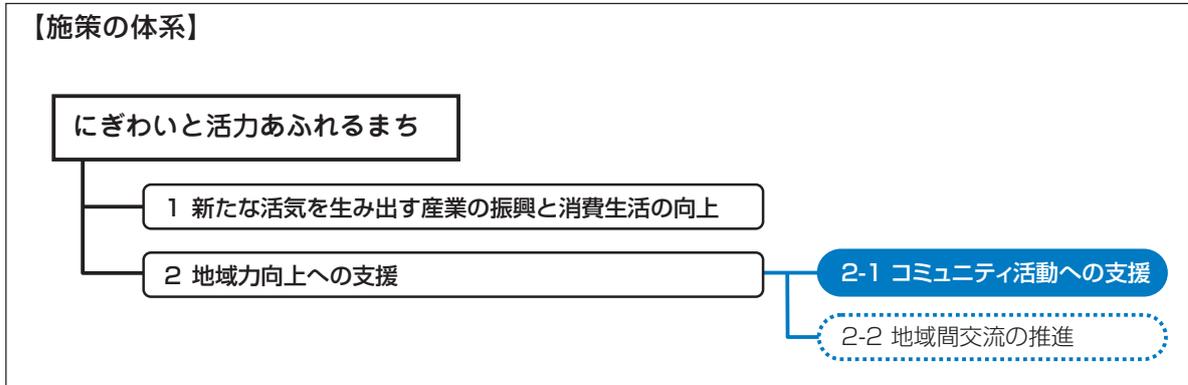
- 消費者自らが自立した消費者として行動できるよう、啓発を図ります。
- 市民の消費生活における被害を防止するため、相談体制の充実を図ります。
- 消費者被害の未然の発見や適切な対応を図る一方、地域や庁内の連携強化に努めます。

基本的な施策

地域力向上への支援

基本的な事業

コミュニティ活動への支援



現状と課題

自治会は地域の防災・防犯や生活環境の維持、親睦活動などの活動主体となり、地域の暮らしを支えています。しかし、近年、少子高齢化*や核家族化の進行、ライフスタイル*の変化などにより、自治会加入率は減少傾向にあり、地縁に基づく従来型の地域コミュニティ*の希薄化が指摘されています。

一方、市民活動などへの参画を通じて、高齢者の見守りや子育て支援、防災・防犯や環境保全、また生きがいや健康など、さまざまな分野の担い手として地域の課題に取り組む活動をしたいと考える人の割合は高まる傾向にあります。

本市は、自治会やその他の市民活動が、地域コミュニティの核となるよう、活動の場の提供やさまざまな面からの支援を行ってきました。今後も、市民が地域への関心を高め、地域で主体的に活動できる仕組みづくりを進め、地域コミュニティを活性化させていくことが求められます。

自治会加入世帯数及び加入率の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自治会数	147	147	148	147	146	143
総世帯数	47,729	48,199	48,719	49,316	49,848	50,305
加入世帯数	21,659	21,169	20,454	20,464	21,814	20,291
加入率	45.4%	43.9%	42.0%	41.5%	43.8%	40.3%

資料：市民部生活文化課
世帯数：住民基本台帳

自治会セミナーの様子



基本的な方向性

- 市民のコミュニティ活動を活性化するため、活動の場の提供を進めるとともに、市内の既存施設をだれもが等しく交流拠点として利用できるよう、施設運営などの検討を行い、施設のさらなる有効活用を図ります。
- 自治会が身近な暮らしを支える地域コミュニティ^{*}の核として機能するよう、活動の活発化を図るための支援に取り組みます。

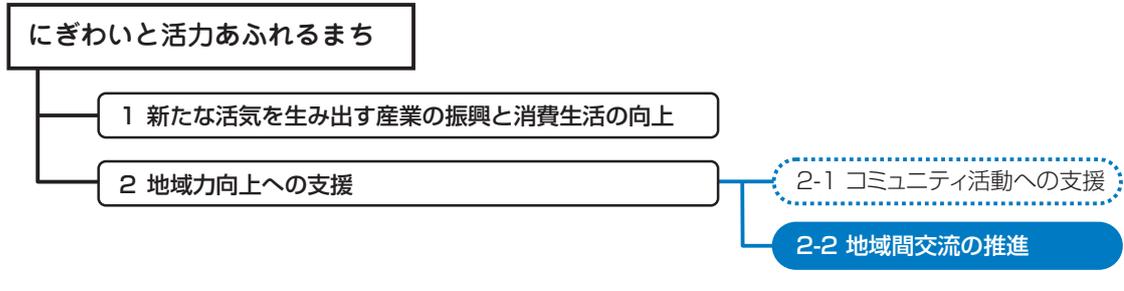
基本的な施策

地域力向上への支援

基本的な事業

地域間交流の推進

【施策の体系】



現状と課題

本市では、平成18年より群馬県高崎市榛名地区と地域間交流を行い、教育、文化、産業、スポーツなどの分野における市民間、地域間の交流を進めており、温かい交流について、双方の地域において高い評価が得られています。

市民間の交流としては、文化協会や体育協会の交流、市内イベントなどへの榛名地区からの出店などがありますが、こうした交流が今後さらに活発化することが期待されます。

群馬県高崎市榛名地区との地域間交流

(1) 相互の親睦を深めるための交流
(2) 榛名地区の宿泊施設及び地域資源を活用した東久留米市の小学校移動教室
(3) 文化、スポーツ団体等による民間交流
(4) 農業、観光、商工業の連携による交流
(5) その他、目的(*)達成のために必要な交流

※目的とは、相互に培ってきた信頼関係を基に、住民福祉の向上及び地域の活性化に向けた交流が行われること。

基本的な方向性

- 高崎市榛名地区との間でこれまで培ってきた信頼関係をもとに、住民福祉の向上及び地域の活性化に資する交流の支援に努めます。

榛名ふるさと祭り



市民みんなのまつり 榛名出店ブース



基本目標

住みやすさを感じるまち

基本的な施策

- 生活の安全・安心の向上
- 生活の快適性を支えるまちづくり



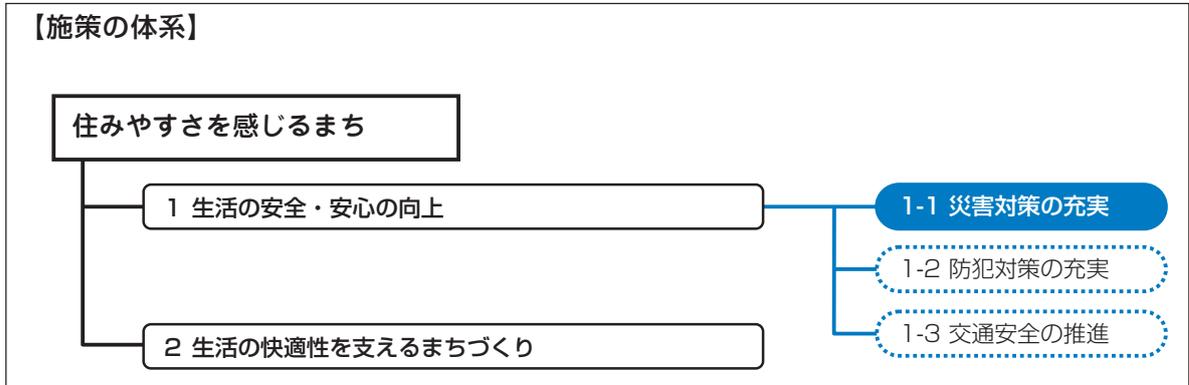
基本的な施策

生活の安全・安心の向上

基本的な事業

災害対策の充実

【施策の体系】



現状と課題

近年、首都圏直下型地震や集中豪雨などの自然災害への備えに対する市民の関心が高くなっています。災害にあった場合でも、安心して生活が続けられるよう、本市では避難所の防災施設や備蓄品の充実に取り組んできており、今後はさらなる防災資器材の充実・更新が必要となっています。同時に、市と市民が連携して避難所の開設、運営ができる体制づくりを進めることも求められます。

本市では自主防災組織^{*}の育成に力を入れています。現在、市内に25団体ある自主防災組織と、行政、消防団が連携し、地域での訓練や防災に関する講座を行うなど、防災意識の向上に取り組んでいます。また、消防事務が東京都に委託された新たな体制下、消防団などとのさらなる連携強化にも努めています。

さらに、平成21年3月に改訂した地域防災計画に加え、同年4月には「震災時の職員行動マニュアル」を策定し、夜間、休日でも初動体制がとれるよう、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、職員が取るべき行動を定めています。緊急時には、このマニュアルに基づいた危機管理体制^{*}の実行ができるよう、庁内意識の醸成と体制づくりが求められます。

防災訓練



基本的な方向性

- 地域防災計画に基づき、防災資器材の補充・更新など、地域防災体制の充実を図ります。
- 市民、事業者及び関係防災機関が一体となった実効性のある総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上に努めるとともに、緊密な協力体制の確立を図ります。
- 市内の自主防災組織*の育成強化を図るための支援を充実します。
- 地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、住宅の耐震化促進に向けた取り組みを充実します。
- 市の職員は、夜間・休日においても「震災時の職員行動マニュアル」に沿った初動体制がとれるよう、危機管理体制*の強化を進めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域防災計画	平成21年3月から
東久留米市国民保護計画	平成19年3月から
東久留米市耐震改修促進計画	平成22年度～平成27年度

予定計画事業

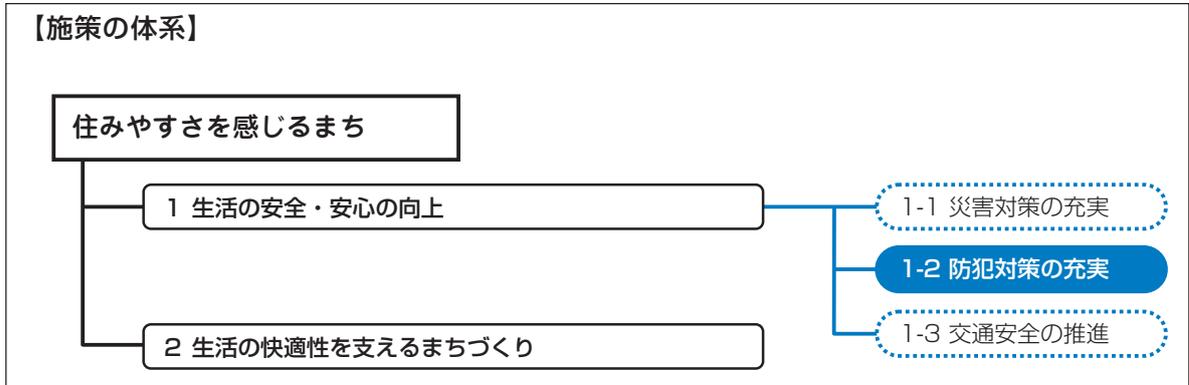
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地震災害に強いまちづくり	木造住宅耐震診断助成の実施				
消防力の整備	消防団第7分団・第6分団詰所整備				
	消防団ポンプ車の更新				

基本的な施策

生活の安全・安心の向上

基本的な事業

防犯対策の充実



現状と課題

本市は、平成 17 年に「東久留米市安全・安心まちづくり条例」を制定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。さらに、平成 19 年 10 月には「東久留米市安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、条例がめざす安全・安心なまちづくりを総合的・計画的に推進するための施策を展開しています。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分たちのまちは自分たちで守る」ということであり、まず、市民一人ひとりが防犯意識を高め、自治会やその他地域コミュニティ*が主体となり、事業者、警察、行政などの連携・協力のもと、防犯活動を推進していくことが望まれます。このため、防犯意識の普及と啓発活動の推進、市民の自主的な地域活動を促進するための支援、地域・関係機関などとの連携を充実させることが必要です。

一方、犯罪が起こりにくい都市環境づくりの面からは、防犯灯の整備や公園などの公共施設における安全対策・犯罪の防止策に取り組むことが重要です。また、こうした視点では、事業者や土地・建物などの所有者にも防犯に配慮した施設や不動産の維持管理が求められます。

今後の防犯対策において、さらなる充実・強化が期待される取り組みについては、できる限り取り入れ、その都度見直しを図ることでより実効性のあるものとしていく必要があります。

犯罪発生件数及び検挙数推移



資料：『統計東久留米 平成 21 年版』

基本的な方向性

- 広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する防犯意識の普及と啓発活動を推進するとともに、自主防犯活動団体の育成に努めます。
- 犯罪に関する的確で迅速な情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な地域活動を支援します。
- 防犯灯の整備事業を進めるとともに、公園などの公共施設における犯罪の抑止策を検討し、実施します。
- 市民、事業者、警察などとの連携強化に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市安全・安心まちづくり推進計画	平成19年10月から

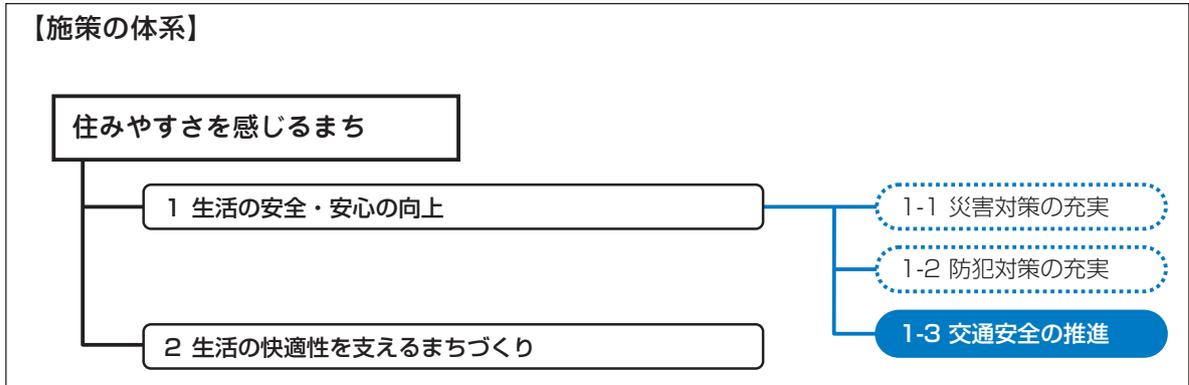
基本的な施策

生活の安全・安心の向上

基本的な事業

交通安全の推進

【施策の体系】



現状と課題

近年、市内の交通人身事故件数は減少していますが、交通事故に占める自転車の事故や、高齢者が関係する事故の割合が増えてきています。そのため、市では「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「交通安全意識の普及及び徹底」の3つを交通安全の重点施策と位置付けています。

交通事故を未然に防止し、歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、歩道の拡幅・段差解消、防護柵や道路反射鏡の設置、コミュニティゾーン*の設定などに順次取り組んできており、今後も交通安全施設の老朽化に伴う施設の更新や、交通安全に配慮した道づくりを計画的に進めていく必要があります。

また、速度を上げた自転車の歩道走行、携帯電話を使用しながらの走行など、自転車の安全走行マナーの乱れも多く見られます。自転車の乗り方について、マナー向上を図るとともに、高齢者や若年者の交通安全に対する意識向上の取り組みを進めることが重要です。

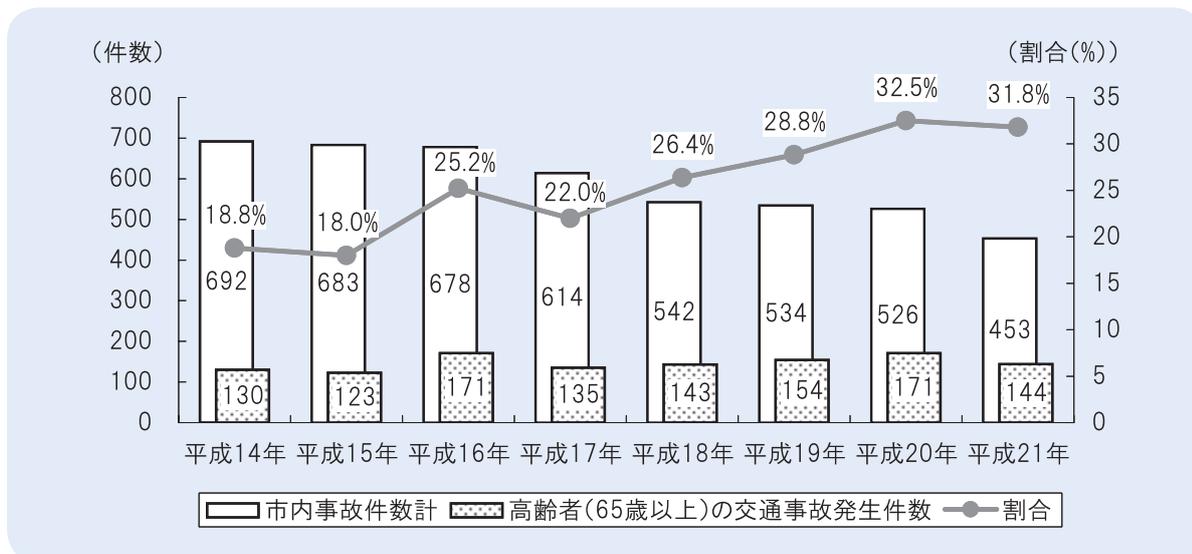
スクールゾーン



交通安全の集い



市内事故件数に占める高齢者の事故発生件数及び割合



資料：都市建設部都市計画課（警視庁交通年鑑より）

基本的な方向性

- 高齢者や交通弱者の安全を確保するため、歩道や公共交通施設のバリアフリー化*に取り組むとともに、防護柵、反射鏡、道路照明などの交通安全施設を整備し、交通事故の発生抑制に努めます。
- 生活道路における安全確保のため、市民、関係機関との連携により、地域の実情にあった交通安全対策の向上に努めます。
- 田無警察署、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全キャンペーンや安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上に努めます。

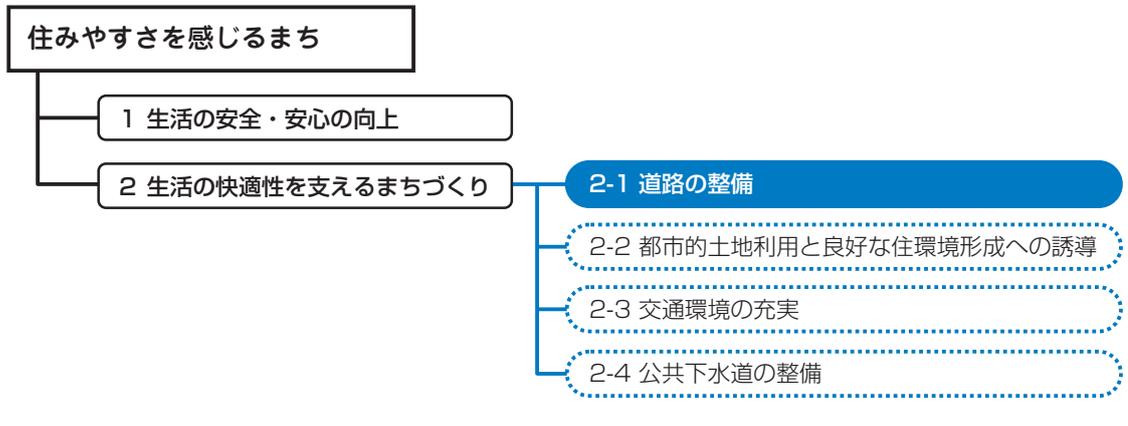
基本的な施策

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

道路の整備

【施策の体系】



現状と課題

市内の道路には幅員が狭い区間や見通しの悪い箇所があり、自動車などの事故が発生している生活道路があります。交通の利便性の向上や安全対策の向上、防災に備えた安全で安心して通行できる道路の整備が求められます。

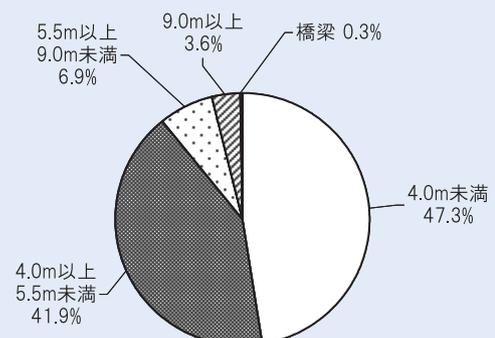
都市計画道路*は、まちの骨格であり、沿道の事業所や店舗の集積とともに、まちのにぎわいを生み出す基盤です。広域での交通を円滑にするため、主要幹線道路を結ぶ路線や都市間を結ぶ路線の整備が求められています。また、整備にあたっては自然環境に配慮することが必要です。

都市計画道路の整備や所沢街道の歩道整備などのすでに実施中の事業については、早期完了に向けて東京都と連携して進めることが必要です。また、多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）に位置付けられ、事業着手に至っていない都市計画道路の整備についても、東京都と連携を図り、事業化することが求められます。

整備中の道路



市道幅員別道路延長の比率



資料：都市建設部施設管理課（平成 22 年 4 月 1 日現在）

基本的な方向性

- 市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進めます。
- 道路の緑化や透水性舗装*など、自然環境との調和をめざした生活道路の整備のあり方を検討します。
- 電線などの地中化や歩道のバリアフリー化*を促進し、安全で快適な歩行空間と道路整備に努めます。
- 広域的な交通ネットワークの形成や交通渋滞の緩和を図るため、都市計画道路*の未整備区間の整備を進めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
道路舗装補修工事五カ年計画	平成 22 年度～平成 26 年度
多摩地域における都市計画道路の整備方針 (第三次事業化計画)	平成 18 年度～平成 27 年度

予定計画事業

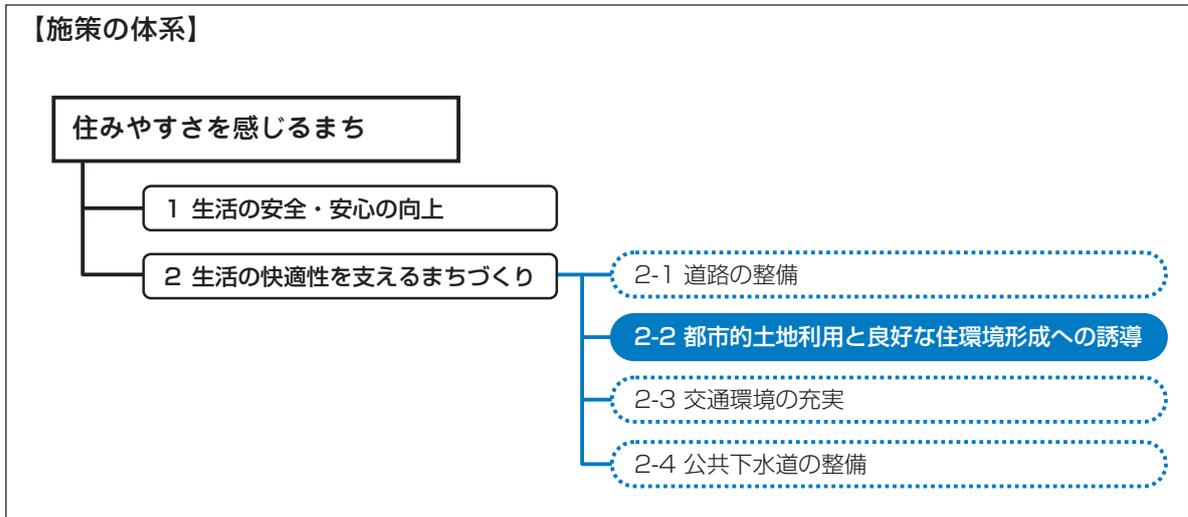
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生活道路の整備	推進				
都市計画道路の整備	実施 (東 3・4・19 号線 東 3・4・5 号線 東 3・4・20 号線)				

基本的な施策

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導



現状と課題

まちの成熟が進むなか、住みやすさや景観の「質」が重要視されてきています。道路や建物など市街地のまちなみや、緑や河川などに代表される自然で形作られる都市景観を良好なものとするため、地区計画^{*}による建築物の高さ、形態、意匠^{*}の制限や、樹林地などの公有地化の取り組みが求められます。

現在、市民一人当たりの公園面積は、多摩26市の平均を下回っていますが、都立六仙公園^{*}の整備により公園の充実度の向上が期待されており、公園の計画面積全体の開園に向け、さらなる整備が求められます。また、生産緑地地区^{*}の指定を通じ、市街化区域における農業との調整を図りつつ、農地の持つ緑地機能を保全し、良好な都市環境を形成することが求められます。

市内では、今後、大規模団地の建替えなどによって、広大な余剰地が生じることが見込まれますが、大規模団地跡地などをどのように活用するかは、まちづくりに大きな影響を及ぼします。市民が住みつけたいと思うまちを実現するため、土地所有者とともにこうした余剰地の活用を努め、メリハリのある土地利用を図ることが重要です。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備など、現在中間の見直し作業を進めている都市計画マスタープラン^{*}に即したまちづくりを進める必要があります。

富士見通りの景観



基本的な方向性

- 都市景観の保全や形成のため、景観への関心を高める啓発活動や地区計画*など都市計画制度を活用した取り組みに努めます。
- 都立六仙公園*の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請していきます。
- 生産緑地地区*の指定を通じ、農地の持つ緑地機能の保全を進めるとともに、良好な都市環境の形成に努めます。
- 都市基盤整備や大規模団地の建替えに合わせ、地区計画制度などを活用し、都市計画マスタープラン*に即した良好な市街地の形成を図ります。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市都市計画マスタープラン	平成12年度～平成32年度

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
都市計画マスタープランの中間見直し	改訂				
地区計画の策定・用途地域の見直し	南沢地区・上の原地区・都市計画道路沿道など				
公園用地の確保 (借地部分の公有地化)	竹林公園				

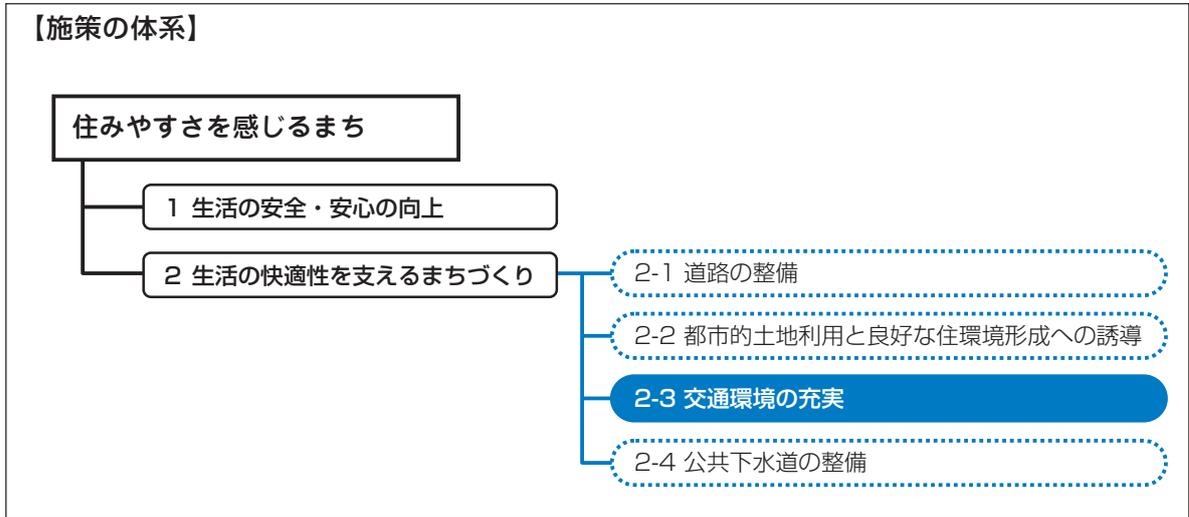
※「東久留米市都市計画図」を53ページの次に掲載しています。

基本的な施策

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

交通環境の充実



現状と課題

にぎわいのあるまちを実現するためには、交通の利便性が高く、安全・安心に、容易に行き来できることが重要ですが、バス路線から離れている地域では、移動に不便を感じている市民がいます。本市では、他自治体におけるコミュニティバス*などの取り組みについて調査を進めるとともに、休止中のバス路線の復活や、都市計画道路*整備進捗に合わせた路線拡大などについて、関係機関へ働きかけています。

自転車は通勤や通学、買い物などの日常の足として、また環境にやさしい乗り物として多くの市民が利用しています。しかしながら、これらの自転車を収容する施設の不足が問題となっています。また、駅周辺の市営の自転車等駐車場は、すべて地権者から借地として借り上げていることから、必ずしも安定的な供給が図られているとは言えない状況にあり、恒久的な施設の確保が求められています。

一方、放置自転車等については、自転車等の放置防止に関する条例により駅周辺を放置禁止区域に指定し、一定の時間を超えた自転車などに対して巡回による指導や撤去作業を実施していますが、駅周辺の店舗などを一時的に利用する市民の利便性に配慮した対応が課題となっています。

東久留米駅西口の様子



自転車等駐車場



自転車・バイク利用者数等の状況

	定期 利用 箇所数	一時 利用 箇所数	定期利用者数(人)		一時利用者数(人)		撤去台数	返還台数	廃棄台数	リサイクル 台数
			自転車	バイク	自転車	バイク				
平成17年	7	2	3,763	356	340,340	28,877	1,899	1,259	428	284
平成18年	7	1	3,419	319	213,665	17,016	1,768	1,205	304	259
平成19年	7	1	3,754	352	204,626	17,742	1,382	947	244	197
平成20年	7	2	3,261	267	188,280	18,427	1,438	862	187	205
平成21年	7	2	3,292	239	236,909	21,152	1,005	590	220	229

資料：都市建設部施設管理課

基本的な方向性

- 病院や公共施設、駅などへのアクセスを強化するため、路線バスの路線拡大について、関係機関との協議を進めます。
- 他自治体におけるコミュニティバス*などの取り組みについて調査を進めます。
- 自転車等駐車場の不足が懸念されているため、道路上の利用や新たな恒久的な施設の確保を図り、安定した運営に向けた取り組みについて、さまざまな角度から検討を進めます。

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
コミュニティバスなどの地域公共交通の充実	調査・検討・実験運行				

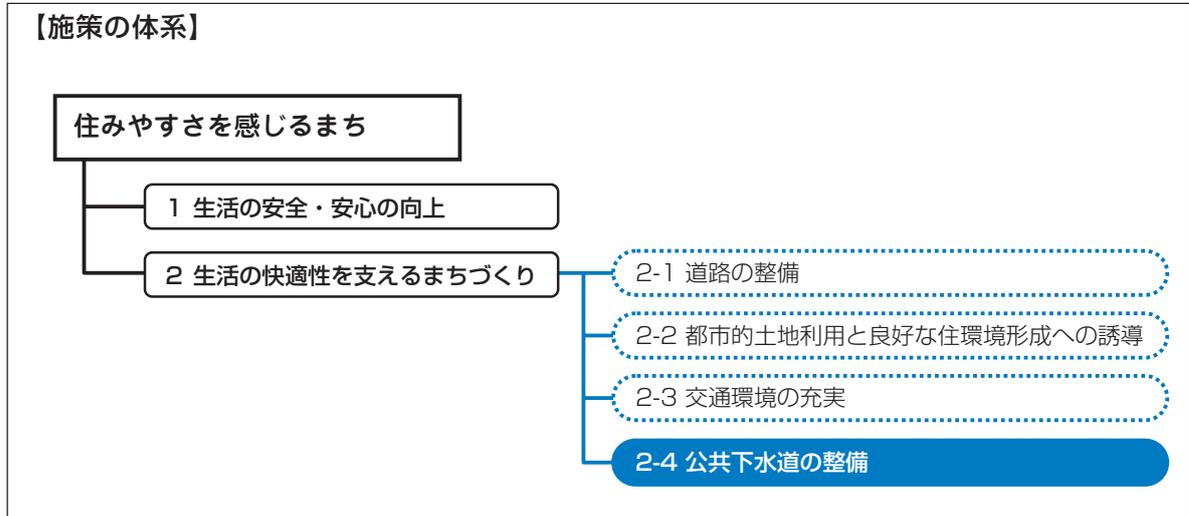
基本的な施策

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

公共下水道の整備

【施策の体系】



現状と課題

河川の汚濁や都市型水害^{*}を防止し、快適なまちを実現するため、下水道の整備は重要な施策です。本市の水洗化人口は毎年増加しており、水洗化普及率も平成17年の96.6%から、平成21年には99.2%まで普及促進していますが、未接続世帯へのさらなる対応強化が求められます。また、経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせ、下水道管の耐震化の整備も必要となっています。

汚水公共下水道事業は、企業会計として独立会計が規定され、汚水処理経費にかかる費用は下水道使用料をもって賄うことが原則です。しかし、多額の建設事業費を投入した結果、いまだ一般会計^{*}からの繰入金に依存している状況です。今後老朽化した施設の維持管理や改築更新事業に対する費用の増加などが想定されるため、効率的な施設管理の実施とともに適正な下水道使用料水準の設定により、安定した下水道経営が求められます。

下水道の計画処理状況

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
世帯（住民基本台帳）		47,767	48,315	48,611	49,220	49,806
人口（住民基本台帳）		114,539	114,554	114,376	114,418	114,686
全体計画	人口	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	1日最大汚水量 (m ³)	85,538	85,538	85,538	85,538	85,538
	1人1日平均 (ℓ)（基礎家庭）	300	300	300	300	300
	1人1日最大 (ℓ)	405	405	405	405	405
処理状況	水洗化戸数	24,508	25,060	25,658	26,142	26,578
	水洗化人口	110,653	112,222	112,803	113,085	113,820
	1日平均汚水量 (m ³)	35,389	35,790	35,015	36,233	34,761
	1人1日平均 (ℓ)	320	318	310	320	305
水洗化普及率 (%)		96.6	98.0	98.6	98.8	99.2

資料：『統計東久留米 平成 21 年版』

基本的な方向性

- ・雨水事業を推進し、恒常的な道路冠水区域の解消に努めます。
- ・公共下水道への未接続世帯に対する対応強化を図ります。
- ・経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、管の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進します。
- ・下水道施設の効率的な管理を推進するとともに、適正な下水道使用料水準の設定により、安定した下水道経営を行います。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市公共下水道プラン	平成 20 年度～平成 30 年度

予定計画事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
下水道施設の改築・更新	推進				
浸水（雨水）対策	推進				

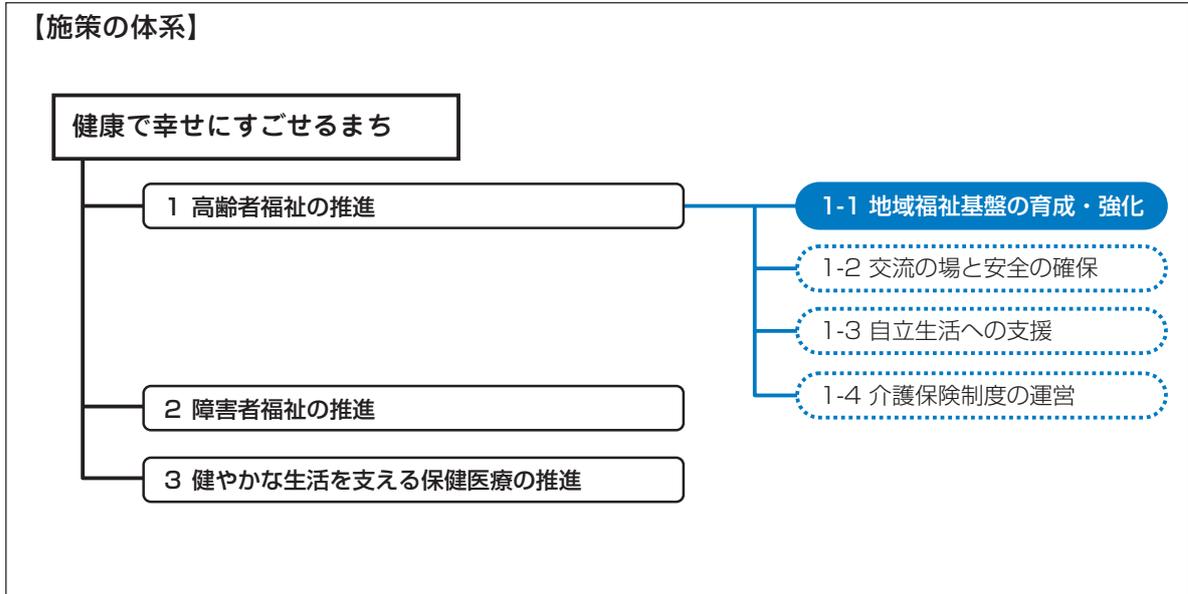
基本目標

健康で幸せにすごせるまち

基本的な施策

- 高齢者福祉の推進
- 障害者福祉の推進
- 健やかな生活を支える保健医療の推進





現状と課題

だれもが安心して地域で暮らせるまちを実現するためには、市民、地域で活動するさまざまな団体との協働*を進めながら、支援を必要とする市民のニーズにあった福祉サービスを選択することができる仕組みづくりを推進していくことが必要です。

また、協働を基本とした地域福祉の実現には、市民相互の支えあいが不可欠です。そのため、市民、地域、さまざまな福祉活動に取り組む団体が、地域福祉への意識を醸成することが求められます。さらに、社会福祉協議会*の事業を活用し、ボランティア活動*への参画のきっかけづくりや、活動を継続しやすい環境づくりにより、地域福祉活動を支える人材の育成や、活動基盤の安定を図ることが重要です。

基本的な方向性

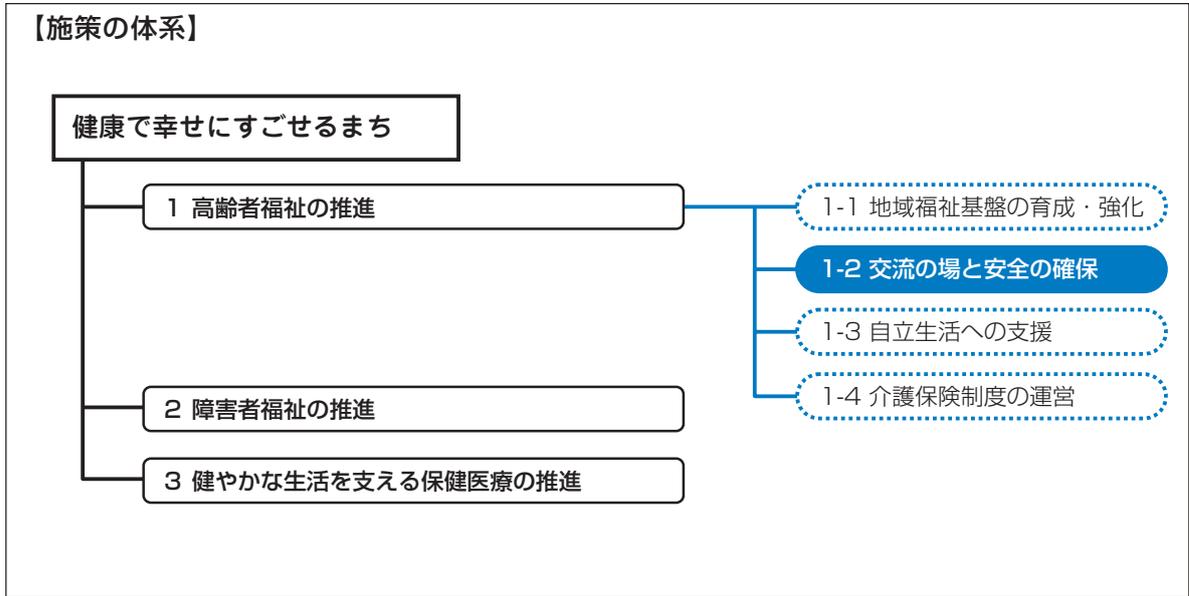
- 市民だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域福祉計画を着実に推進し、総合的な福祉サービスの支援を行います。
- ボランティア活動*の活性化を図るとともに、民生委員・児童委員*、社会福祉団体、NPO*との連携、ネットワークを深めるための活動を支援します。
- 支援を必要とする市民のニーズにあった福祉サービスの提供、地域福祉活動を支える人材の育成や確保などの支援に努めます。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の非常時サポート体制の整備を支援します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成12年度～平成32年度

高齢者福祉の推進

交流の場と安全の確保



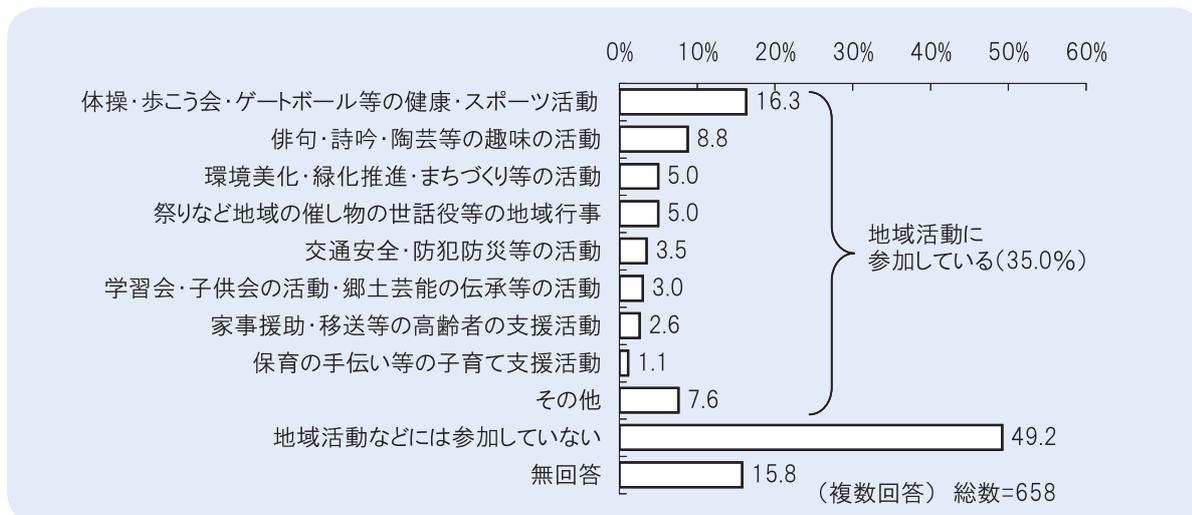
現状と課題

地域の社会構造が大きく変化するなか、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと安心して暮らせる社会を構築するために、超高齢社会*の課題に対処できる地域のあり方について考えていく必要があります。

これからの地域は、若い世代を中心とする生産年齢層が高齢者を支えるという従来の発想に加えて、高齢者同士の横の支えあいや、次世代育成に寄与する世代間交流による支えあいなどの多様な発想が必要です。例えば、高齢者が子育て支援や通学路の安全確保など、多くの分野に活動の場を広げ、幅広く活躍することにより、世代を超えた幅広い交流が生まれます。高齢者自らも地域に何らかのつながりや関係をつくることによって、主体的に社会参加の機会を増やしていくことが求められます。これには、地域に顔なじみの関係を築いていくことによって、孤立を防止するという重要な意味があります。

また、高齢者だけではなく、障害者や児童など、市民だれもが安全で利用しやすい都市環境や生活環境を形成していくことも大切です。特に、ひとり暮らし高齢者や特定の疾患を抱えた人などの日常生活における「もしも…」に備えた安全確保や安否確認のための取り組みが求められます。

地域活動の参加状況（アンケート調査結果）



資料：『第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画』

基本的な方向性

- 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、活動の機会や場の創出、交流・ネットワークづくりを支援します。
- 高齢者の経験や知識を生かせるよう、発表やボランティアの機会などを提供するとともに、老人クラブなどの活性化を支援します。
- 高齢者だけでなく、障害者や児童など、市民だれもが安全で利用しやすいまちを実現するため、公共施設などのバリアフリー化*の推進を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や持病のある高齢者世帯の不安解消、緊急時の援助体制の確保と安否確認を目的とした事業の推進に努めます。

関連する個別計画等

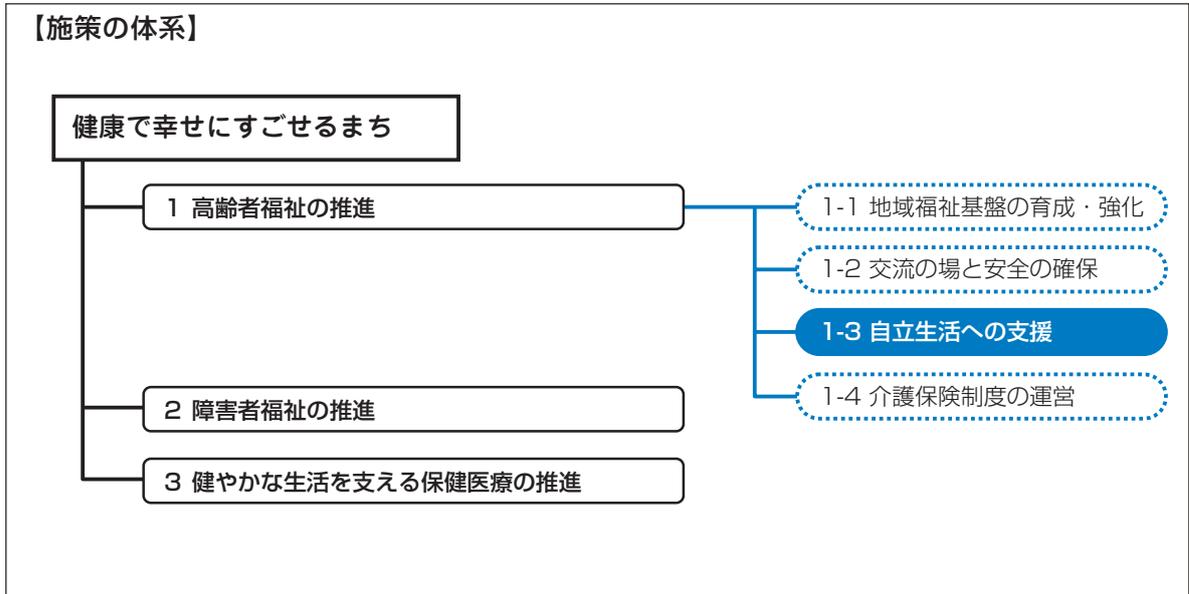
計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成21年度～平成23年度

基本的な施策

高齢者福祉の推進

基本的な事業

自立生活への支援

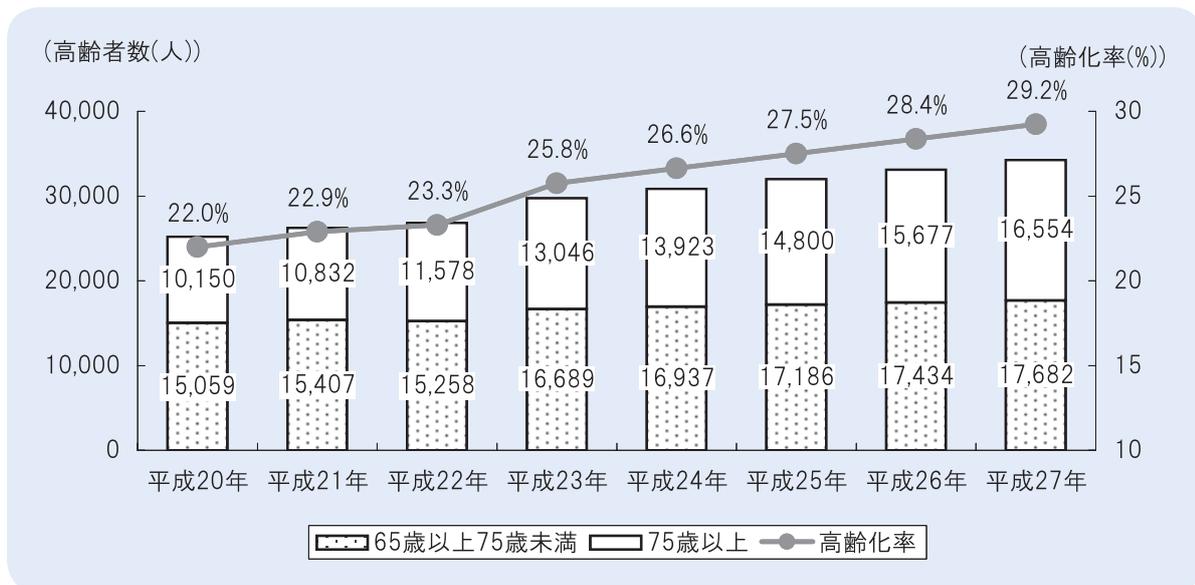


現状と課題

本市は平成19年に高齢化率21%を超え、本格的な超高齢社会^{*}に移行しており、多摩26市のなかでも高齢化率が高いまちとなっています。また、本市に在住する高齢者のなかで、介護を必要とする状態になる可能性が高い、75歳以上の高齢者の占める割合が高くなってきており、要介護認定者^{*}は今後とも増加してくことが想定されます。高齢化の進展に対応するためには、適切で効果的なサービス量の確保と提供をさらに充実させるとともに、在宅サービス^{*}などの担い手の資質向上などの取り組みへの支援を継続していく必要があります。

高齢者が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域でいつまでも暮らすには、介護保険制度の適切な利用とともに、介護保険制度を補完する仕組みにより在宅生活を支援する必要があります。また、介護が必要な状態でなくとも、虚弱などにより何らかの支援が必要な高齢者についても、在宅生活を支援することが求められます。

高齢化率の推移



資料：平成20年～22年：住民基本台帳（各年10月1日現在）
平成23年～27年（推計人口）：『第4次長期総合計画基礎調査報告書』

基本的な方向性

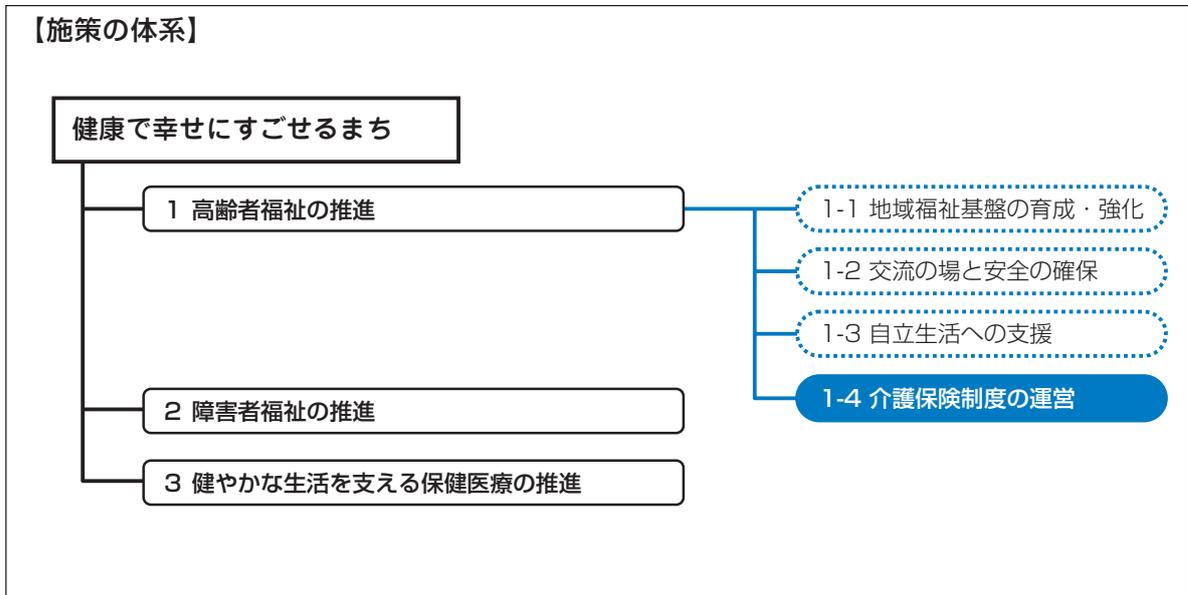
- ・高齢者のニーズやその家族の状況に応じたサービスを充実します。
- ・在宅サービス※などの質の向上のため、ケアマネジャー※やホームヘルパー※などの介護サービスの担い手の資質向上などを支援します。
- ・待機者の増加を踏まえ、市内に介護老人福祉施設※などを誘導することで、施設介護の充実をめざします。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成21年度～平成23年度

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
施設介護の充実		介護老人福祉施設などの誘導			



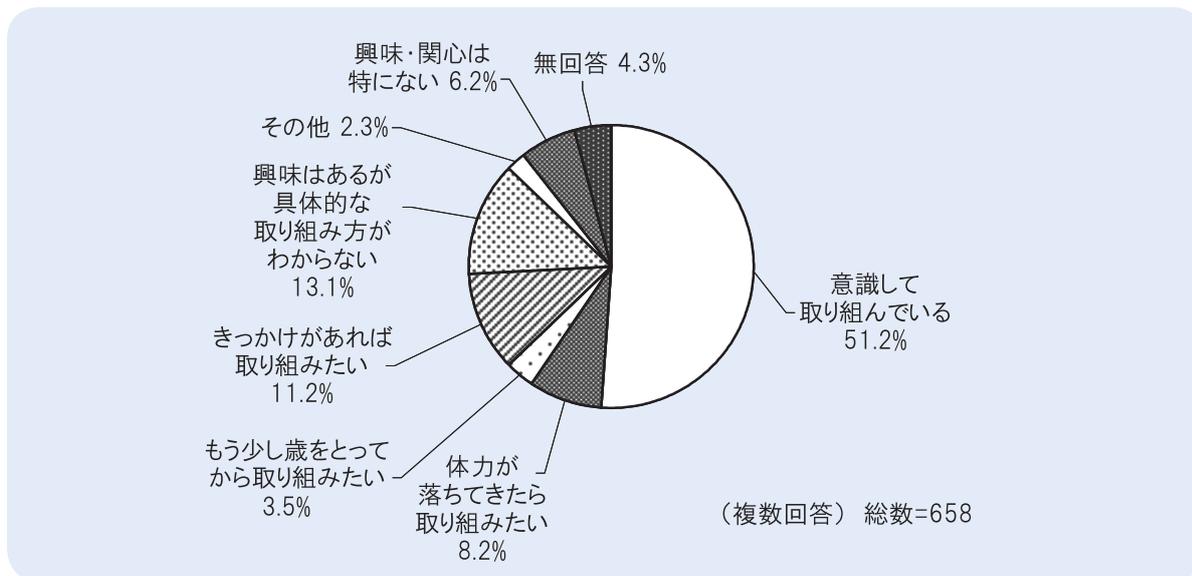
現状と課題

高齢化の進展にともない、介護サービスの利用が増加し、介護給付費*も増大することが見込まれます。必要とされる介護サービスが適正に提供されるよう、市は保険者として介護保険制度の安定的な運営を図る必要があります。

本市では、多摩26市のなかでも介護保険の認定率が比較的低くなっています。高齢化率は毎年上がっていますが、認定率の低さは維持されていることから、高齢者自身の介護予防に関する意識の高さが一定の効果をあげているものと考えられます。今後もこの状態を維持するためには、引き続き、介護予防への取り組みを推進していく必要があります。

さらに、高齢者一人ひとりが、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域で住み続けられるよう、地域包括ケア体制*を充実していくことが求められます。

介護予防に対する意識（アンケート調査結果）



資料：『第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画』

基本的な方向性

- ・利用者が必要とする介護サービスが適正に提供されるとともに、介護予防事業の普及・推進などによる介護予防の取り組みの充実を図ります。
- ・高齢者の見守りや相談体制、地域のネットワークの充実などのため、地域包括支援センター[※]を中心に地域包括ケア体制[※]の強化を図ります。
- ・介護給付費[※]の増大が進むなか、円滑で安定的な介護サービスの提供と健全な財政基盤の確保のため、必要なサービス（質と量）の提供及び給付の適正化を推進します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第4期東久留米市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成21年度～平成23年度

予定計画事業

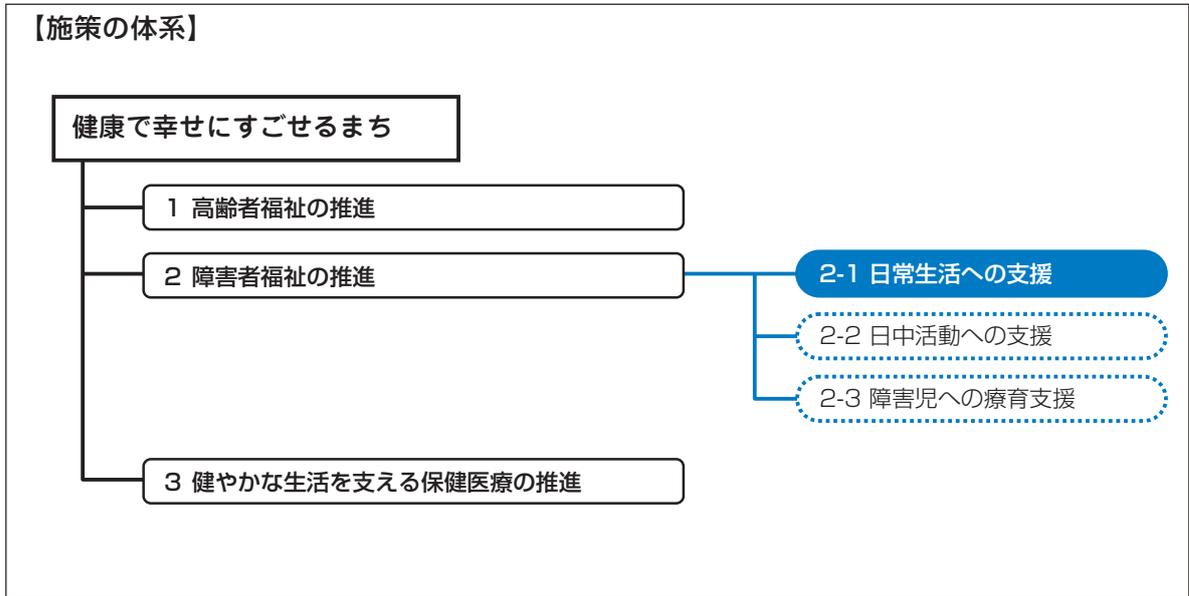
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域包括ケア体制の強化	検討				

基本的な施策

障害者福祉の推進

基本的な事業

日常生活への支援



現状と課題

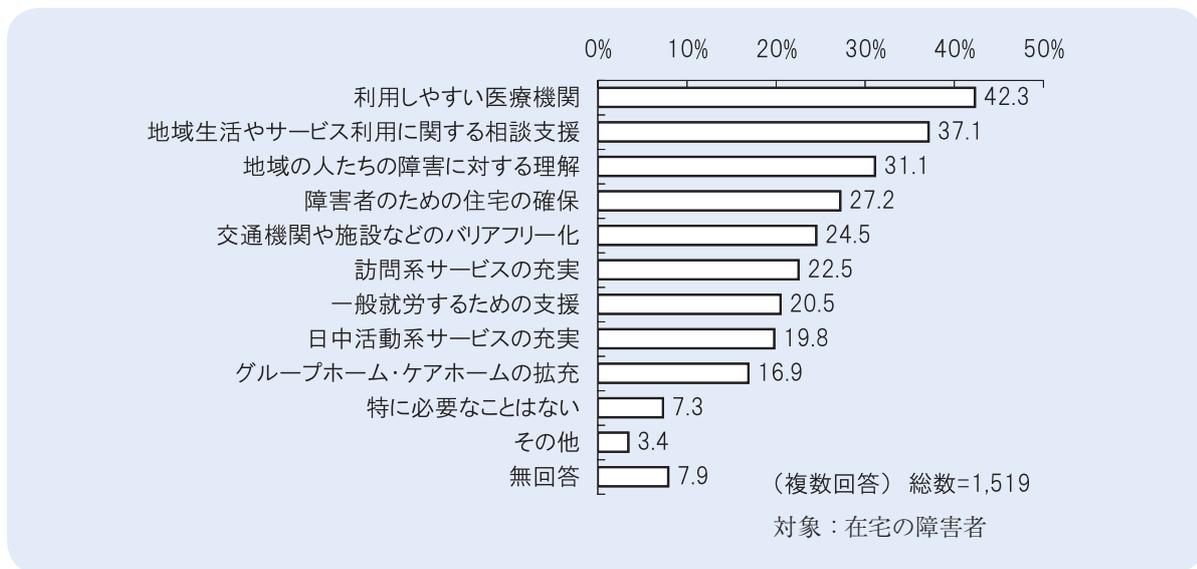
本市は、障害の有無にかかわらず、すべての人が、相互に人格と個性を尊重しあい、安心して暮らすことができるまちの実現をめざし、ノーマライゼーション*の推進に努めています。

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生活に必要な福祉サービスの提供や、家族の支援などの充実、バリアフリー*の推進が求められます。

また、地域での生活を安心して送れるよう、利用者の視点からさまざまな情報を提供し、身近な地域で相談や支援に応じられる体制を充実させるとともに、年金や手当などのさまざまな制度の活用と、負担の大きい医療費については、心身障害者医療費助成や自立支援医療の助成など、経済的な負担を軽減するよう支援していく必要があります。

一方、国では現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた検討が行われており、施行が予定されている平成25年8月に合わせ、必要な措置を講じることが求められます。

地域生活に必要なこと（アンケート調査結果）



資料：『第2期東久留米市障害福祉計画』

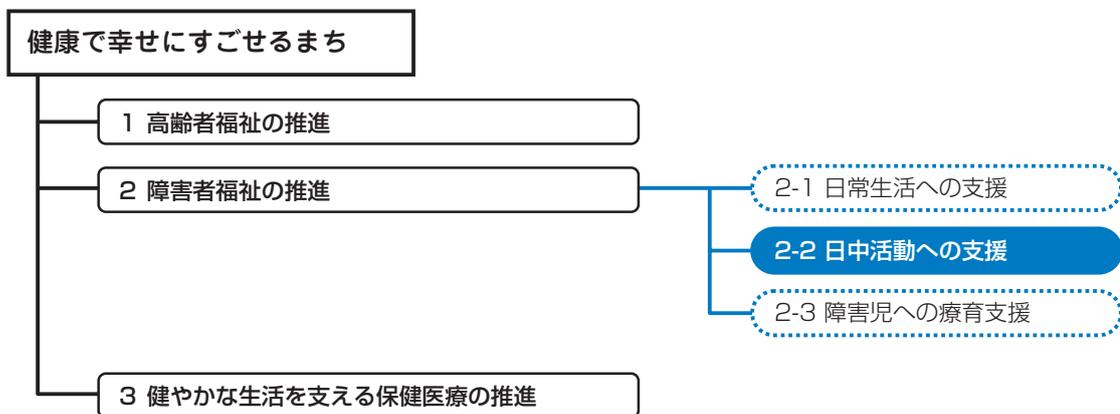
基本的な方向性

- ・ノーマライゼーション*の考え方を普及・啓発し、障害に対する市民の認識と理解を高めます。
- ・すべての障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活を支援するためのサービスや施設などでの一時的な生活支援、住まいのバリアフリー化*に対する支援などを充実するとともに、相談支援や地域社会との交流、関係機関・団体の連携、協力体制の強化など、障害者を地域で支える仕組みを充実します。
- ・障害者の日常生活を豊かにするため、日常生活用具、補装具の給付などを行い、利便性の向上を図ります。
- ・各種手当や心身障害者医療費助成、自立支援医療の助成などを通じ、経済的な負担を軽減するよう支援します。
- ・予定されている法に基づく制度改正が行われた場合には、速やかに課題を整理し、施策・事業の再構築はもとより、円滑な実施を図ります。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第2期東久留米市障害福祉計画	平成21年度～平成23年度

【施策の体系】



現状と課題

障害者が地域でいきいきと生活していくためには、それぞれの意欲や能力に応じた活動や就労などを通じた社会参加が必要です。

障害者の就労機会の拡大と促進には、就労の準備から定着までの総合的な支援が求められます。さらに、障害者雇用についての啓発活動や情報提供を行い、障害者を雇用する事業者への支援を拡充することも求められます。

一般企業への就労が難しい障害者には、生産活動を通じた知識・技術の向上のための訓練（福祉的就労）の場などの日中活動の場を充実させることが必要です。

また、障害者の社会参加の実現には、地域における余暇活動への支援も重要です。

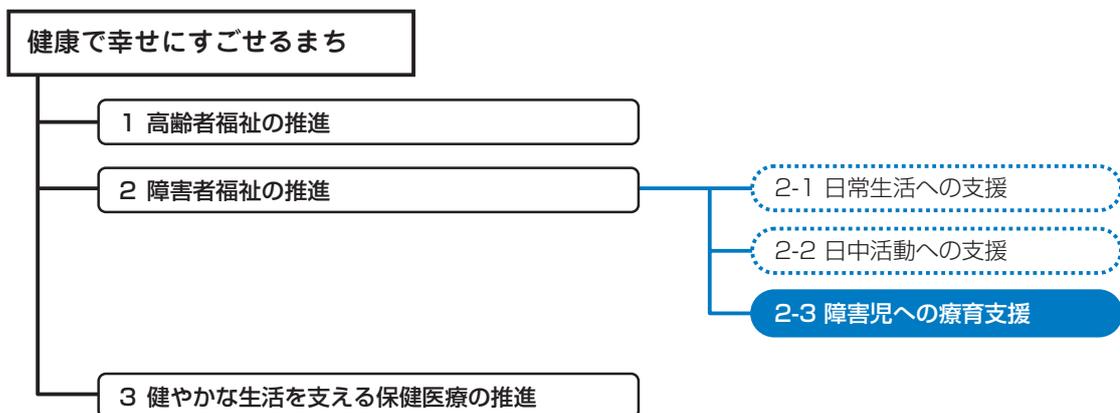
基本的な方向性

- 障害者が地域活動などに参加できるよう、関係機関や地域住民との連携、活動への支援を強化します。
- 障害者の自立のため、作業所などの日中活動を支援するとともに、障害者地域自立生活支援センター*（さいわい福祉センター）と精神障害者地域生活支援センター*「めるくまーる」の充実に努めます。
- 平成22年9月に開設した障害者就労支援室*「さいわい」、「あおぞら」を中核的施設として障害者の就労を総合的に支援します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第2期東久留米市障害福祉計画	平成21年度～平成23年度

【施策の体系】



現状と課題

障害児がその能力を最大限発揮して、有意義に社会的活動に参加できるようにするために、療育や教育の仕組みと取り組みが重要です。また、環境を整えることや周りの人々の援助が必要です。

特に、早期発見・早期療育が重要で、発見・療育のそれぞれのスキルとシステムが充実していること、発見から療育へとつなげる連携が確立されていることが求められます。

また、障害児を持つ家庭へのサポートも重要です。小学校就学後も保護者が不安をかかえているケースが多く、不安の解消や問題などの解決のために、親同士の交流の場の確保や相談などのシステムを充実させることが必要です。

わかくさ学園

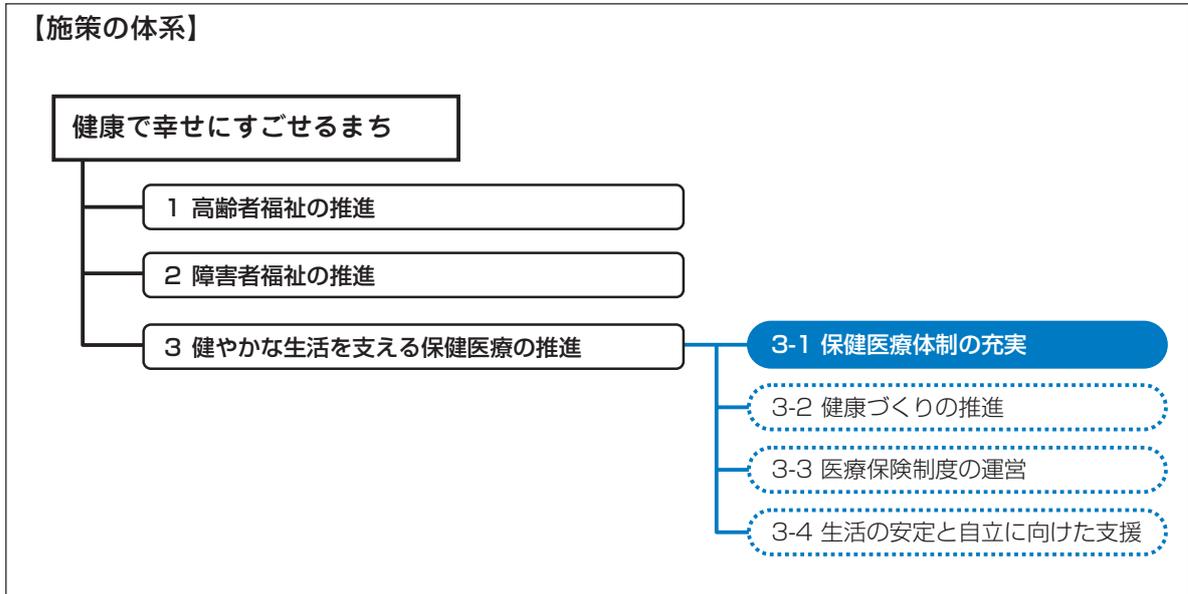


基本的な方向性

- わかくさ学園での療育や相談を通じて、障害児の社会参加促進を支援します。
- わかくさ学園の保護者会などを充実させ、障害児を持つ家庭や保護者同士がお互いに情報交換や相談などができるための交流づくりを支援します。
- 障害児を持つ保護者に対して、保護者会や面談などを実施し、障害に対する理解を深め、子育てに関する助言などのサポートの充実を図ります。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
第2期東久留米市障害福祉計画	平成21年度～平成23年度



現状と課題

社会環境や生活環境の変化、高齢化の進展などを背景として、市民の医療ニーズが増大、多様化しており、総合的な医療が受けられる病院や身近な医療機関に対する市民の関心が高まっています。

本市は、医療資源の地域的単位を決める東京都における二次保健医療圏^{*}のなかでは北多摩北部保健医療圏^{*}に属しています。この圏域の医療資源は一定の水準にありますが、清瀬市に一般病院が偏在し、本市には医療施設が少ないなど圏域内での偏りがあります。二次保健医療圏の枠組みのなかでは市内に新たな総合病院を立地させることは困難であるため、かかりつけ医を中心とした初期医療を基盤とし、圏域内において二次、三次の医療機能を分担する医療体制が整備されています。

また、本市が果たすべき役割として、休日診療・準夜間診療を整備し、併せて近隣自治体とともに平日準夜間小児初期救急医療を地域医師会の協力により、北多摩北部保健医療圏の医療機関で実施しています。

一方、地域医療の充実のためには、医師会や医療機関との連携による医療体制を整えておく必要があります。そして、高度医療や救急医療を支える広域の医療体制の充実にあたっては、東京都及び北多摩北部保健医療圏の二次、三次医療を担う医療機関の連携強化が求められます。

公立昭和病院



医療施設の状況

二次保健医療圏名	保健所名	市町村	病院			一般診療所	歯科診療所	10,000人当たり	
			精神病院	一般病院	一般診療所			歯科診療所	
東京都（島部を含む）			650	54	596	12,641	10,551	10.10	8.43
区部			424	15	409	9,624	8,300	11.39	9.82
多摩地域			225	39	186	2,997	2,237	7.42	5.54
北多摩北部	多摩小平保健所	小平市	9	1	8	130	98	7.25	5.47
		東村山市	11	3	8	93	65	6.28	4.39
		清瀬市	15	2	13	42	34	5.80	4.69
		東久留米市	3	1	2	65	59	5.67	5.14
		西東京市	5	1	4	137	119	7.20	6.25

資料：東京都福祉保健局ホームページ「東京都の医療施設」（平成19年10月1日）
人口：住民基本台帳（平成21年1月1日）

基本的な方向性

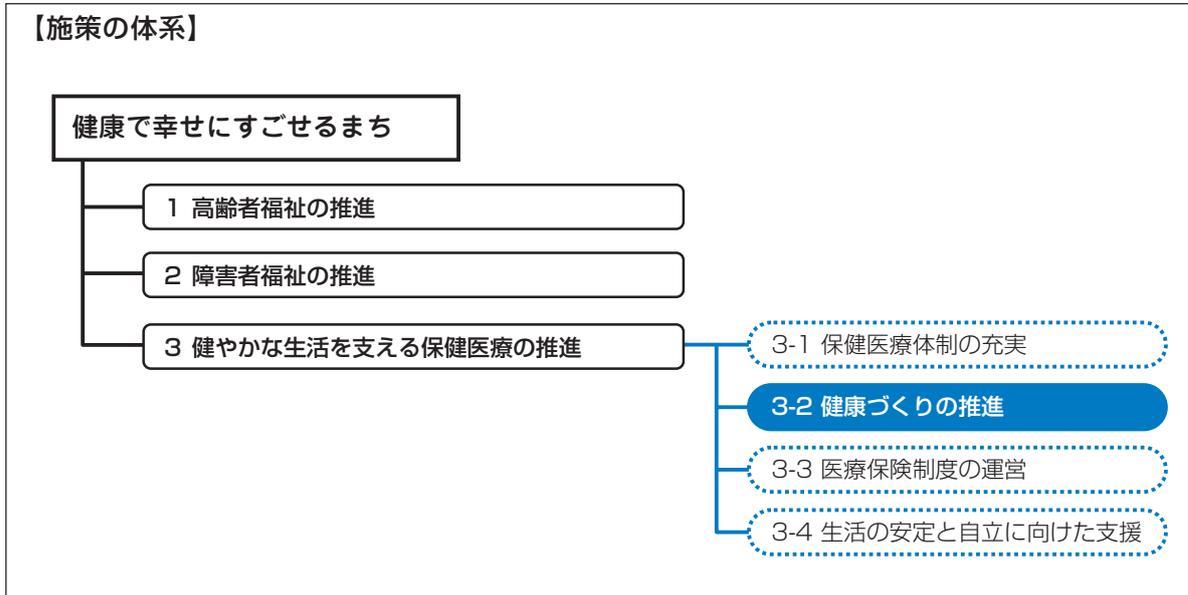
- 市民が身近な地域で必要な医療を受けるための情報提供の充実に努めます。
- 医師会や医療機関との連携を強化し、身近な地域医療、夜間や緊急時対応の充実に努めるとともに、高度医療や救急医療などを支える医療体制の強化・充実のため、保健医療圏の関係機関との連携強化を進めます。

基本的な施策

健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

健康づくりの推進



現状と課題

高齢化、平均寿命の伸長、不適切な食生活、生活習慣の多様化などを背景に、生活習慣病*の患者数が全国的に増加しています。健康寿命*を延ばすためには、市民が自らの健康を自分で守るという意識を高めていくことが必要です。市民の健康づくりを支援し、健康な地域づくりに向けた個人が健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、各種健康教育の充実が求められます。

健康づくりは、バランスの取れた食生活、適度な運動、十分な休養といった日常生活習慣が基本となります。健康づくりに適した生活習慣を身につけるためには、食育*の推進を含め、生活習慣の基礎が形成される小児期からの健康教育や、地域、家庭での継続的な働きかけが重要です。

また、病気になってからの治療だけではなく、生活習慣病の早期発見のための特定健診・保健指導などの各種健（検）診の充実や、健康増進のための保健事業を効果的に行うことが求められます。加えて、感染症の発生防止のために実施する予防接種について、市民の健康の質を高めるため、接種率向上及び特定健診・保健指導の受診率向上に向けた積極的な取り組みが必要となっています。

健康診査等受診状況

	基本健康診査	特定健診・ 後期高齢者健診	成人歯科検診	骨粗しょう症検診
平成 17 年度	12,306 人	- 人	578 人	182 人
平成 18 年度	14,127 人	- 人	682 人	155 人
平成 19 年度	15,028 人	- 人	817 人	151 人
平成 20 年度	- 人	16,590 人	1,053 人	156 人
平成 21 年度	- 人	16,689 人	696 人	94 人

資料：福祉保健部健康課

がん検診受診状況

	胃がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	大腸がん
平成 17 年度	1,002 人	1,478 人	898 人	604 人	1,341 人
平成 18 年度	1,074 人	1,281 人	913 人	708 人	1,428 人
平成 19 年度	1,091 人	1,784 人	1,271 人	559 人	1,050 人
平成 20 年度	1,033 人	1,236 人	1,055 人	847 人	1,728 人
平成 21 年度	1,366 人	1,987 人	2,370 人	672 人	1,242 人

※平成 21 年度より女性特有のがん検診（子宮頸がん・乳がん）開始
資料：『統計東久留米 平成 21 年版』

基本的な方向性

- すべての市民が心身ともに健康に生活できるよう、市民の健康への意識啓発や健康教育、情報提供、健康相談、正しい食生活の啓発などの充実を図るとともに、市民自ら行う健康づくりや活動を支援します。また、地域の健康づくり実践のための推進員の育成などを進め、地域の支えあい活動を支援します。
- 成人を対象にした生活習慣病*の早期発見、早期治療のため、特定健診・保健指導などの各種健（検）診などの充実を図るとともに、その受診率向上に努めます。
- 予防接種の実施について、医療機関などの関係者の協力のもと、保護者への理解をさらに求め、接種率の向上に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
東久留米市健康増進計画 「わくわく健康プラン東くるめ」	平成18年度～平成27年度
東久留米市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成20年度～平成24年度

予定計画事業

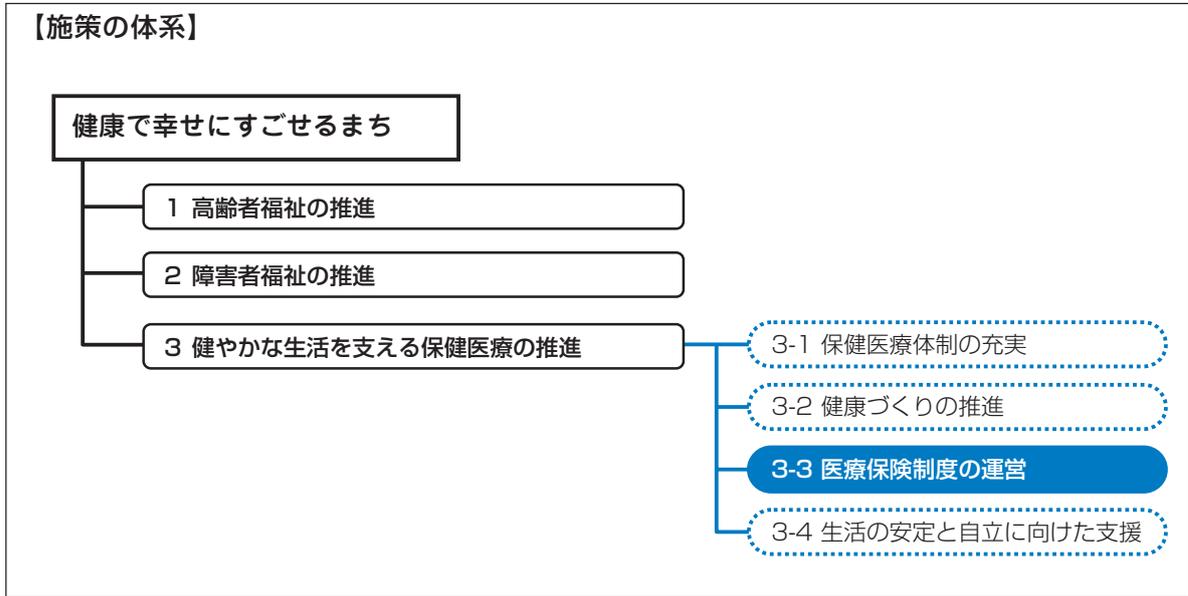
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
感染症発生防止の充実	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成				

基本的な施策

健康で幸せにすごせるまちを支える保健医療の推進

基本的な事業

医療保険制度の運営



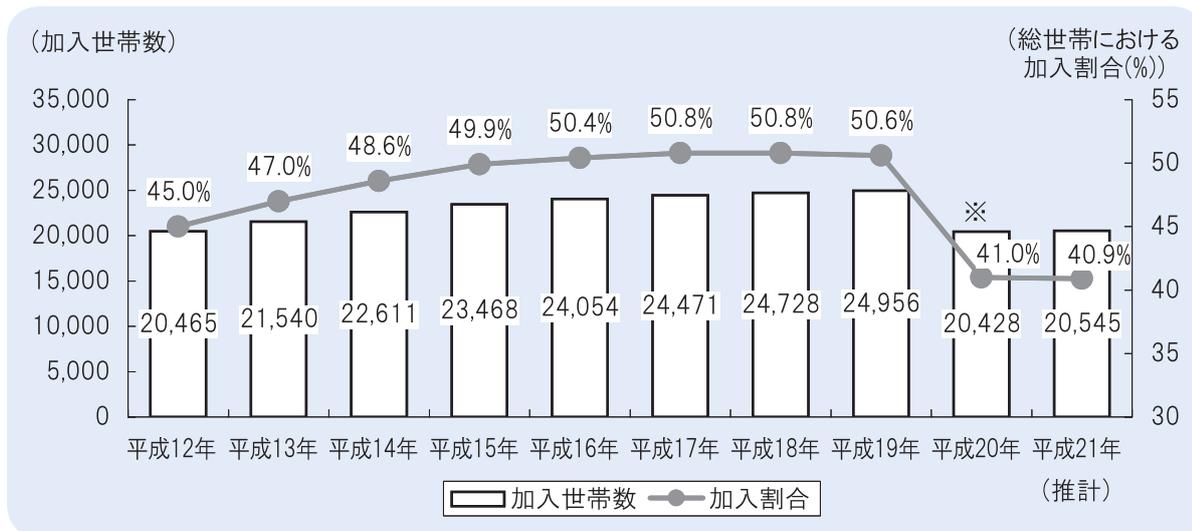
現状と課題

国民健康保険は、住民の健康の保持増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として、今日まで重要な役割を果たしてきました。これからもその役割を果たすために、被保険者への必要な保険給付を行うとともに、財源としての国民健康保険税の適正な賦課を行うなど、公平な事業運営が求められます。そのため、市民への保険制度の周知を図り、安心して保険制度を利用できる取り組みが必要です。

本市の被保険者1人あたりの医療費は、高齢化の進展、医療技術の高度化などを背景として増加し続けています。医療保険制度を将来にわたって維持していくため、疾病予防の強化や高齢者医療制度の改善、国民健康保険運営の広域化などの医療保険制度改革が進められており、国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化しています。

しかしながら、国民健康保険における非正規労働者や高齢被保険者の増加、医療費の増加による一般会計^{*}からの多額な繰入金投入など、国民健康保険財政の構造的な問題は解決されていません。今後も、高齢化の進展による医療費の増加は続くと考えられることから、保険給付費の財源のあり方を含め、医療保険制度の安定的な運営が重要な課題となっています。

東久留米市国民健康保険（公営）加入状況



※平成20年度より後期高齢者医療制度が創設されたため。

資料：『統計東久留米 平成21年版』

東久留米市国民健康保険（公営）給付状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
件数		480,927	516,180	541,922	559,409	570,783	
療養給付費 及び療養費	総額	7,296,181,786	8,257,630,610	8,615,221,658	9,142,080,306	9,387,434,196	
	保険者負担	5,286,123,425	6,075,351,318	6,415,789,137	6,843,931,850	6,838,035,878	
	一部負担金	1,716,204,805	1,916,068,253	1,997,729,254	2,142,853,357	2,262,257,999	
	他法負担金	293,853,556	266,211,039	201,703,267	155,295,099	287,140,319	
高額療養費	件数	5,015	6,268	7,117	9,076	10,968	
	金額	429,680,658	506,459,121	517,285,607	600,493,617	694,318,580	
その他の給付	出産育児一時金	件数	193	224	175	189	177
		金額	57,900,000	67,200,000	55,850,000	66,100,000	62,830,000
	葬祭費	件数	514	566	542	647	203
		金額	1,542,000	16,980,000	16,260,000	19,410,000	6,090,000

資料：『統計東久留米 平成21年版』

基本的な方向性

- 国民健康保険の健全な運営を図り、安心して保険制度を利用できるよう、市民への保険制度の周知に取り組むとともに、被保険者に対する適切な保険給付及び国民健康保険税賦課を実施し、公正な制度の運営に努めます。

関連する個別計画等

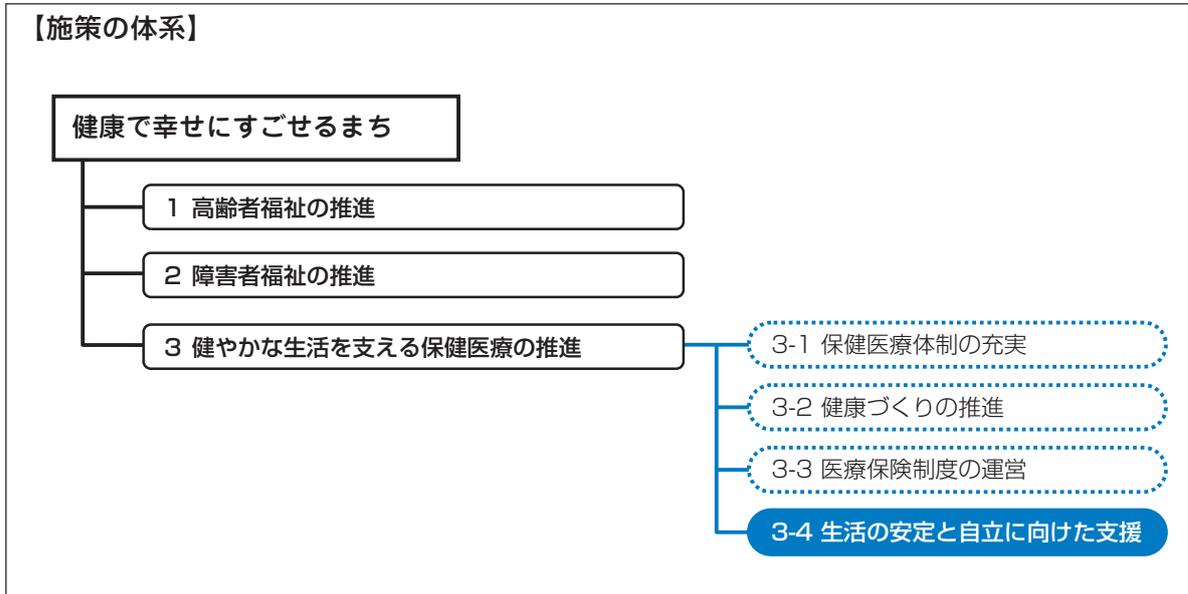
計画名等	計画等期間
東久留米市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成20年度～平成24年度

基本的な施策

健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

生活の安定と自立に向けた支援



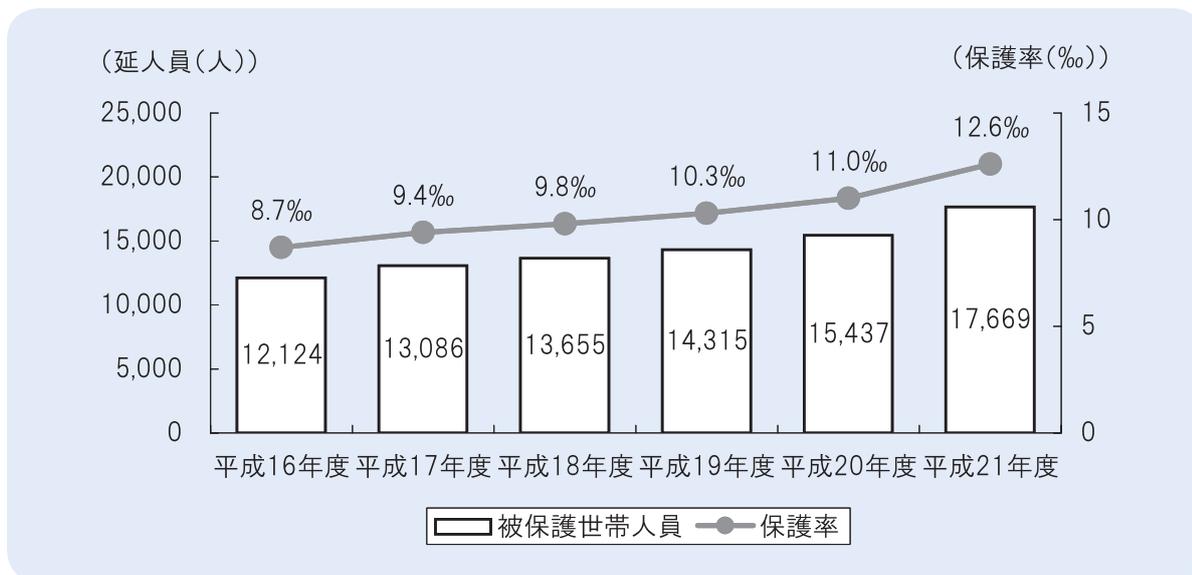
現状と課題

長期間にわたる景気の低迷、高齢化の進展などを背景に、生活保護を必要とする世帯が増加しています。こうした世帯の経済的自立の促進と生活の安定を図るため、制度の趣旨に基づき、セーフティネット*としての生活保護を適切に運営することが不可欠です。

しかし、支援が必要となっている世帯は複雑な問題を抱えているケースが多く、経済的な支援だけでは自立が困難な世帯も増えています。被保護世帯の動向や実態に応じた適正かつ効果的な支援が求められています。

生活保護制度の安定的な運営のため、今後被保護世帯の高齢化や医療扶助費の増加を注視し、対応を検討していくとともに、市民の生活安定支援にとどまらず自立につなげる支援を展開していく必要があります。

生活保護の状況



資料：福祉保健部福祉総務課

基本的な方向性

- 生活保護法に基づく制度の適正かつ適切な実施に努めるとともに、関係機関との連携による援助体制を充実し、被保護者の自立の促進を図ります。
- 生活保護を受給せざるを得ない状況になる前の住居や生活に困窮する離職者などに対し、国や東京都の行う支援策に取り組みます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度

基本目標

子どもの未来と文化をはぐくむまち

基本的な施策

- 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
- 活力ある学校づくり
- 生涯学習の推進

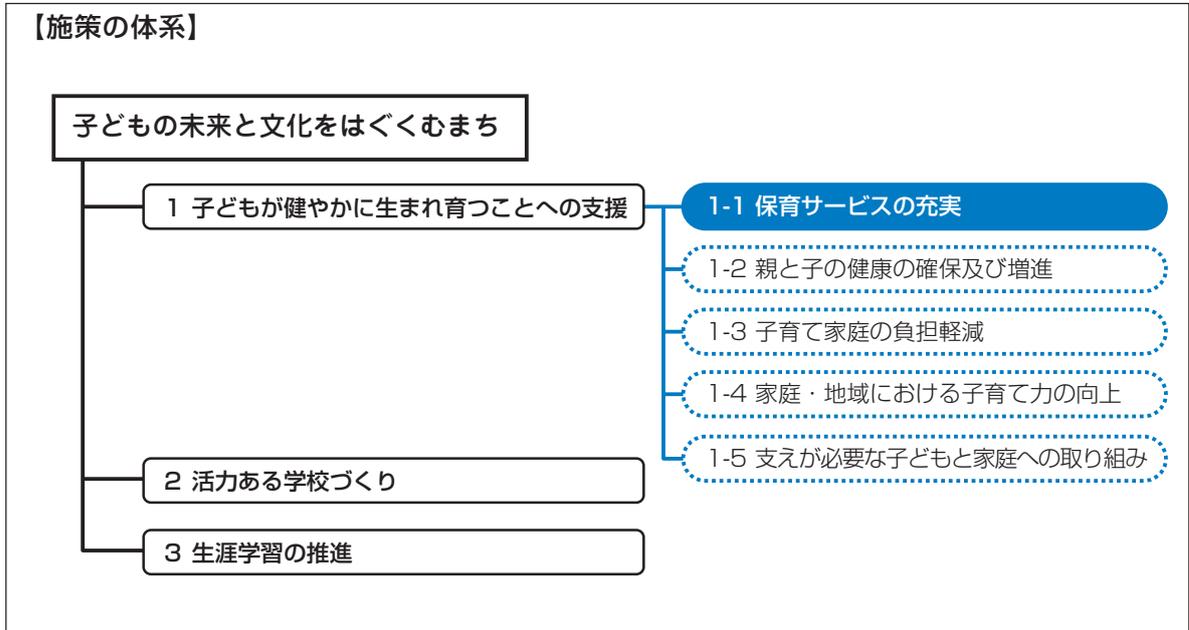


基本的な施策

子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業

保育サービスの充実



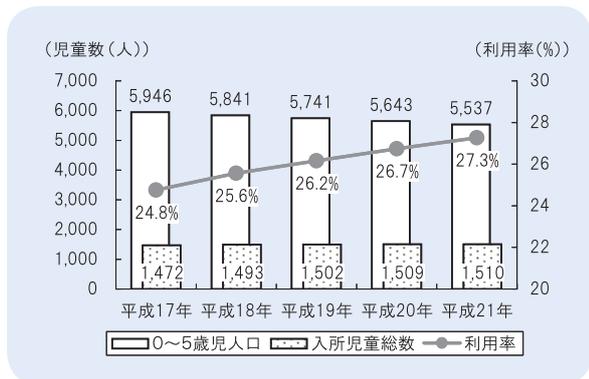
現状と課題

核家族化の進行、働く女性の増加、保護者の就労形態の多様化などを背景に、保育サービスへの需要が大きくなっています。平成17年からみると、就学前児童（0歳～5歳の乳幼児）人口は減少していますが、保育所入所児童総数は増加しており、利用率は平成21年4月現在で27.3%と、2.5ポイント上昇しています。

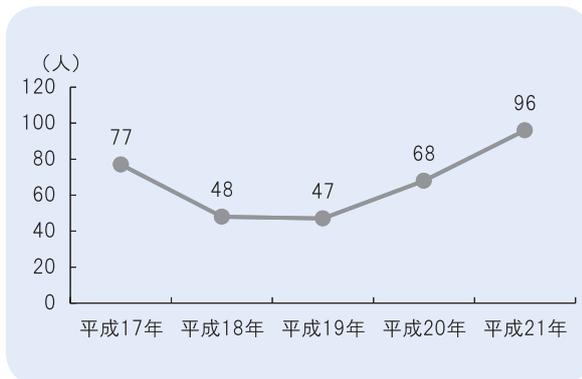
本市では、保育所の建替え・整備や定員の弾力化、民間活力の導入などにより、受け入れ拡大を行っていますが、今後は、さらに保育需要に柔軟に対応し、仕事と子育ての両立を支援していくための多様な保育サービスの提供が求められます。

また、就学後児童の放課後の居場所として、学童保育所のニーズが年々高くなっている現状を踏まえ、国が示した「放課後児童クラブガイドライン^{*}」に沿った受け入れ施設・設備の充実が必要になっています。さらに、平成25年度施行をめざして、「子ども・子育て新システム」基本制度案要綱が決定されたことにより、保育サービス全般についても、新制度への対応を図る必要があります。

保育所利用率の推移



保育所入所待機児童数



資料：『東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）』

基本的な方向性

- ・保育需要に柔軟に対応し、家庭の実態や意向を踏まえ、規制緩和や新たな制度の創設、体制の強化により、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、病児・病後児保育*などの保育サービスの確保・充実のため、民間活力の導入を進めます。
- ・待機児童の解消のため、保育所の定員の弾力化などによる受け入れ枠拡大や建替え・整備を進めるとともに、民間の認可保育所*や認証保育所*の開設の推進に努めます。
- ・放課後児童クラブガイドライン*に沿った、学童保育所の施設・設備、機能の充実に努めます。
- ・子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるための新しい枠組みである「子ども・子育て新システム」への対応を図ります。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）	平成22年度～平成26年度

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
みなみ保育園の移転新設	事業者選定・設計・整備			開園	
(仮称)今後における保育サービスのあり方検討	検討・協議	子ども・子育て新システムへの対応など			

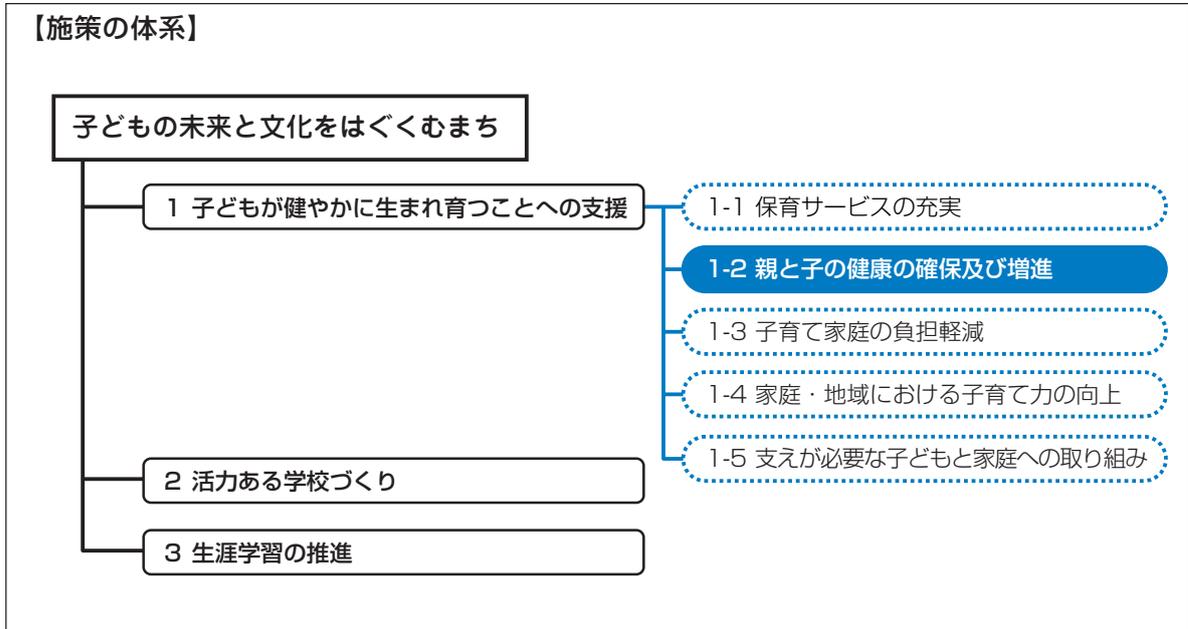
基本的な施策

子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業

親と子の健康の確保及び増進

【施策の体系】



現状と課題

地域で安心して子どもを産み育てることができるように、子どもと保護者の心身の健康の維持・増進を図る母子保健サービスの向上、母子保健事業の充実が求められます。そのためには、妊婦健診、乳幼児健診、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育^{*}）、各種育児相談など、妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける親と子の健康管理への支援を充実していくことが重要です。

また、出産や子育ての不安を解消し、親が気持ちにゆとりを持つことができるよう、出産・子育て情報の提供、各種の講座や教室の開催、気軽に相談できる体制を充実していくとともに、子育てする保護者が孤立しないで、お互いに学びあい、支えあえるように、保護者同士の交流や仲間づくりを支援していくことが求められます。

乳幼児健康診査の様子



基本的な方向性

- 子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくため、母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努めます。
- 出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、出産や子育てに関する情報の提供やセミナー、交流会などを開催するとともに、相談窓口の強化を図り、親の仲間づくりを支援します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第2次改定版）	平成17年度～平成26年度
東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）	平成22年度～平成26年度

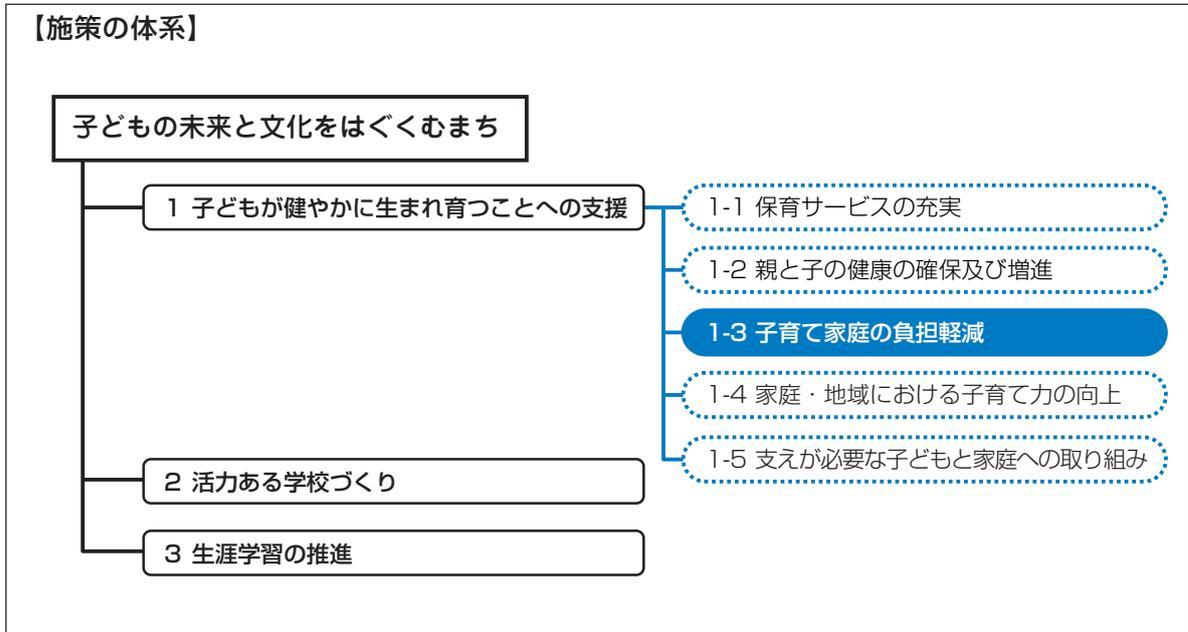
基本的な施策

子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業

子育て家庭の負担軽減

【施策の体系】



現状と課題

日本は、先進国のなかで子育て支援に関する予算が少ない国の一つとなっています。また、子育て家庭の所得（等価可処分所得中央値）は10年間で10%以上減少しており、女性の社会参加の環境を支えるための待機児童の解消はもとより、子どもの成長過程を踏まえた幼少から義務教育修了までの経済的な支援が必要となっています。

このような状況を踏まえ、国は平成22年4月に、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する」ことを目的として、子ども手当を施行しました。この理念のもと、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるために、子ども手当をはじめとする各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの支援制度を適切に運営し、子育て家庭の経済的負担を軽減していくことが求められます。

基本的な方向性

- 国の子育て支援の理念を踏まえ、安心して子育てができるよう、子ども手当などの各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- 各種手当や助成制度にかかるさまざまな手続きの窓口では、子育てに関する初期相談窓口としての役割を果たし、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口に引き継ぐ機能を充実させます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）	平成22年度～平成26年度



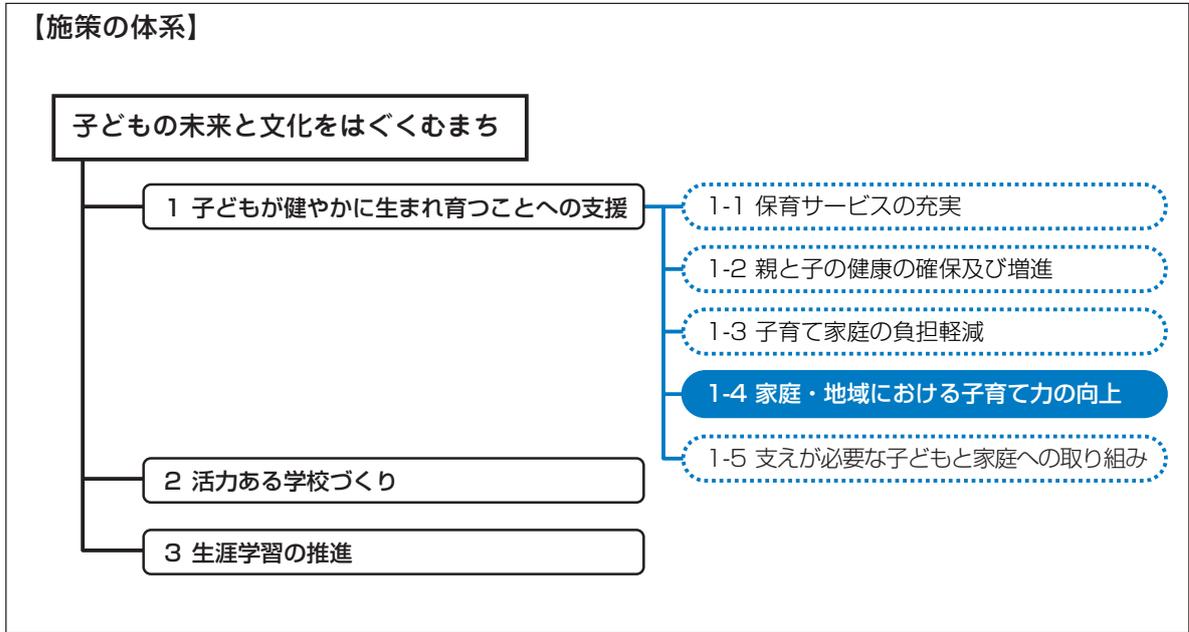
写真提供：「東久留米のふれあい情報サイト“くるくる”」

基本的な施策

子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業

家庭・地域における子育て力の向上



現状と課題

家庭は子どもが健やかに成長するための原点です。子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加や共働き世帯・ひとり親世帯の増加に加え、都市化・核家族化などにより、親族や身近な地域での援助が受けにくくなるなど、地域社会における子育てに対する機能の低下が指摘されています。

家庭や地域の子育て力の低下は、子育て家庭の孤立化による育児不安の増大につながるほか、子ども自身の孤立を招き、子どもの社会性やコミュニケーション能力が育ちにくい状況をつくり出しています。このようなことから、すべての子どもがいきいきと健やかに成長できるよう、そして親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある居場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていくことのできる環境づくりを家庭、地域、学校、行政が一体となって進める必要があります。

また、児童虐待^{*}についても、子育て家庭の孤立化や、不安や負担の解消を図ることが、まず何よりの防止策とされています。本市では、このような観点からも各種相談や親同士の交流事業などを行っていますが、児童虐待を防止するためには、子どもへの暴力に社会全体がより厳しい目を向けることが必要であり、そのためには、早期発見を可能とする体制強化が求められるとともに、関係諸機関とのきめ細やかな協力・連携が不可欠です。

基本的な方向性

- 家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支える環境整備に努めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援します。
- 子ども家庭支援センター^{*}を地域の中核機関とし、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関間の調整、要支援家庭サポート、在宅サービス^{*}の提供などの機能を充実します。また、児童虐待[※]の早期発見・見守り機能を併せ持った先駆型子ども家庭支援センターに移行するにあたり、体制の強化を図ります。
- 地域子育て支援センター^{*}を地域における子育て親子の交流を促進する支援拠点とし、子育てなどに関する情報提供、相談・支援を充実します。
- 子どもの年齢層に応じた、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- 市内各保育園における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など、地域活動事業の充実に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）	平成 22 年度～平成 26 年度

予定計画事業

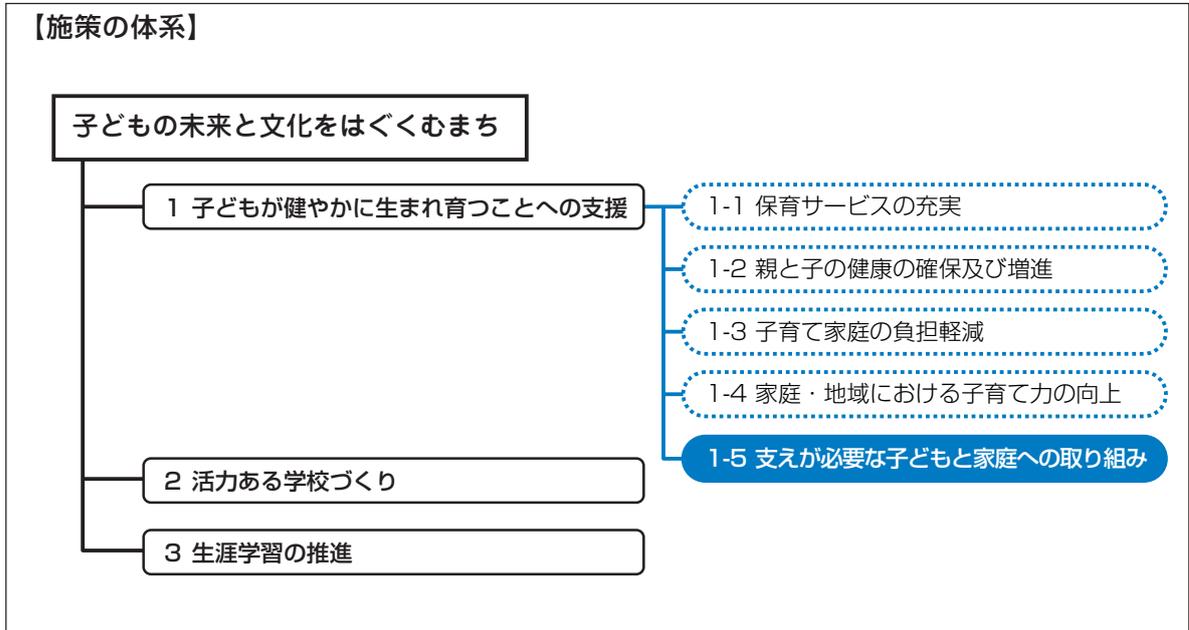
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童館の適正配置	調査・検討				
相談機能・児童虐待対応の体制強化	先駆型子ども家庭支援センターへの移行・推進				

基本的な施策

子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業

支えが必要な子どもと家庭への取り組み



現状と課題

家族形態の多様化や離婚件数の増加などにより、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭などでは経済的な困難を抱える例が多くありますが、近年は、家庭の経済状況の違いによる子どもの養育環境の差が社会問題として注目されています。保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持たない場合などには、子育てに専念できるための支援が必要です。

ひとり親家庭などでは子育てをはじめ生活全般にわたり、精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、児童扶養手当をはじめとする各種手当や医療費の助成などを行うとともに、ひとり親家庭の自立支援のための教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業、東京都母子（女性）福祉資金貸付事業などを実施しており、今後も現行の事業の推進が求められます。

また、保護者の子育てに関する悩みや不安を相談を通じて軽減することも重要です。人権やプライバシーに配慮し、家庭や保護者の事情に対応した相談活動の充実とともに、就労支援など自立に向けた総合的な支援が求められています。

ひとり親家庭等に対する手当及び医療費助成対象者数の推移

	児童扶養手当	児童育成手当	ひとり親家庭医療助成
平成 17 年	790 人	1,096 人	1,860 人
平成 18 年	765 人	1,115 人	1,831 人
平成 19 年	810 人	1,153 人	1,880 人
平成 20 年	822 人	1,174 人	1,823 人
平成 21 年	832 人	1,186 人	1,830 人
増減率 (H17 → H21)	5.3%	8.2%	-1.6%

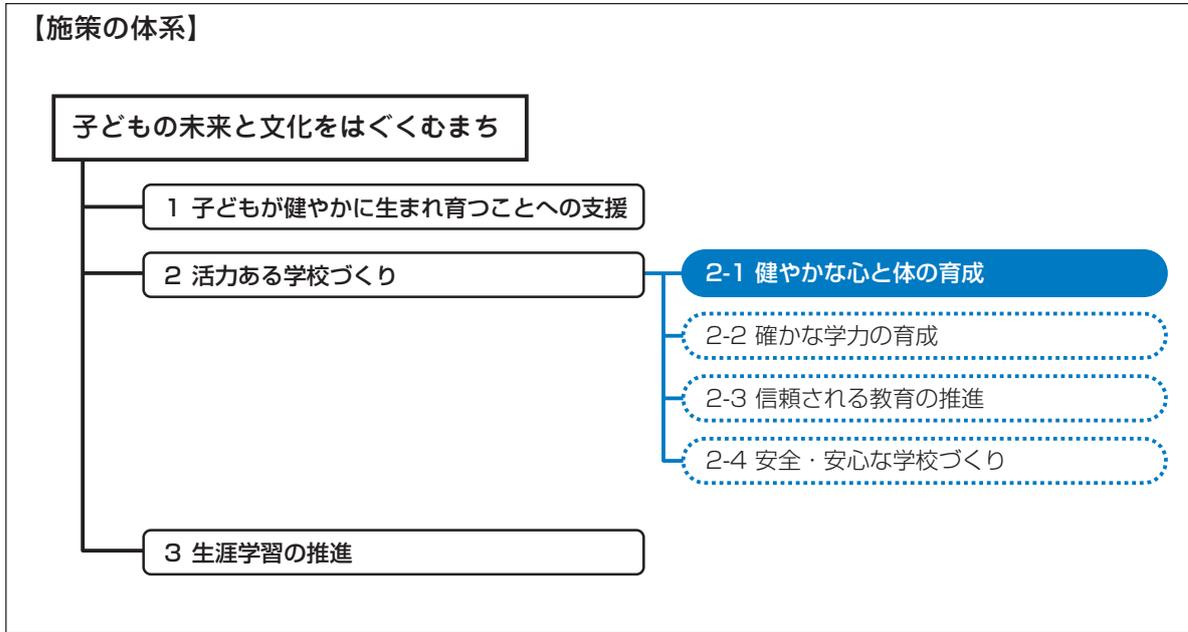
資料：子ども家庭部子育て支援課

基本的な方向性

- 家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努めます。
- ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援を充実します。
- 教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業などの実施に加え、庁内はもとより、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）	平成 22 年度～平成 26 年度



現状と課題

児童・生徒の心身ともに健康で豊かな人間形成をめざした健全育成が必要です。本市では、すべての学校教育の基盤として、人と人との関わりを大切にし、人権尊重の精神を育てる人権教育を推進しています。しかし、いじめや不登校などは大きな社会問題となっており、このような問題に対処するために教育相談やスクールカウンセラー^{*}などの派遣を行っています。さらに関連機関と連携した専門的な相談・支援体制の強化が必要です。

身体の成長面では、日ごろから運動をしている子どもとしていない子どもとでは、体力テストの結果に差が見られます。健康・体力の向上をめざし、児童・生徒の健全育成のため、本市が実施している体育・健康教育をさらに進めていく必要があります。

また、健康な体をつくるために、食の安全や食生活に関する教育も重要です。子どもたちが給食を通じて、栄養のバランスのとれた食事内容や食についての衛生管理などを学び、望ましい食生活の形成を推進できる食育^{*}の強化・充実が必要です。さらに、地場産農作物の給食活用や学校菜園指導、農園借り上げなどを通じた地元農家との連携強化が求められます。

配膳風景



基本的な方向性

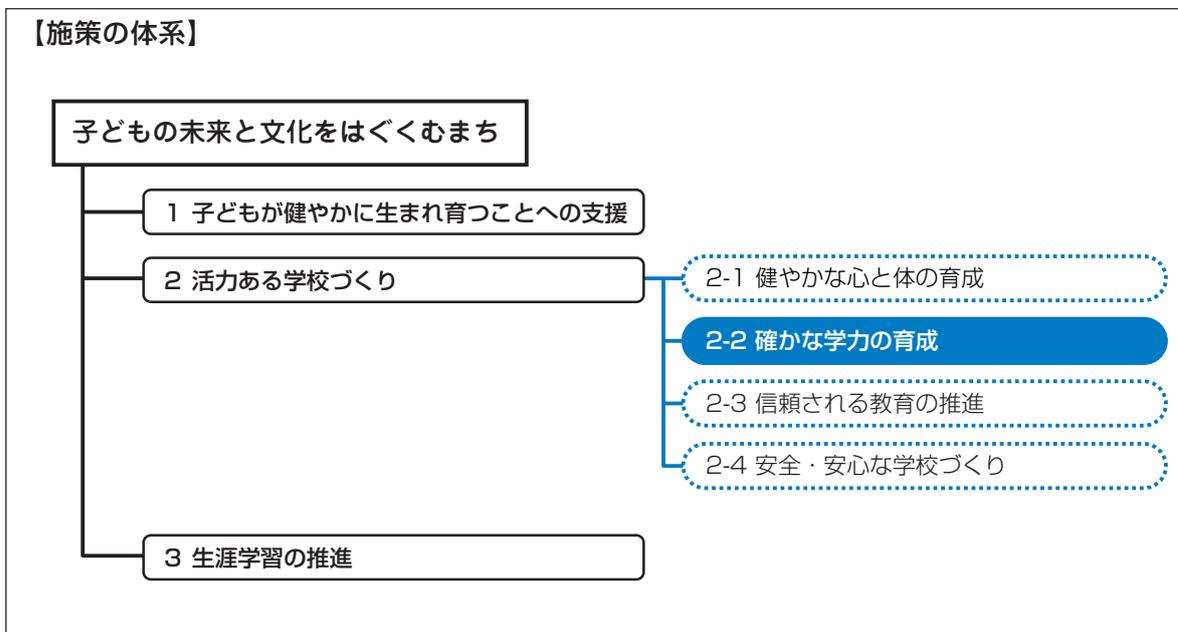
- 子どもたちが思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身につけるとともに、社会貢献の精神をほぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。
- いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。
- 子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をほぐくみます。また、体力の向上をめざし、学校、家庭及び地域が連携・協力して、健康・体力づくりを推進します。
- 子どもたちが健康について自ら考え、判断し、行動できるよう、食育*指導の充実に努めるとともに、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるため、地元農家との連携による農業体験や地場産農作物の給食活用を推進します。
- 保護者は、子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身につけ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう、家庭教育への支援を推進します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市立小学校給食調理業務委託導入計画	平成21年度～平成25年度

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校給食の調理業務委託の導入	一小・九小	小山小	次期計画の検討		



現状と課題

学校教育は、次代を担う子どもの人間力、知力、体力などを育成し、人間形成の上で重要な役割を果たしています。また、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがより重要となってきています。今後は、その役割を踏まえた教育の充実を図りつつ、個々の子どもの能力や興味などに応じた取り組みが必要です。

これからの子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能はもちろん、加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた幅広い学力、「確かな学力」を身につけることが求められます。

各学校では、子どもたち一人ひとりに応じた指導をするなど、わかる授業を行い、「確かな学力」をはぐくむことができるように努めるとともに、学校と家庭との連携を進め、子どもたちが学習習慣を身につけられるよう支援することが必要です。

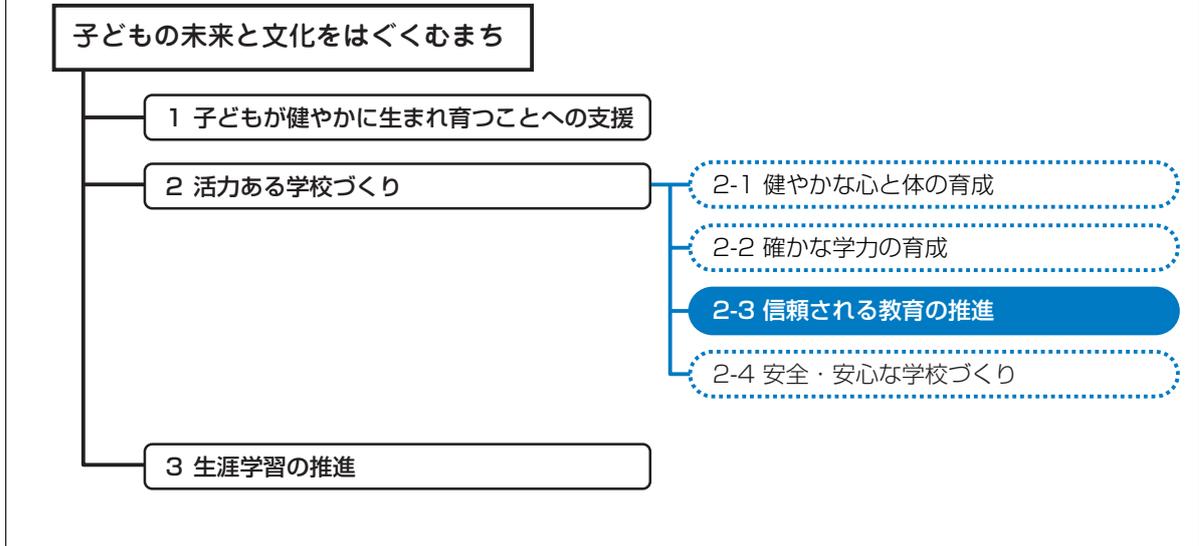
基本的な方向性

- 我が国の発展に貢献し、国際社会のなかで活躍する人材を育成するため、「確かな学力」の育成をねらいとした「わかる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。
- 学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの特性などに対応するため、授業の充実とともに、きめ細やかな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。
- 日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、外国人による英語補助指導員や地域の人材の協力を得て、外国語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。
- 子どもたちの学力の向上をめざし、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が連携した取り組みを推進します。
- 情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに、情報機器の活用に関する今日的課題に対応し、規範意識の向上を図るため、情報モラル^{*}教育などを充実します。
- 子どもたちが進んで読書を行う習慣を身につけられるよう、学校全体で読書活動に取り組むとともに、保護者や市民によるボランティア活動^{*}を支援し、学校と地域が協力して読書活動の推進を図ります。



写真提供：「東久留米のふれあい情報サイト“くるくる”」

【施策の体系】



現状と課題

児童・生徒の学力向上のためには、教員の資質と指導力の向上が不可欠です。本市では、校内、校外での研修の充実を図るとともに、授業公開などを通じた授業改善を積極的に行っています。

また、特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導の充実、体制の強化が必要です。本市では、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに対応した指導及び支援の充実をめざし、特別支援学校[※]や関係諸機関との連携を図っています。

さらに、保護者、地域との協力により、特色ある学校づくりや、教育活動の公開、説明を通じた、開かれた学校づくりに取り組んでいます。保護者・地域の人材や自然環境を教育環境に取り入れるなど、地域との交流が進められています。これからも子どもたちの実態や保護者・地域の希望を踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを進めていくことが求められます。

一方、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少により学校が小規模化してきており、学校教育にさまざまな課題が生じています。地域の児童・生徒数を踏まえ、学校の適正配置について検討が必要です。

基本的な方向性

- 学校教育の充実に向けた取り組みを進めるため、校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。
- 教員の授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。さらに、教員の授業改善及び指導力の向上を進めるため、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、校内及び校外研修の質的充実を図ります。
- 学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と保護者、学校評議員、地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。
- 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育^{*}の充実を図るとともに、特別支援学校^{*}などとの連携を進めます。また、小・中学校に在籍する支援の必要な児童・生徒への適切な教育的対応を図り、特別支援教育を円滑に進める体制を推進します。
- 学校の教育活動に関する情報については、個人情報の取り扱いに十分に配慮し、学校だよりやホームページによる公開などを通じて広く市民に提供します。
- より良い教育環境への整備・充実に向け、「学校再編成計画」及び「学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）」を踏まえた学校規模の適正化を進めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市立学校再編成計画	
東久留米市立学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）	
東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画	

予定計画事業

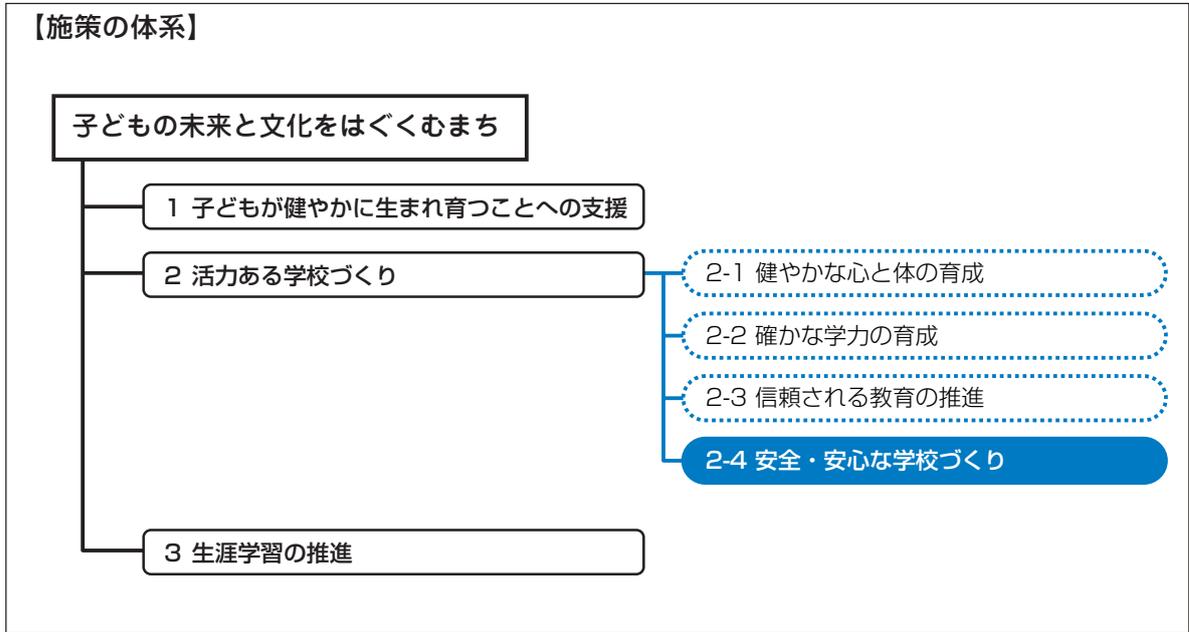
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教育振興施策の総合的かつ計画的な推進	教育振興基本計画の策定・推進				
特別支援学級の整備（固定学級・通級指導学級）	実施	開設			

基本的な施策

活力ある学校づくり

基本的な事業

安全・安心な学校づくり



現状と課題

児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境の整備充実が必要です。本市では、地域の避難場所になっている体育館の耐震補強工事や、地球温暖化対策及び環境学習の一環として、校庭の芝生化や緑のカーテン^{*}などの取り組み、新学習指導要領に伴う教材整備、ICT^{*}環境整備などを推進しています。

今後は、老朽化する学校施設の日常的点検や維持補修・改修や空調機の設置による教育環境の改善を進めるとともに、児童・生徒の安全確保のため、施設全体の大規模改修、さらに学級編制基準の引き下げや特別支援学級の充実に向け、教室の整備を進める必要があります。

児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理のため、家庭・地域及び関係団体と連携した体制強化が必要です。通学路の安全確保のため、毎年学校から申請される通学路について、点検・指定を行っています。また、交通安全の向上のため、必要な箇所に交通擁護員を配置するとともに、PTA、田無警察署、学校とも連携し、点検・改善に取り組み、より安全な通学路の確保を進めています。今後はさらに、体制の強化を図り、取り組みを拡充していく必要があります。

基本的な方向性

- 家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。
- 子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、学校施設の耐震化や大規模改修を実施するなど、教育環境の整備に努めます。
- 児童・生徒の通学における安全を確保するため、小学校を単位とした教育委員会、PTA、交通管理者、道路管理者の連携による学区内の通学路点検を実施します。
- 環境対策及び省エネに向けた取り組みを検討し、推進します。

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小・中学校施設の耐震化	六小・下里小・九小・久留米中・西中・十小・小山小・東中・南中・大門中の各体育館・下里小校舎棟				
小・中学校の大規模改修		本村小西棟・小山小西側・三小西側・小山小東側・三小東側・南町小西側			
小・中学校の普通教室空調機設置	全小学校・全中学校				

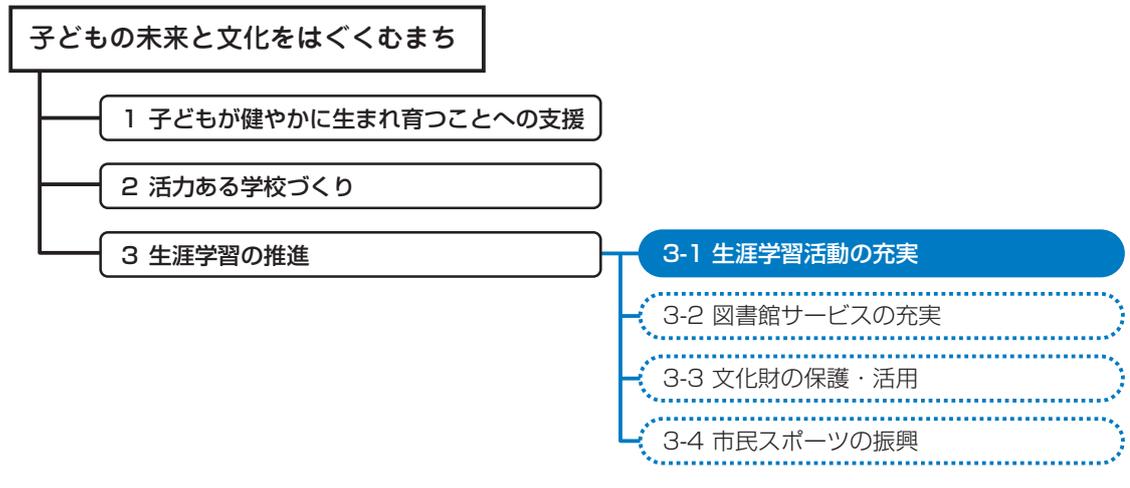
基本的な施策

生涯学習の推進

基本的な事業

生涯学習活動の充実

【施策の体系】



現状と課題

生涯学習の活性化には、市民自身が主体となって学習に取り組むことができる環境づくりが大切です。行政は、市民がいつでも学習の機会を持てるための支援を行うことや、市民の学びの成果を地域活動に生かせる仕組みづくりを進めていくことが求められます。

生涯学習センターは生涯学習の情報収集、提供、相談支援などの、中心的な機能を果たしています。生涯学習センターを中核として、生涯学習団体、NPO*、指定管理者*などと市民が連携し、行政が支援する体制づくりが求められます。特に、行政には、他の公共施設、学校施設、民間施設が各々の目的と役割に応じた施設として機能し、事業や講座など、重複なく行われているかなどの総合的な調整が求められます。

地域社会は市民の生活の場であるとともに、市民の交流と生涯学習の場でもあります。しかしながら、近年、核家族化や都市化、少子高齢化*などの進展により人との関わりが薄れがちになるなど、社会環境の変化が地域のつながりや家庭、地域における教育力を低下させているとの指摘があります。市民が豊かで充実した生活を送れるよう地域の連帯感をはぐくみ、住みよい地域社会をつくれるよう生涯学習を促し、地域全体で課題解決に向けた取り組みを進めることが重要です。

生涯学習講座

**基本的な方向性**

- 市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、生涯学習センターが中心的・総合的な機能を果たすとともに、学校、家庭、地域、団体及び行政が一体となって生涯学習の推進に努めます。
- いつでも、だれでも気軽に市民文化・生涯学習活動に参加できる体制を整えるとともに、活動の成果を地域に還元できるよう支援に努めます。
- 市民のニーズに応じた生涯学習講座の提供に努めるとともに、社会環境の変化に応じ、市民が学習活動を通して情報の選択能力を高め、現代的な課題の解決能力を身につけられるよう支援します。
- 市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材を講師とした講座「市民大学」を提供し、学習と成果発表の両面の期待に応えた生涯学習の機会を展開していきます。

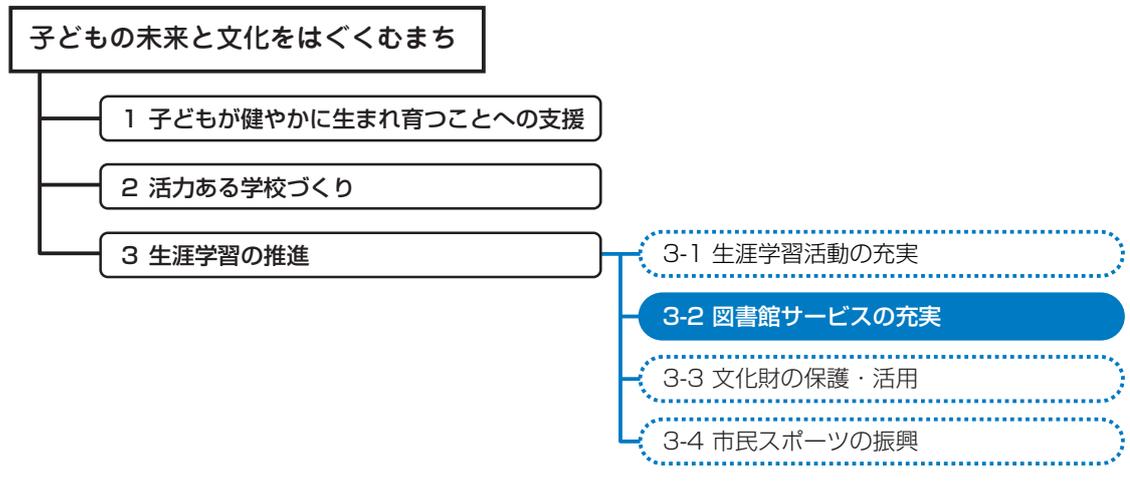
基本的な施策

生涯学習の推進

基本的な事業

図書館サービスの充実

【施策の体系】



現状と課題

図書館では、地域の発展を支える情報拠点としてさまざまな課題解決を支援するため、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。特に、市の地域資料、行政資料、歴史資料を収集・保存し、市民や行政が活用できる体制の整備を行い、情報発信することが重要な役割です。

「すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現をめざす」ための中核施設として、子ども、高齢者、障害のある人を含むすべての市民に利用しやすい、役立つ運営を行うことが求められます。特に子どもが読書習慣を身につけ、豊かな人間形成を図れるよう支援することは大きな任務となっています。今後は、市民により活用してもらえるよう、情報提供と課題解決や調査研究などを支援するサービスをさらに充実させ、市民ニーズに応える運営が求められます。

また、市民の図書館として発展するためには、市民の協力が不可欠です。そのため、地域の読書推進活動やボランティア活動*と連携した事業に取り組み、豊かな地域文化を次世代に引き継ぐ活動をしていく必要があります。

図書館利用状況

		開館日数	登録者総数	貸出冊数			一日平均 貸出冊数
				総数	一般図書	児童図書	
中央図書館	平成 19 年	286	14,568	337,597	246,890	90,707	1,180
	平成 20 年	284	16,507	370,909	270,441	100,468	1,306
	平成 21 年	284	15,705	381,364	278,662	102,702	1,343
滝山図書館	平成 19 年	288	8,208	213,147	162,504	50,643	740
	平成 20 年	287	8,534	212,538	159,647	52,891	741
	平成 21 年	278	7,748	193,329	147,907	45,422	695
ひばりが丘 図書館	平成 19 年	288	5,286	131,917	96,585	35,332	458
	平成 20 年	287	5,689	134,721	98,657	36,064	469
	平成 21 年	289	5,522	138,722	102,608	36,114	480
東部図書館	平成 19 年	288	9,148	253,763	188,613	65,150	881
	平成 20 年	287	9,556	244,134	180,642	63,492	851
	平成 21 年	289	9,077	240,226	180,749	59,477	831

(単位：日、人、冊)

資料：『統計東久留米 平成 21 年版』

基本的な方向性

- 市民の生涯学習の中核施設として、地域の課題解決（学習、ビジネス情報、医療情報、法律情報など）を支援し、地域の発展を支える情報拠点として、すべての市民が図書館サービスを享受できるように、資料の充実と情報活用のための環境整備に努めます。
- 東久留米市の歴史と文化を後世に伝えるための資料を積極的に収集・保存するとともに、市の歴史的公文書・行政資料の保存という公文書館的な役割も担っていきます。
- 図書館の活用をさらに進めるため、市民とともに歩む、市民と連携した図書館運営に努めます。
- 子ども読書活動推進計画に沿って、学校・地域と連携した子どもの読書活動に取り組みます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市子ども読書活動推進計画	平成 19 年度～平成 23 年度

基本的な施策

生涯学習の推進

基本的な事業

文化財の保護・活用

【施策の体系】

子どもの未来と文化をはぐくむまち

1 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

2 活力ある学校づくり

3 生涯学習の推進

3-1 生涯学習活動の充実

3-2 図書館サービスの充実

3-3 文化財の保護・活用

3-4 市民スポーツの振興

現状と課題

市内には東京都指定文化財*の指定を受けた下里本邑遺跡や新山遺跡などの史跡や、無形民俗文化財の指定を受けた南沢獅子舞などの郷土芸能があります。

都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化し、貴重な歴史的な文化財の維持や保存・継承が年々難しくなっています。東久留米市の文化財を後世に守り伝えていくためには、市民が市の歴史や文化について学ぶ機会を増やすとともに、文化財の調査・研究を推進し、郷土芸能の継承支援などが求められます。

また、市民共有の財産である文化財に対する保護意識が醸成されるよう、市民への啓発活動、郷土の歴史に関する講座や講演会の充実を図るとともに、伝統文化を継承する人材の育成を行っていくことが大切です。そのためには、地域の郷土芸能の保存会や郷土研究会、大学やNPO*団体との連携を図り、民間と行政との新たな協働*体制を推進する必要があります。

郷土資料室



基本的な方向性

- 郷土の歴史や文化に関する市民の理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報をわかりやすく提供する仕組みづくりを推進するとともに、わくわく健康プラザ内の郷土資料室をはじめとする文化財施設の充実に努め、文化財の調査・研究、保護と活用を進めます。
- 貴重な歴史的資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた文化財調査報告書などを継続的に発行するとともに、こうした資料の整理、保管、活用を図ります。



第1巻『東久留米のあけぼの
-考古学にみる東久留米市の原始・古代-』

東久留米のあゆみシリーズ



第2巻『東久留米の江戸時代
-文化財からみた東久留米の村々-』

第3巻『東久留米の近代-(仮称)文化財からみた東久留米の明治・大正・昭和-』平成23年度発行予定

基本的な施策

生涯学習の推進

基本的な事業

市民スポーツの振興

【施策の体系】

子どもの未来と文化をはぐくむまち

1 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

2 活力ある学校づくり

3 生涯学習の推進

3-1 生涯学習活動の充実

3-2 図書館サービスの充実

3-3 文化財の保護・活用

3-4 市民スポーツの振興

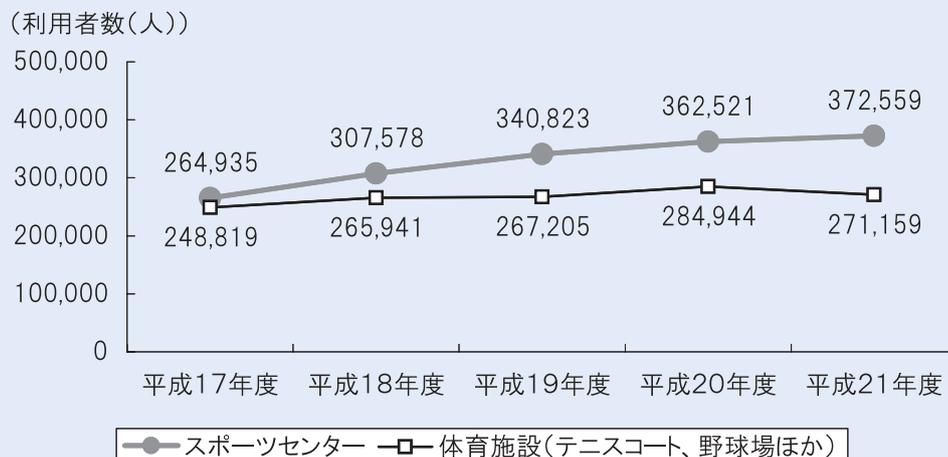
現状と課題

近年、心身の健康に対する市民の関心が高まってきており、健康づくりにおけるスポーツの果たす役割が注目されています。一方、スポーツを行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じているため、市民のだれもが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持、増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められます。

また、スポーツを奨励し、振興するには、指導力を有する人材が欠かせません。スポーツを安全・安心に行うことができるよう、それぞれの体力や運動能力に応じた指導を行える指導者や団体の運営に携わる人材の確保・育成が重要です。

本市は平成25年に行われる「第68回国民体育大会スポーツ祭東京2013」の山岳(クライミング)競技の開催市となっています。国内最大のスポーツの祭典「国体」の円滑な開催が求められます。

スポーツセンター、体育施設の利用者数の推移



資料：教育部生涯学習課

ジュニアクライミング教室



市民つなひき大会



基本的な方向性

- スポーツを通じた健康づくりの情報提供を行うとともに、各種教室やイベントの開催、指導者育成への支援を通じて、個々のライフスタイル*に応じた市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- より多くの市民が気軽に安心してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設や学校体育施設の利用形態の見直しや改善を図り、市民の満足度と効率性の高い施設運営を推進します。
- 「国体」の開催を通じ、市民のスポーツへの関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

予定計画事業

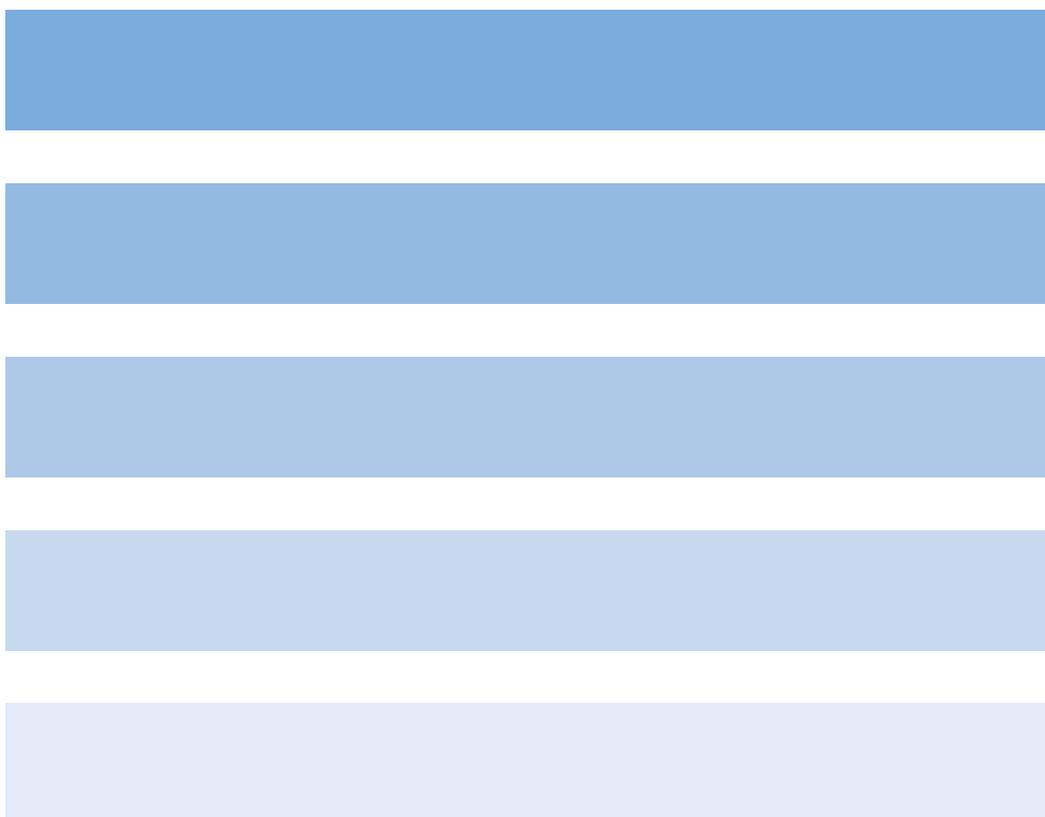
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第68回国民体育大会スポーツ祭東京2013の開催	開催準備		開催		

基本目標

地球環境にやさしいまち

基本的な施策

- 水と緑にふれあうまちづくり
- 環境負荷低減の推進



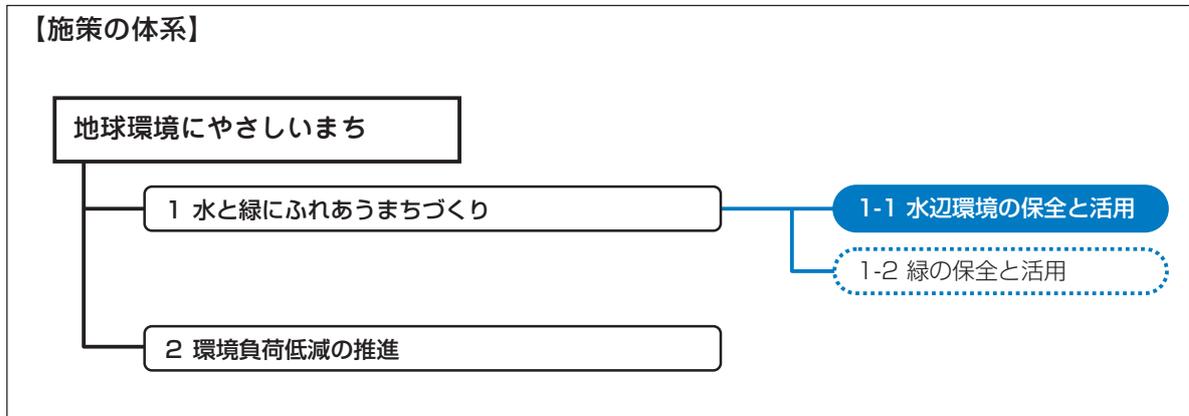
基本的な施策

水と緑にふれあうまちづくり

基本的な事業

水辺環境の保全と活用

【施策の体系】



現状と課題

本市は、南沢緑地など、東京の名湧水 57 選^{*}に選ばれた 3 箇所を含む数多くの湧水があり、これらの湧水を水源とする黒目川、落合川などが流れ、きれいな水と身近に触れあうことのできる水辺環境に恵まれたまちです。また、近年は、河川への生活排水が公共下水道整備の普及にともなって抑制されたため、水質が回復し、河川で多くの生物が見られるようになりました。特に、落合川は都内でも有数の清流として知られています。平成 20 年 6 月には、「落合川と南沢湧水群」が、地域の生活にとけこみ、地域住民などが主体的、持続的に保全活動を行っている清澄な水や水辺環境を環境省が認定する「平成の名水百選^{*}」に、都内で唯一選定されました。

市の財産であるこれらの河川を将来にわたって守るため、川への汚濁行為、ごみの不法投棄を防止し、マナーを守った利用がされるよう、呼びかけが必要です。また、湧水を保全するための河川維持や整備も求められます。さらに、市民が水に親しめる環境を充実させるため、黒目川の親水事業^{*}や、河川沿いの遊歩道・サイクリング道路の整備を進めることが求められます。

本市では、河川、水辺の清掃や草刈などの手入れに取り組む市民団体が多数活動しています。今後も市民と行政との協働^{*}を進め、河川や水辺環境の保全に取り組むことが求められます。

落合川いこいの水辺の様子



写真提供：「東久留米のふれあい情報サイト“くるくる”」

主な河川の状況



基本的な方向性

- 落合川と南沢湧水群、黒目川をはじめとする水辺環境保全に努めるとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄防止など、市民などへの啓発を推進します。
- 立野川については、上流側の西東京市と連携して公共下水道の未接続箇所の減少を図ります。
- 水に親しむことができる水辺環境を保全するため、河川の適切な管理と整備を進めるとともに、市民活動を支援し、市民と行政の協働*による活動を活性化します。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市環境基本計画	平成 18 年度～平成 27 年度
東久留米市緑の基本計画	平成 10 年度～平成 24 年度

予定計画事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
湧水・清流の保全に向けた取り組み	都市宣言の発表	検討・実施			
水に親しめる環境づくり	黒目川上流親水化 (Aゾーン)				

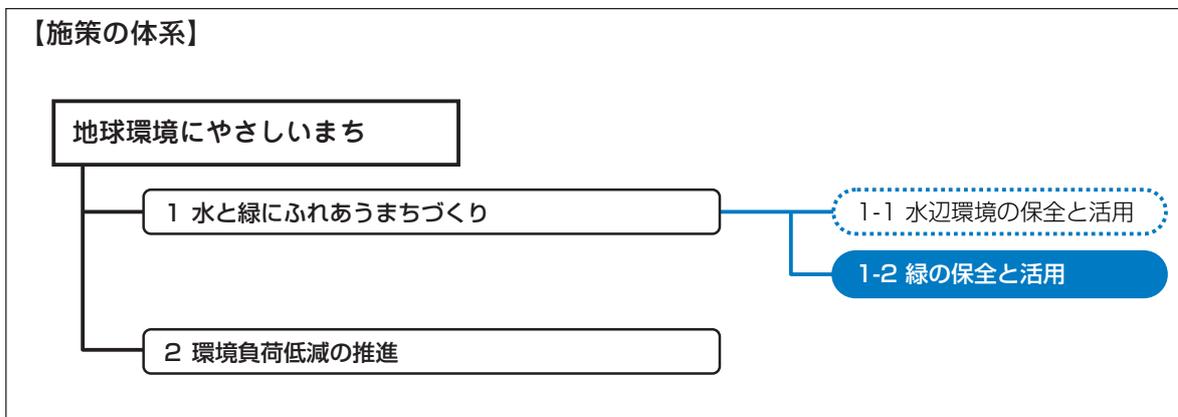
基本的な施策

水と緑にふれあうまちづくり

基本的な事業

緑の保全と活用

【施策の体系】



現状と課題

本市は、湧水と河川、緑に恵まれており、森の広場や、市内に点在する雑木林や農地、屋敷林^{*}、樹林地は貴重な環境資源となっています。本市は、昭和47年に「東久留米市のみどりに関する条例」を制定し、市内の緑を守り、緑化を進めることに努めてきました。しかしながら、これら民間所有の緑は宅地開発などにより減少傾向にあるため、保全と活用の検討が課題となっています。本市では、市内の緑を保全するため、優先度を検討しながら、民間所有の樹林地などの公有地化にも取り組んでいます。その原資となる「緑の基金」の充実、活用方法について計画的・体系的に整備する必要があります。

また、市民、事業者、行政が緑の保全と活用に必要な情報の共有化を図るとともに、環境学習やボランティア活動^{*}への参加を通じて、市民一人ひとりの緑に対する意識の高揚が期待されます。そのためには、市民と行政が互いの長所を生かしあいながら協働^{*}して取り組んでいくことが重要です。

南沢緑地保全地域



写真提供：小松原昌男氏（市内在住）

基本的な方向性

- 市内の貴重な雑木林や農地、屋敷林^{*}、樹林地などの減少を防ぐため、保全と活用について検討します。
- 財政状況と優先度を十分に踏まえ、民間所有の樹林地などの公有地化に努めるとともに、「緑の基金」の充実と活用方法について、計画的・体系的な整備に取り組みます。
- 緑を守り、緑化を進めていくための啓発活動を推進し、市民、事業者、行政のさらなる協働^{*}体制の仕組みづくりに取り組み、積極的な緑化と適切な管理に努めます。
- 東京都と都内区市町村が合同で策定した「緑確保の総合的な方針」の施策について、連携しながらその実現に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市環境基本計画	平成 18 年度～平成 27 年度
東久留米市緑の基本計画	平成 10 年度～平成 24 年度

予定計画事業

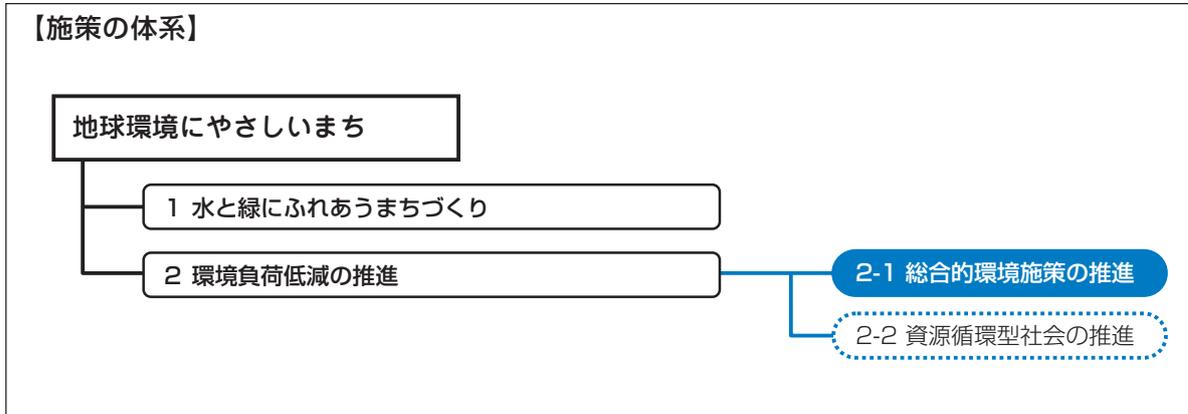
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
緑の確保（公有地化）	黒目川上流 (Aゾーン)				

基本的な施策

環境負荷低減の推進

基本的な事業

総合的環境施策の推進



現状と課題

本市の電気使用量及び都市ガス消費量は、おおむね増加傾向となっています。化石燃料^{*}や電気の消費量が増えているなかで、温暖化防止対策を推進するためには、温暖化防止に対する市民の意識啓発を進めるとともに、家庭や事業所、市庁舎内などで、省資源・省エネルギーに積極的に取り組み、太陽光などの新エネルギーを利用することが求められます。身近な生活環境の保全に関しては、公害対策のための監視やヒートアイランド^{**}対策のための排熱の抑制に努める必要があります。

また、近年では、自動車による騒音や振動に関する苦情は減少している一方、低周波騒音^{*}、野焼き、ペットの鳴き声やふんに関する苦情やねずみ、ハチ、カラス被害に関する相談など、身近な生活環境に依拠する問題が増加傾向にあり、その対策が求められています。

本市では、環境についてさまざまなことを学ぶことができる機会づくりのため、「環境ウォッチング」を主催しています。また、毎年6月を環境月間と定め、環境フェスティバルなどを開催しています。さらに、市内の学校ではビオトープ^{**}学習をはじめさまざまな環境教育・環境学習を行っています。これらの機会を通じて、市民の環境問題への理解を高めていくことが重要です。

東久留米市環境フェスティバル



写真提供：「東久留米のふれあい情報サイト“くるくる”」

基本的な方向性

- 市民への省エネルギーと地球温暖化防止対策の啓発に努めるとともに、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定を検討します。
- 市民の生活環境保全のため、定期的な環境調査を実施するとともに、市内の事業者に対する指導を行います。
- 環境について考える機会やさまざまな広報媒体を活用した情報提供を通じ、環境に関する市民の意識醸成を図ります。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市環境基本計画	平成 18 年度～平成 27 年度



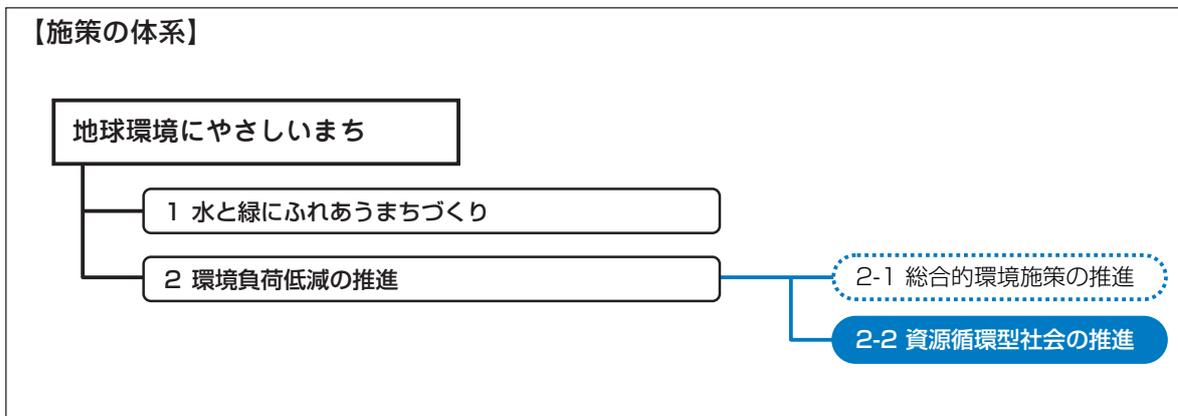
写真提供 : 「東久留米のふれあい情報サイト“くるくる”」

基本的な施策

環境負荷低減の推進

基本的な事業

資源循環型社会の推進



現状と課題

環境に対する負荷を軽減させるためには、資源の有効活用、省エネルギー、ごみの減量化（3R）、廃棄物の適正処理などによって循環型社会*を推進していく必要があります。それには市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、その役割を認識しながら具体的に行動していくことが重要です。

現在、廃棄物処理において、分別収集計画に基づき収集された資源物などは、中間処理施設である柳泉園組合のリサイクルセンターでさらに選別されリサイクルされています。最近の一世帯当たりのごみの総排出量は、市民のごみ減量意識の向上に加え、景気の後退、少子高齢化*などの影響により、やや減少傾向で推移しています。

発生抑制（リデュース）を優先しながら、再使用（リユース）、ごみの分別化による再利用（リサイクル）を推進し、排出抑制と循環型システム構築に向けたさらなる取り組みが求められています。

ごみ量の状況（平成21年度）

	総ごみ量 (t)														一日一人当りごみ量 (g)	
	総ごみ量 (t)	収集量 (t)							持込量 (t)							
		内訳 (t)					内訳 (t)									
		可燃	不燃	資源	粗大	有害	可燃	不燃	資源	粗大	有害					
多摩地域	1148,410	951,114	605,383	87,113	237,414	19,554	1,650	197,296	180,324	5,027	3,696	8,240	9	762.1		
東久留米市	30,519	26,328	18,197	2,169	5,827	93	42	4,191	4,116	26	0	49	0	717.0		

*多摩地域は、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町を含む
資料：東京市町村自治調査会『多摩地域ごみ実態調査 平成21年度統計』

基本的な方向性

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と市民への意識啓発により、資源の循環利用の拡大に努めます。
- ごみ減量化を図るため、資源物回収の支援や市民の廃棄物の発生抑制を促すとともに、新たな有効な手段の調査・検討を進めます。
- 家庭ごみの有料化などについて、市民の意向や収集方法、収集体制の見直し、条例の整備などの調査・検討を行います。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市一般廃棄物処理基本計画	平成 19 年度～平成 23 年度
東久留米市分別収集計画	平成 23 年度～平成 27 年度

予定計画事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
家庭ごみの有料化	調査・検討・実施				
ごみ対策課庁舎の建替え		設計・建築			

資料編

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例

昭和 60 年 4 月 1 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 東久留米市長期総合計画基本構想を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、東久留米市長期総合計画基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画基本構想の策定に関する必要な事項を調査及び審議し、答申する。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画経営室において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 12 月 27 日条例第 28 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿

(敬省略；選出区分別50音順)

選出区分	氏名	備考
市議会議員	小山 慣一	平成22年2月から
	沢田 孝康	
	篠原 重信	
	富田 竜馬	
	並木 克巳	平成21年12月まで
	間宮 美季	
学識経験を有する者	菊池 威	会長
	渋井 信和	副会長
公共的団体等の代表者	齋藤 正人	
	野島 政子	
	松本 清	
市長が必要と認める者	生田 守	
	梅本 富士子	
	大塚 久子	
	小山 典子	
	土屋 正夫	

諮問書

写

20 東久企企発第37号
平成21年1月21日東久留米市長期総合計画基本構想審議会
会長 菊池 威 殿

東久留米市長 野崎 重 弥

諮 問 書

平成23年4月から10カ年を目標年次とする第4次長期総合計画を策定するに当たり、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、かつ、計画的な行政運営の指針となる基本構想に係る下記事項について貴審議会の意見を明示下さるよう諮問します。

なお、答申は平成22年7月31日までに提出下さるよう申し添えます。

記

1. まちの将来像
2. まちづくりの基本理念
3. まちづくりの基本目標
4. 人口と土地利用に関する方針
5. 基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）
6. 基本構想実現のための方策

答申書

写

22 東久企企発第16号
平成22年7月27日

東久留米市長 馬場 一 彦 殿

東久留米市長期総合計画基本構想審議会
会長 菊池 威

答 申 書

平成21年1月21日付20東久企企発第37号をもって、本審議会に諮問されました、市政運営の指針となる第4次長期総合計画基本構想について、ここに成案を得ましたので、別冊資料を添えて答申いたします。

答申にあたって

東久留米市長期総合計画基本構想審議会は、平成21年1月21日に東久留米市長より平成23年から10カ年を目標年次とする第4次長期総合計画を策定するにあたり、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、かつ、計画的な行政運営の指針となる基本構想にかかる意見の明示についての諮問を受け、東久留米市議会からの選出委員、学識経験者、市民委員の総勢15名の委員により審議してまいりました。また、より多くの市民意見を取り入れるためのさまざまな取り組みに努めながら、全13回の審議を経て本答申を取りまとめました。

審議会においては、現在の東久留米市を取り巻く諸状況の把握と今後どのような変化が起こり得るかの予測から始まり、現状と今後の課題を踏まえ、これからのまちづくりにおけるビジョンや目指すべき方向性などについて、市民目線による議論を重ねてきました。とりわけ、計画期間中に実現すべき大きな目標として、食育の推進や市民の意向が高い地産地消の仕組みづくりを進めることなどによる食と農業を支えるまちづくりと、まちのあり様を大きく変えるであろう大規模団地の建替えにより生じる余剰地の活用について、まちの活性化に資することを期待しての熱論を交わしました。混沌とした景気の足取りや少子高齢化の確実な進展が不確かな未来に影を投げかけている時代にあって、前例、実績の延長線上で物事を考えるのは極めて困難なことではありました。しかしながら、東久留米市の象徴とも言える「水とみどり」を活かすこと、人々のつながりを豊かにすること、まちの活力を生み出すことを考え方の基本として、今後も引き続き厳しい財政状況が予想される中であっても、子どもたちの将来に負担を残さず、東久留米市が明るい未来へと向かうための基本的な構想を示すことができました。

これまで、市民フォーラムや意見交換会、パブリックコメント等を通じて、さまざまなお意見等をお寄せくださいました市民の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、本答申に描かれたまちの将来像が市民と行政との協働によって着実に実現されるよう心から期待いたします。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会

会 長 菊池 威

副会長 渋井 信和

委 員	生田 守	梅本富士子	大塚 久子
	小山 慣一	小山 典子	齋藤 正人
	沢田 孝康	篠原 重信	土屋 正夫
	富田 竜馬	野島 政子	松本 清
	間宮 美季		(50音順)

東久留米市長期総合計画基本構想審議会審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成21年 1月21日	東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例について 委員の委嘱 会長及び副会長の互選 諮問書の交付 審議会の運営方法について 第4次長期総合計画策定方針について 第4次長期総合計画基礎調査報告書（抜粋編・原版）について
第2回	2月23日	第4次長期総合計画基礎調査報告書について 市民アンケート調査の結果について 団体ヒアリング調査の結果について 人口・財政フレームについて
第3回	4月22日	第4次長期総合計画基礎調査報告書について 第3次長期総合計画の進捗状況等の把握 主要指標の推計 第4次長期総合計画の策定に向けた課題の抽出及び整理 今後の審議会の進め方について（案）
第4回	5月20日	第4次長期総合計画の策定に向けて （東久留米市の将来像について）
第5回	6月24日	第4次長期総合計画の策定に向けて （前回の意見を参考に東久留米市の将来像について）
第6回	7月14日	第4次長期総合計画の策定に向けて （審議会委員の意見を踏まえて事務局案を提示し検討）
第7回	8月17日	第4次長期総合計画基本構想（案）について
第8回	9月18日	第4次長期総合計画基本構想中間答申（原案）について
	10月7日	市長への中間答申
第9回	平成22年 1月13日	第4次長期総合計画基本構想（案）について 市民フォーラムの開催報告について パブリックコメントの結果について
第10回	2月15日	第4次長期総合計画基本構想（案）について
第11回	4月2日	第4次長期総合計画基本構想（案）について
第12回	5月11日	第4次長期総合計画基本構想（素案）について
第13回	7月6日	第4次長期総合計画基本構想答申（最終案）について 市民と基本構想審議会委員との意見交換会の開催報告について パブリックコメントの結果について
	7月27日	市長への答申 審議会会長による長期総合計画策定委員会に対する講演会

市民参加事業の状況

開催		事業の内容
平成 20 年	10 月	東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員公募
	11 月	第 4 次長期総合計画策定に向けたアンケート調査 (調査対象 3,000 人、回収結果 1,008 人)
		各種団体・企業等の意識把握（ヒアリング調査） (調査団体 4 事業所、5 関連団体)
平成 21 年	5 月 9 日	中学生・高校生意見交換会 ・ワークショップ形式（市庁舎） ・インタビュー形式（子どもセンターひばり）
	8 月 1 日	ポスターセッション（市民プラザ・屋内ひろば） 審議会会長との意見交換会（市民プラザ・屋内ひろば）
	8 月 3 日	ポスターセッション（東部地域センター）
	8 月 5 日	ポスターセッション（南部地域センター）
	8 月 6 日	ポスターセッション（わくわく健康プラザ）
	8 月 7 日	ポスターセッション（西部地域センター）
	8 月 9 日	ポスターセッション（スポーツセンター）
	8 月 14 日	ポスターセッション（野火止地区センター）
	9 月 13 日	ポスターセッション（生涯学習センター・旧中央公民館）
	10 月 10 日	市民フォーラム（生涯学習センター・旧中央公民館） ・審議会会長による基調講演 ・市民シンポジウム
	11 月	パブリックコメント募集（基本構想 中間答申）
平成 22 年	5 月	パブリックコメント募集（基本構想 素案）
	5 月 22 日	市民と基本構想審議会委員との意見交換会 (市民プラザ・屋内ひろば)
	12 月	パブリックコメント募集（前期基本計画 素案）

主な市民参加事業の実施概要

1 中学生・高校生意見交換会（ワークショップ形式・インタビュー形式）

【午前の部】ワークショップ形式による意見交換

実施テーマ 「10年後のまちづくり」

開催日時 平成21年5月9日（土）午前9：30～正午

会場 市庁舎4階 庁議室

参加者 市内中学生 10名

長期総合計画基本構想審議会会長

長期総合計画基本構想審議会委員2名

【午後の部】インタビュー形式による意見交換

実施テーマ 「10年後のまちづくり」

開催日時 平成21年5月9日（土）午後4時30分～午後6時

会場 子どもセンターひばり

参加者 児童館を利用する市内中学生・高校生 32名

長期総合計画基本構想審議会委員2名

ワークショップ形式による意見交換



2 ポスターセッションと審議会会長との意見交換会

実施テーマ 東久留米市の現況と課題、基本構想の策定状況について

開催日時 平成21年8月1日（土）午前10時～午後5時

会場 市民プラザ・屋内ひろば

出席者 長期総合計画基本構想審議会会長

来場者 審議会会長との意見交換会 約30名

[第1部] ポスターセッション

[第2部] 来場者との意見交換

[その他] 「住みつづけたいまちの実現のために」をテーマにした自由意見の提出

ポスターセッション全体の実施概要

開催日時		会場
平成21年8月 1日（土）	午前10時～午後3時	市民プラザ・屋内ひろば
8月 3日（月）	午前9時～正午	東部地域センター
8月 5日（水）	午前9時～正午	南部地域センター
8月 6日（木）	午後1時～午後3時	わくわく健康プラザ
8月 7日（金）	午前9時～正午	西部地域センター
8月 9日（日）	正午～午後4時	スポーツセンター
8月14日（金）	午前10時～正午	野火止地区センター
9月13日（日）	午後1時～午後3時	生涯学習センター（旧中央公民館）

ポスターセッションと審議会会長との意見交換会



3 市民フォーラム

実施テーマ 基本構想の策定状況について

開催日時 平成21年10月10日(土) 午後1時30分～午後4時30分

会場 生涯学習センター(旧中央公民館)

来場者 約150名

[第1部] 基調講演

テーマ:「自然に寄り添う都市(まち)をめざして」

講師: 長期総合計画基本構想審議会会長 菊池 威 氏

(亜細亜大学経済学部教授)

[第2部] 市民シンポジウム

テーマ:「第4次長期総合計画 ～これからの10年に向けて」

コーディネーター:

菊池 威 氏(長期総合計画基本構想審議会会長)

パネリスト:

橋本 ヒロ子 氏(十文字学園女子大学社会情報学部教授)

渋井 信和 氏(東久留米市都市計画審議会会長)

横井 祐 氏(東久留米市健康づくり推進協議会委員)

大塚 久子 氏(長期総合計画基本構想審議会委員)

野崎 重弥 氏(前東久留米市長)

[第3部] 質疑応答

市民フォーラム



4 市民と基本構想審議会委員との意見交換会

- 実施テーマ 基本構想（素案）について
- 開催日時 平成 22 年 5 月 22 日（土）午前 10 時～正午
- 会場 市民プラザ・屋内ひろば
- 来場者 約 30 名
- [第 1 部] ポスターセッション
- [第 2 部] 策定状況の説明
- [第 3 部] 来場者との意見交換

パネリスト：

- 菊池 威 氏（長期総合計画基本構想審議会会長）
- 渋井 信和 氏（長期総合計画基本構想審議会副会長）
- 大塚 久子 氏（長期総合計画基本構想審議会委員）
- 小山 満 氏（東久留米市企画経営室長）

市民と基本構想審議会委員との意見交換会



東久留米市第4次長期総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市第4次長期総合計画における基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、東久留米市長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、基本計画策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織)

第3 委員会は、東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和46年東久留米市規則第25号）第4条第1項に規定する者（ただし、市長を除く。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、東久留米市副市長を、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 環境・都市部会
- (2) 福祉・健康部会
- (3) 子ども・教育部会
- (4) 地域振興部会
- (5) 計画推進部会

- 2 部会は、委員会の求めに応じて、第2に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会の所掌する事務及び部会員は、別表第1のとおりとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、第6の3の規定にかかわらず、当該部会の所掌事務及び部会員を変更することができる。

(部会の運営等)

第7 部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8 委員会及び部会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による報告をもって廃止する。

別表1（第6関係）

(1) 環境・都市部会

まちづくりの基本目標 住みやすさを感じるまち、地球環境にやさしいまち	
分野	防犯、防災、消防、交通安全、交通環境、公共下水道 環境保全、環境負荷の軽減
部会員 【職名】	環境部長、都市建設部長、環境部環境政策課長、環境部ごみ対策課長、都市建設部都市計画課長、都市建設部都市政策担当課長、都市建設部施設管理課長、都市建設部施設建設担当課長、市民部防災防犯課長

(2) 福祉・健康部会

まちづくりの基本目標 健康で幸せにすごせるまち	
分野	保健医療、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、民間福祉サービス
部会員 【職名】	福祉保健部長、福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部介護福祉課長、福祉保健部健康課長、福祉保健部保険年金課長、福祉保健部主幹（保険年金担当）

(3) 子ども・教育部会

まちづくりの基本目標 子どもの未来と文化をはぐくむまち	
分野	学校教育、子育て支援、青少年の健全育成、文化、生涯学習、生涯スポーツ
部会員 【職名】	子ども家庭部長、教育部長、指導室長、子ども家庭部子育て支援課長、子ども家庭部保育課長、教育部総務課長、教育部学務課長、教育部生涯学習課長、教育部図書館長、福祉保健部健康課長

(4) 地域振興部会

まちづくりの基本目標 にぎわいと活力あふれるまち	
分野	地域産業、農業、地域コミュニティ、消費生活
部会員 【職名】	市民部長、市民部産業振興課長、市民部生活文化課長、企画経営室企画調整課秘書広報担当課長、都市建設部都市計画課長、都市建設部都市政策担当課長

(5) 計画推進部会

基本構想実現のために 各分野間の調整・計画の推進	
部会員 【職名】	行政管理担当部長、財務部長、市民部産業振興課長、企画経営室行財政改革担当課長、企画経営室総務課長、企画経営室職員課長、企画経営室情報システム課長、財務部財政課長、財務部管財課長

用語集

	用語	用語の意味	掲載ページ
ア 行	ICT (Information and Communication Technologyの略)	情報通信技術。	96
	アクセシビリティ	高齢者、障害者を含む誰もが、さまざまな製品、建物、情報、サービスなどを支障なく利用できるかどうかの度合いを示す言葉。	21
	意匠	製品、建物などの形や色、模様に加える装飾上の工夫、デザイン(外観)。意匠法で、「物品(物品の部分を含む。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義される。	48
	一般会計	市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務事業を執行するための事業費を計上して経理する会計。	25、52、74
	インフラ (インフラストラクチャーの略)	都市における社会生活、経済活動を円滑に維持し、発展を図るための基盤となる施設。道路、鉄道、港湾、上下水道、電気、ガス、通信などの施設。	1
	NPO (Non Profit Organizationの略、民間非営利組織)	行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動などの公益的活動に従事する非営利組織。平成10年成立した特定非営利活動促進法(NPO法)は保健・医療・福祉・社会教育・まちづくり・国際協力など12分野を指定している。	20、57、98、102
	援農ボランティア	農業者の高齢化などによって担い手不足となっている農家に出向き、農家の指示により農作業を手伝うボランティア。	28、29
カ 行	介護給付費	介護サービスを利用するのに必要な費用のうち、本人利用負担分(原則サービス対価の1割)を除いたもの。半分を保険料、残り半分を公費で賄っている。	62、63
	介護予防サービス	高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営めることができるよう支援することを目的に実施する地域支援事業における介護予防事業で、運動器の機能向上や口腔機能の向上、認知症予防などの事業を実施する。	9
	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム。寝たきりや認知症により常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する施設。	61
	化石燃料	石油、石炭、天然ガスなどの過去の生物に由来する有機質の燃料資源。	112
	危機管理体制	緊急事態に迅速かつ一貫して対処するために、情報収集や分析を行い、戦略的な対応策を立案するための体制。	40、41
	北多摩北部保健医療圏	医療法により「東京都保健医療計画」において定められた小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の5市からなる二次保健医療圏。	70
	行政評価制度	地方公共団体が実施する事業について、費用対効果などの面から実施結果の検証を行い、次年度以降の事業の見直しなどにつなげることを目的とする制度。	24
	協働	市民活動団体や行政、企業など、異なる主体同士が、互いの長所を生かしながら、協力して課題解決に取り組むこと。	2、8、9、20、23、26、56、102、108、109、110、111

	用語	用語の意味	掲載ページ
カ行	ケアマネジャー	その人の健康状態や家族状況、希望などを把握し、最も適切なサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成したり、サービスが円滑・適正に提供されるよう調整などを行う介護保険制度における専門職。	61
	健康寿命	人の寿命や余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。	72
	国勢調査	我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として5年ごとに行われる。	11
	コーホート要因法	コーホート人口（同年または同期間に出生した集団）の変化を自然動態と社会動態に分けた上で、将来の人口を推計する方法。	11
	(先駆型) 子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合的な支援をめざして設置され、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みにも応え、地域の子育て支援活動の推進をめざす機関。 先駆型：従来の子ども家庭支援センターの機能に加え、児童相談所と連携した見守りサポート事業、養育支援訪問事業などを実施する。	87
	コミュニティゾーン	地区内の安全性、快適性、利便性の向上を図ることを目的として、住宅地などへ入る通過車両の進入を抑制し、歩行者、自転車、自動車がお互いに安全に通行できる環境づくりをめざす区域。	44
	コミュニティバス	既存のバス路線では補えない需要に対応するため、住宅地と公共施設、医療施設、商店街、鉄道駅やバス停などを結び、地方公共団体などが運行するバス。	50,51
サ行	在宅サービス	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、居宅で介護を受ける場合に利用できるサービス。	60,61,87
	自主財源	地方公共団体が自主的に徴収または収納できる財源をいう。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料などがある。	25
	自主防災組織	住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織。	40,41
	持続可能	将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲で社会的発展を進めようとする理念。	2,12
	自治基本条例	自治の仕組みや、まちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例という形で法的根拠を持たせるもの。条例の名称は自治体によって異なる。	20
	指定管理者	地方公共団体が、指定管理者制度に基づき、公の施設の管理運営を行わせるために、期間を定めて指定する民間事業者など。	98
	指定文化財	文化財保護法に基づき、国や県、市町村が指定選定して保護の対象としている文化財。	102
	児童虐待	親または養育者が子ども（18歳未満）に対し、身体的・精神的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないなどのこと。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（不適切な養育・保護の怠慢）、心理的虐待の4つのタイプに分類されている。	22,86,87
市民農園	市が農地を借り上げ、市民に貸し出す農地。市民が季節ごとの野菜づくりや園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わう。市民相互の交流やコミュニティづくりにも寄与する目的を持つ。	28,29	

用語	用語の意味	掲載ページ
社会福祉協議会	社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。社会福祉を目的とする事業者や活動を行う者が参加している幅広い組織であり、福祉にかかる情報提供や相談活動、福祉学習、市民の自主的な福祉活動の支援、地域生活を支援するサービスなど幅広い活動を展開している。	56
循環型社会	生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、廃棄物の発生と天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。	7, 114
障害者就労支援室	一般就労を希望する障害者に対し、就労の準備、求職活動、職場定着に至るまでの相談支援を行い、障害者の就労機会の拡大と促進を図る機関。	67
障害者地域自立生活支援センター	在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、情報の提供などを総合的に行う機関。	67
少子高齢化	少子化と高齢化が同時に進むこと。	23, 25, 34, 98, 114
情報格差	情報通信技術（ICT）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる情報収集機会や情報収集力の格差。	21
情報公開制度	「東久留米市情報公開条例」に基づき、だれでも行政文書の開示を請求することができる制度。	21
情報セキュリティ	情報や情報を扱う機器、ネットワークなどの安全性を確保すること。情報の漏洩の防止、情報の改ざんや破壊の防止、情報が常に利用可能な状態を維持すること。	24
情報モラル	情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術など。	93
食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現するために行われる教育。	12, 72, 82, 90, 91
親水（事業）	水や川に対する親しみを深めることができるよう、公共下水道の整備などに合わせ、水路などを美しくよみがえらせ、市民の憩いや安らぎの場とする事業。	108
スクールカウンセラー	児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う心の専門家。	90
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。糖尿病、心筋梗塞、脳卒中、ガンなどを含む。	6, 72, 73
生産緑地地区	市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区。指定されると、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が規制される。	12, 29, 48, 48
精神障害者地域生活支援センター	地域で生活する精神障害者に対して、日常生活の相談、支援、地域交流などを行う機関。	67
セーフティーネット	病気、事故、失業、災害、犯罪など不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するために、あらかじめ国や自治体、個人が備えているさまざまな対策。	76
全国総合開発計画、新全国総合開発計画	国土総合開発法に基づく国土づくりの指針となる計画。	1

サ
行

	用語	用語の意味	掲載ページ
夕行	男女共同参画社会	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会。	3, 23, 30
	地域子育て支援センター	保育士などの専任の職員を配置し、地域の子育て家庭の育児不安などについての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための施設。	87
	地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。	34, 35, 42
	地域ブランド	地域内外の資金・人材を呼び込み地域に好循環をもたらし、持続的な地域経済の活性化を図ることを目的として、地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の付加価値を高め、差別化を図るもの。	29
	地域包括ケア体制	生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。	62, 63
	地域包括支援センター	平成18年の介護保険法改正に伴い創設された、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、保健、医療、福祉のさまざまな面から、総合的に相談に応じ、支援していく機関。	63
	地区計画	一定の区域を単位として、地区の特性に応じた土地利用の方針を定め、その方針に基づき、道路、公園などの配置や建築物に関するルールを定めることにより、良好な市街地環境の形成、保持を図る制度。	48, 49
	地産地消	地域生産地域消費の略。地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。	8, 12, 28, 29
	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。	25
	地方分権改革	国が地方に対する画一的な関与を廃止・縮小したり、国の事務・権限や財源を地方に移したりすることで、地域の特性や実情に応じた地域づくりが実現できるよう行政の仕組みを変えていこうとするもの。	1, 3
	超高齢社会	総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が21%を超えた社会。WHO（世界保健機関）では、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と定義している。	6, 58, 60
	低周波騒音	100Hz以下の低周波数の可聴音と超低周波音を含む音波による低周波音の騒音で、低周波音の知覚により圧迫感、振動感や頭痛、吐き気などがもたらされる心理的・生理的影響などを受けることがある。	112
	東京の名湧水57選	東京都が選定した東京都内の優れた湧水。都内区市町村ならびに都民から推薦された湧水を基本として、水量や水質、その由来、景観などに優れたもののうち、一般公開されており都民が身近に触れることができるものを対象としている。	7, 108

	用語	用語の意味	掲載ページ
夕行	透水性舗装	舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能を持つ舗装。	47
	特別会計	特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置する会計。	25
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）を対象とし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。	94, 95
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	95
	都市型水害	都市部で、異常気象に伴う局地的な集中豪雨いわゆるゲリラ豪雨などにより、中小河川や下水道の処理能力を超えた水量が流れ込むことでおこる水害。	52
	都市計画道路	都市計画で定められる都市施設のうち、都市計画決定された道路。都市の骨格を形成するとともに、自動車交通体系の根幹となる。	12, 46, 47, 50
	都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市や地域の将来像を定め、都市計画・まちづくりの指針となるもの。	12, 48, 49
	都立六仙公園	東久留米市のほぼ中心（中央町三丁目）に位置し、北多摩地域における緑の拠点として計画された約15ヘクタールの都立公園。	48, 49
ナ行	二次保健医療圏	一般の医療需要に対応するために東京都が設定する区域で、入院医療を圏内で基本的に確保し、医療機関の機能連携に基づく医療サービスや、広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供するための地域的単位。	70
	認可保育所	児童福祉法等により設置運営に関する基準が定められた児童福祉施設で、保護者が仕事や病気などの理由によって、日中家庭で児童を保育できないとき、保護者に代わって児童を保育する施設。	81
	認証保育所	東京都が定める認証基準（保育室の面積や職員配置などの基準）を満たして設置された認可外保育施設。	81
	農作業受委託	農作業の一部または全部を、農地の権利者と農作業を請け負う農業者や農協、農業法人等とが委託・受託すること。農業の担い手が不足する中、農作業の継続が困難になっている農家が多い現状において、不耕作地の発生を防ぐ手段の一つ。	29
	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域のなかでともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。	9, 64, 65
ハ行	パブリックコメント	意見公募手続。地方自治体などが重要な施策などを定める際に、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を求めるもの。	21
	バリアフリー（化）	障害者や高齢者などが生活を営むうえで、支障がないように、建物や道路などの設計・施工を行うこと。	5, 21, 45, 47, 59, 64, 65

	用語	用語の意味	掲載ページ
八 行	ヒートアイランド	人口集中による熱の大量放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人工物の増加、自動車、エアコンなどによる排熱の増加、緑地などの自然空間の減少により地表面での熱の吸収が行なわれず、都市部に熱が溜まる現象。郊外よりも気温が高くなり、等熱線を描くと、都市部を中心とした島のようになることからこのように呼ばれる。	112
	ビオトープ	野生の動植物が生息でき、生態系が機能する空間。	112
	病児・病後児保育	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された施設において保育及び看護ケアを行う保育サービス。	81
	ファシリテーション	グループ活動が円滑に行われるように、中立的な立場から支援を行うこと、そのための技術。	26
	平成の名水百選	環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100か所の湧水・河川（用水）・地下水。東京都内では、「落合川と南沢湧水群」が唯一選定されている。	7,108
	放課後児童クラブガイドライン	放課後児童クラブを運営するにあつて必要な基本的事項を示し、望ましい方向をめざすために厚生労働省が作成したガイドライン。	80,81
	ホームヘルパー	介護保険制度における訪問介護員。在宅の高齢者や障害者宅を訪問し、身体の介護や家事援助サービスを提供する。	61
	ボランティア活動	個人の自発的な意思に基づく自主的な活動。	56,57,93、 100,110
マ 行	緑のカーテン	ツル性植物で建物の窓辺や壁面を覆うこと。熱のエネルギーの遮断効果、葉の気孔からの水分蒸散により、日差しを和らげ室温の上昇を抑える効果がある。	96
	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者であり、児童福祉法による児童委員も兼ねている。高齢者や児童などの生活状態の適切な把握、相談や助言、その他の援助を行うこと、福祉サービスの情報提供などの活動を行い、行政とのパイプ役にもなっている。	57
ヤ 行	屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えられた林。	110,111
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無の区別なく、すべての人が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザイン。	5
	要介護認定者	介護保険制度において、要介護・要支援状態にあるとして認定された65歳以上の人及び特定疾病のある40歳以上65歳未満の人。	60
ラ 行	ライフスタイル	生活様式。衣食住をはじめ職業や居住地等の選択、社会とのかかわり方などを含む、広い意味での暮らし方、生き方のこと。	34,105
ワ 行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取り組み。	23

写真提供

表表紙：小松原昌男氏（市内在住）

「東久留米のふれあい情報サイト“くるくる”」

<http://kuru2.genki365.net/>

裏表紙：小松原昌男氏（市内在住）

東久留米市第4次長期総合計画

発行／平成23年3月

発行者／東久留米市

編集／東久留米市企画経営室企画調整課

住所／〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

T e l 042-470-7777（代表）

F a x 042-470-7804

E-Mail kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp



湧水口(南沢湧水)



この印刷物は森林循環紙を使用しています。